

第七十二回
国会

参議院物価等対策特別委員会會議録第三号

昭和四十八年十二月十九日(水曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

十二月十三日

辭任

須藤 五郎君

補欠選任

沓脱タケ子君

十二月十八日

辭任

佐田 一郎君

補欠選任

中村 登美君

塚田十一郎君

川野辺 静君

出席者は左のとおり。

委員長

小笠 公昭君

理事

佐藤 一郎君

棚田 四郎君

竹田 四郎君

田代富士男君

中沢伊登子君

委員

上原 正吉君

龜井 善彰君

川野辺 静君

志村 愛子君

嶋崎 均君

中村 禎二君

中村 登美君

工藤 良平君

小林 武君

前川 且君

柏原 ヤス君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

國務大臣

官(経済企画庁長)

政府委員

公正取引委員会

委員長

公正取引委員会

事務局長

官(経済企画庁政務次)

官(経済企画庁物価)

局長

官(経済企画庁総合)

開発局長

大蔵政務次官

大蔵省国際金融

局長

農林政務次官

農林省畜産局長

農林省食品流通

局長

通商産業政務次

官

通商産業省生活

産業局長

資源エネルギー

庁石油部長

事務局側

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

大蔵省理財局資

金第二課長

沓脱タケ子君

橋口 隆君

内田 常雄君

高橋 俊英君

吉田 文剛君

竹内 黎一君

小島 英敏君

下河辺 淳君

柳田桃太郎君

松川 道哉君

山本茂一郎君

大河原太一郎君

池田 正範君

楠 正俊君

楠本 利一君

熊谷 善二君

杉本 金馬君

宮出 秀雄君

石川 周君

三井物産株式会

社穀油産産部長

日清製粉株式会

社取締役製粉部

副部長

全国小麦粉卸商

組合連合会副会

長

山崎製パン株式

会社副社長

株式会社西友ス

トア一常務取締

役

日本銀行總裁

佐々木 直君

飯島 一郎君

竹本 連君

石原 五郎君

丸山 幸治君

児玉 一弥君

九山 幸治君

石原 五郎君

飯島 一郎君

竹本 連君

佐々木 直君

山崎製パン株式

会社副社長

株式会社西友ス

トア一常務取締

役

日本銀行總裁

佐々木 直君

飯島 一郎君

竹本 連君

石原 五郎君

丸山 幸治君

児玉 一弥君

三井物産株式会

濟企画庁長官。

○國務大臣(内田常雄君) 先般經濟企画庁長官に

就任いたしました内田でございます。本委員会の

皆さま方には就任後初めてごあいさつを申し上げ

る次第でございますが、何とぞよろしく願ひい

たします。

今日、わが國經濟社会が当面いたしておる最大

の課題は物価の問題であると存じますので、私は

皆さま方の御協力のもとにこの課題に全力を尽く

してまいる所存でございます。政府がこのたび國

民生活安定緊急措置法案を国会に提出いたし、御

審議を願っておりますのもこの趣旨にはかなりま

せん。何とぞ本委員会の皆さま方の御協力と御鞭

撻をお願い申し上げます。

○委員長(小笠公昭君) 竹内經濟企画政務次官。

○政府委員(竹内黎一君) このたび經濟企画政務

次官に就任いたしました竹内でございます。ごら

んのとおり未熟者でございます。何とぞよろし

くお引き回しのほどもお願い申し上げます。

○委員長(小笠公昭君) ただいまから物価等対策
特別委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十二月十三日、須藤五郎君が委員を辞任さ
れ、その補欠として沓脱タケ子君が選任されまし
た。

また、昨十八日、佐田一郎君、塚田十一郎君及
び玉置猛夫君が委員を辞任され、その補欠として
中村登美君、川野辺静君及び中村禎二君が選任さ
れました。

○委員長(小笠公昭君) この際、内田經濟企画庁
長官及び竹内經濟企画政務次官から発言を求めら
れておりますので、順次これを許します。内田經

こうした情勢に対処して、政府は、総需要の抑制をはかるという見地から、財政執行の繰り延べ、累次にわたる金融引き締め等の強化等を行なうとともに、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づき、灯油、紙等を特別の調査を要する生活関連物資として追加指定し、買占め売り惜しみの防止につとめるほか、関係業界に対し緊急増産や出荷の指導を実施するなど、個別物資の需給調整措置を講じてまいりました。

しかし、最近の石油供給の制限と輸入価格の上昇は、新たな物価上昇圧力となり、現下の物価問題を一そうむずかしいものとしております。

このような状況のもとに、当面総需要抑制政策を堅持し、事態の推移に応じこれを強化するとともに、市場機構を通じて資源の適正な活用をはかり、これを克服していくことが基本であります。同時に、いかなる事態が生じても国民経済の混乱と国民生活への影響を未然に防止し、物価の安定と必要物資の安定的供給を確保するための備えをしておくことは、国の責任であると考えます。

この法律案は、このような観点から、物価の高騰その他の経済の異常な事態に対処し、生活関連物資及び国民経済上重要な物資について標準価格の設定、生産、輸入及び保管に関する指示その他の価格の安定及び需給の調整等に関する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資せんとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、この法律案は、物価が高騰し、または高騰するおそれがある場合に、特定の条件のもとで次の各般の措置をとることができるものとしております。

第一は、指定物資についての標準価格の設定と、これをこえて販売する者に対する価格引き下げの指示及び公表であります。

上昇するおそれがあるときは、物資を政令で指定し、標準価格を定めるとともに、これをこえてその指定物資を販売したときは、価格の引き下げを指示し、正当な理由なくこれに従わなかったときには、その旨を公表することができるとしてあります。

第二は、特定物資の指定、特定標準価格の設定と課徴金の徴収であります。

指定物資のうち特に価格の安定を確保することが必要な物資を特定物資として政令で指定し、特定標準価格を設けるとともに、これをこえて特定物資を販売したときは、特定標準価格と販売価格との差額を課徴金として徴収することとしてあります。

第三は、生産、輸入、保管に関する指示及び公表であります。

生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定または国民経済の円滑な運営が著しく阻害され、またはそのおそれがある場合は、物資を政令で指定し、生産を指示するとともに、指示に従わなかったときは公表することができるとしてあります。輸入の促進または保管によりこれに対処する必要があると認められるときにつきましても、同様の趣旨の規定を設けてあります。

また、生活関連物資等の地域的な需給の不均衡に対処して、緊急に不足物資をその地域に供給するために売り渡し、輸送、保管をすべきことを指示し、その指示に従わない者については、その旨を公表することができるとしてあります。

第四は、設備投資の抑制に関する指示及び公表であります。

国民生活の安定または国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制をする必要があるときは、政令で指定された期間中の大規模な建築物の工事計画及び多額を要する設備投資計画を届け出させ、工事計画及び設備投資計画の実施の延期等の抑制措置を指示し、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるとしてあります。

表することができるとしてあります。

第五は、割り当て、配給、使用制限等についてであります。

物価が著しく高騰し、または高騰するおそれがある場合で、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、需給の均衡回復が相当の期間を要する困難であるというきびしい事態においては、政令で割り当て、配給、使用制限等の措置をとることができるとしてあります。

その他、帳簿の記載をさせ、報告徴収及び立ち入り検査をできることとしておられるほか、地方公共団体の長等に対する権限の委任、経過措置、罰則等に関する規定を定めてあります。

さらに附則において物価統制令の発動要件の改正を行なうとともに、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律について、特定物資の範囲の拡大、売り渡し命令の創設等、所要の改正を行なうこととしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(小笠公昭君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員橋口隆君から説明を聴取いたします。橋口君。

○衆議院議員(橋口隆君) 国民生活安定緊急措置法案の衆議院における修正につきましては御説明申し上げます。

修正の第一は、本法の運用にあつたての政府の基本的心がまえにつき、法律の実施にあつて、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定をはかるようつとめるべきこと、及び生活関連物資等について生産、輸入、流通または在庫の状況に関する情報を提供しようつとめなければならない旨定めることとあります。

第二は、本法の運用にあたり、特に広く国民の声を聞きながら、これを施策によりよく反映せしめるため、学識経験者及び一般消費者よりなる国民生活安定審議会を設けることとするのであります。

審議会は総理府に置き、諮問に応じ、生活関連物資等の割り当てまたは配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議することとし、また、これらの事項に関し建議を行なうことができることとしてあります。

第三に、本法が緊急事態に即応し相当広範な行政当局への授權を行なっていることにかんがみ、おおむね六カ月に一回施行状況につき国会への報告を行なう旨の規定を加えることとあります。

第四に、変動の多い経済情勢にかんがみ、政府は、本法の施行後一年以内にこの法律の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定をも加えることといたしてあります。

なお、標準価格につき中間卸売り段階についてもこれを定めることができることに修正した次第であります。

よろしく御審議を賜わり、御賛成賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(小笠公昭君) 以上で趣旨説明は終了いたしました。

○委員長(小笠公昭君) この際、おはかりいたします。

本案の審査のため、本日の委員会に参考人として三井物産株式会社穀油畜産部長長尾玉一弥君、日清製粉株式会社取締役製粉部副部長丸山幸治君、全国小麦粉卸商組合連合会副会長長石原五郎君、山崎製パン株式会社副社長長坂島一郎君、株式会社西友ストア常務取締役竹本連君及び日本銀行総裁佐々木直君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小笠公昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小笠公昭君) 委員各位に申し上げます。

ただいま御出席いただいております参考人の方々は、小麦の流通過程における関係者でございますので、主としてそれぞれの現状について御意見を伺うことといたします。

なお、佐々木参考人からの意見聴取は、午後に譲ることといたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人の方々には、御多忙中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

これより皆さまに御意見を述べ願うのでございますが、議事の進行上、お一人おおよそ十分程度でそれぞれ御意見を述べいただいた後、委員の質問にお答えいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず児玉参考人からお願いいたします。

○参考人(児玉一弥君) ただいま御指名にあずかりました三井物産穀油畜産部長の児玉でございます。

私ども輸入商社は、食糧庁の代行商社といたしまして小麦の輸入に携わっております。今回の小麦の値上げのもとになっております世界の小麦の市況の値上がり、及び今後の見通しについて御説明いたしたいと存じております。

私ども輸入商社は、食糧庁が食糧管理法に基づきまして定めました外国産食糧買入要綱に基づきまして食糧庁に小麦を納入いたしておりますが、その際、食糧庁よりわが国民の食糧でございませう小麦の必要量をわれわれに提示されて、それに基づいて私どもが食糧庁にお売りしておるわけでございます。食糧庁が小麦の数量、積み月その他を御勘案なさるに際しまして、世界の小麦には各種の種類のございまして、たとえばパン用でございませうカナダの小麦が主要になりますし、菓子用でございませうアメリカのウェスタンホワイト

が主要になりますし、うどん用では豪州の小麦が主要になるというふうに、小麦のそれぞれの性質によって産地が違っております。それらを、今月はどのものを何トン買入から用意して応札せよと、そういうふうな御指名、公示があるわけでございます。現在私どもが食糧庁にお納めしておる小麦は、来年の三月積みまでを納めしております。通常は二カ月前ぐらいまででございますけれども、小麦の市況が非常に供給が窮乏になっておりますので、通常よりも先積みの三月積みまでの納入が終わっております。この三月積みと申しますのは、食糧庁の需給計画あるいは日本における食糧の確保という点から申しますと、六月の所要量を満たす数字でございます。でございますから、現在の買付け状況で六月所要の小麦ですてに手当てが済んでおるといふことでございます。

小麦の手当てはそのように済んでおりますけれども、今回食糧庁が小麦粉を値上げなさいました背景の価格という面が最近引き続き高騰いたしておりますので、その辺の事情を簡単ではございますが、お時間をいただいで御説明したいと存じております。

小麦の相場は、昭和四十三年から昭和四十六年までは非常に安定しておりました。たとえばいま申し上げました日本の買付けの大宗でございませうアメリカのウェスタンホワイト種におきましては、四十三年に一ブッシュェル一ドル六十一セントでございましたのですが、これが四十四年に一ドル五十二セント、四十五年に一ドル五十六セントになりまして、四十六年に一ドル六十二セントでございませう。現在はこれが五ドル五十セントと、一ドル六十二セントから五ドル五十セントまで非常に値上がりをしておるわけでございます。

この四十三年から四十六年まで小麦の価格が安定しておりました背景といたしましては、何となく主要輸出国でありますアメリカ、カナダ、豪州、アルゼンチンにおいて各国とも農業政策の影響を受けまして非常に多くの在庫をかかえておったわけでございます。それが、昭和三十八年

には五千万トン、昭和四十二年で四千万トンの在庫がこの四大輸出国にございました。そのために、昭和三十八年、昭和四十二年二回にわたって前同様のソ連の不作があったわけでございますけれども、世界の小麦はこの価格で安定していたわけでございます。たとえば申しますと、昭和四十二年のソ連の不作では小麦が七千七百万トンの収穫でございまして、今回の騒動のもとになりました昭和四十七年のソ連の収穫は八千五百万トンでございます。でございますから、昭和四十二年のほうにソ連としては少ない小麦の生産であったわけでございますけれども、世界は安定しておったわけでございます。

ところが、昭和四十六年に、世界の小麦の需給を安定しておりました世界の小麦協定というものが、輸出国の価格の安値競争によりまして価格条項が取りはずされまして、そのときから価格の不安定性の芽が出たわけでございます。そのあくる年一年はそのままだ在庫がございましたので大過なく終わったのでございませうけれども、昭和四十七年にソ連の不作が起りまして、これを契機といたしましてまたまたソ連の不作と同時にインド、パキスタンがまた不作になりまして、さらに四大輸出国の一つの柱である豪州が干ばつによりまして生産が一千万トンから六百万トンに半減いたしました。これら四つの事象が一度に起こりましたために、四十七年にこれら四つまでありまして四千万トンの在庫が二千万トンに半減したわけでございます。ここに価格の不安定性が生じました。四十七年七月に一ドル六十でございました小麦が、一年後の四十八年六月末には三ドル三十というふうな倍になったわけでございます。

その間、先ほど申しました小麦協定による突っかい棒がなくなりましたので、アメリカとしては輸出補助金を廃止いたしました。それは、小麦協定の突っかい棒がなくなると同時に在庫が減りましたので、輸出補助金の必要がなくなったために補助金の廃止になったわけでございます。

そのように、四十八年の前半は非常に悲劇的な

様相でございましたけれども、今年の七月一日から始まりました世界の小麦年度の状況はさほどに悲観的なものではございません。申しますと、アメリカ小麦はアメリカ政府の施策によりまして作付制限が解除されまして、去年四千二百万トンの生産が今年は四千六百万トンと四百万トンほどふえましたし、カナダも千四百万トンから千七百万トンに三百万トンふえましたし、豪州は六百万トンの半作がもとの千三百万トンに戻りましたし、ソ連は八千五百万トンから一億トンに大増産になったわけでございます。ただ、アルゼンチンだけが七百万トンから五百万トンに減っております。けれども、これらを合計いたしますと、世界の小麦の生産は、三億三千一百万トンから三億五千四百万トンと、二千三百万トンの増加を来したわけでございます。そして、この増加のおもなるものは、ソ連が相当よって来たったゆえんでございます。

ところが、これだけ世界の生産がふえ、アメリカ、カナダ、豪州がふえましたけれども、何せ前回の持ち越し量が少なかったために、このアメリカ、カナダ、豪州、アルゼンチンの四大輸出国の期の初めにおきます持ち越し量と生産量とを足しました期首の供給数量は、一億一千二百万トンでございましたものが一億四百万トンに、八百万トンの減少を見たわけでございます。

このように世界の四大輸出国の供給が減った反面、買付けにおきましては昨年とはほとんどそういたして大差なく、中国が五十万トンの買付けをいたしましたし、パングラデンがやはり御承知のように不作でございました。それからアフリカ諸国が御承知のように干ばつが訪れております。それから先ほど申しましたアルゼンチンをはじめとしまして、ブラジル、チリというふうな新しい国々の需要が起りましたので、今年においても、全体としては生産がふえたのでございませうけれども、来年の六月末における期末の在庫の予想は、今年七月の二千万トンから千五百万トンというふうなまた一その落ち込みが予想されてお

ります。

そのために、今年は、先ほど申しましたように生産はよかったです。でございますけれども、この市況におきましては、先ほど申しましたアメリカの小麦が五ドル五十になるというように、価格は依然としてまだ高い水準にございます。そうしますと、この高い水準が今年現在の穀物年度でございます。来年度の六月末まで続くといたとしても、従来の七月以降は一体どうなるのであろうかということでございますが、来年度は、アメリカ政府が作付制限を全部撤回いたしましたので、できるだけ小麦をつくれというような政策をとっております。小麦のアメリカにおける生産費は、これは最近いろいろな諸物価が高騰しておりますのでなかなか推定の域を脱しませんけれども、約二ドル五セントから三ドルと思います。でございますから、現在みいたな五ドル五十セントの高値を唱えておりますので、アメリカの小麦の生産は来年度はふえるというように予想でございます。アメリカ政府の予想によりますと、今年の生産が四千六百万トンでございますけれども、来年は五千百万トンにふえる予想でございます。

それからもう一つ、来年度は、ソ連が今年先ほど申しましたように一億トンの高生産でございましたので、来年度はソ連の買い付けはないであらうと。今年は期の初めにソ連は引き続き五百万トンの小麦の買い付けをしております。ちなみに、去年不作のときには一千八百万トンの買い付けをしております。それで、来年度はおそらく価格も平靜に戻りまして、平靜に戻ってもおそらくいまの五ドル五十が四ドル前後、四ドルか四ドル五十、この辺になるのではないかと考えております。ちなみに、シカゴの相場の先物、すなわち来年度の新穀の相場は、現在四ドル五十の線でございます。

それからこの小麦の高騰に加えて昨今石油不足でございまして運賃が非常に上がっております。運賃の数字を申しますと、四十七年の七月に太平洋・日本の小麦の運賃が八ドルでございま

たけれども、これが一年後の四十八年七月には十七ドルになりまして、これがここの八月、九月ごろまでは十七ドルの線で済んだのでございますけれども、十月になりまして二十五ドルが出まして、現在三十五ドルでもなかなかむずかしいのではないかと、これはトン当たりでございます、というような状況になっております。これはなぜ運賃がこのように暴騰したのかという原因でございますけれども、これはやはり船の石油がございまして、従来外国船が日本船の不足を補って入っておりまして、外国船が太平洋のアメリカ及び日本でなかなか油のめどつかないということとで、一斉に手を引いたわけでございます。それで、日本船の中でも日本の船会社が外国からチャーターしてこの航海をいたしておるわけでございますが、これらについては日本の政府——食糧庁並びに農林省、運輸省、通産省のお計らいで何とかいま石油の確保の願いをしておりますし、現在この三月までは滞りなく輸送のめどは立っておりますけれども、なかなか船が少ないということから運賃が上っております。それからまた、昨今やや港が込んでおりますので、その点で船の回転もややおくれっております。

このように、小麦の事情並びに運賃の事情、及び為替が従来一ドルが二百六十五円でございますが、昨今二百八十円になっております。これらの事情が相まって小麦の値段が上がっておるわけでございますが、私どもの予想といたしましては、現在が相当高い水準で、来年にかけてはややゆるむのではないかと、こういうふうな長期予想をいたしております。

どうも失礼いたしました。

○委員長（小笠公韶君）　ありがとうございます。

丸山 参考人にお願ひいたします。

○参考人(丸山幸治君) ただいま御紹介いただき
ました日清製粉の取締役東京営業所長並びに製粉
部副部長をやっております丸山でございます。製
粉業界の状況並びに当社の最近の状況を小麦粉流

通面を主といたしまして御説明申し上げます。

原料小麦は、外国小麦、国内産小麦ともに全量食糧庁において買い上げの後、製粉会社にて一定価格にて売却されている方式でございます。数量の決定は、当該企業の過去の買い受け実績並びに工場の能力によってなされております。現在の使用数量は、年間大体次のとおりでございます。一般用が三百五十六万トン、学校給食用が三十三万トン、ふすま増産用ということで五十六万トン、並びにふすま専門工場専管用といたしまして五十八万トン、合計五百三万トンということでございます。外国産小麦が約九五%でございますして、国内産小麦は五%ということになっております。

これらの小麦は、全国で企業数二百二十一、工場数で申しますと二百六十七の製粉工場で小麦粉に挽砕されておるわけでございます。生産されました小麦粉は、パン用に百二十四万トン三五%、めん用に百三十八万トン三八%、菓子用に四十六万トン一三%、家庭用に十二万トン三%、その他三十八万トン一%、計三百五十八万トンということになっております。

これらの小麦粉は、私どもでは特約店——私とも日清製粉では全国約五百五十店ございますが——を通じてそれぞれのユーズーまたは二次販売店に販売されております。

小麦粉の販売伸長率は、最近数年間は約二〇程度でたいしたことはございませんでしたが、本年春ごろより比較的順調な伸長がございました。特に本年十月初旬より急激な増加を示しまして、当社におきましても、十月が前年比一五・一〇％、十一月は一〇・八％に達しまして、十二月はおそらく一二・〇％を上回るものと思っております。幸いにしまして、食糧庁の原料売却数量も、この十月から十二月の三か月で、前年の九十三万トンが本年は当初の予定より二万トン増加しまして百万トンとなっております。前年比一〇・八％となっておりますので、国民食糧の供給という社会的責任を負っております当社並びに各製粉会社はその製粉

能力をフルに動かしまして国民の皆さまの需要にこたえたいと願っておりますが、御承知の方も多いと思いますが、製粉工場の操業は昔から三交代制による二十四時間運転でございまして、時間延長による増産ということは望めないのです。日曜日の作業を廃休運転と申しますが、日曜日の作業を行なつて需要の急増に対応している次第でございます。しかしながら、これにも限度のあることはもちろんでございます。

食糧庁は、去る十二月一日より、原料小麦の払い下げ価格を三五%改定された次第でございます。私どもも、去る十二月十日、特約店に對しまして、來たる四十九年一月一日より約三七%、二十五キログラム一袋当たり平均で五百七十円の値上げを發表いたしました。なお、価格改定の幅の算定につきましては、食糧庁の御指導をいただき、適正な限度をもつて決定いたしました次第でございます。払い下げ原料小麦が十二月一日に改定されましたのにかかわらず、來春一月一日出荷分よりといたしましたのは、食糧庁の御指示によるものでございしますが、その理由は、十一月末には十二月の販売に見合う原料、製品の在庫があるという解釈によるものでございまして、現在のような出荷情勢では、旧値分を売り尽くし、若干新値原料分を使用して現在価格でお売りする予定でございます。したがいまして、当社といたしましては若干の出血は覚悟しておりますが、国民食糧の供給責任を持つておる当社といたしましてはやむを得ぬことと存じておる次第でございます。

私どもといたしまして、前述のごとく、文字どおり全力を投じて努力いたしておりますのにかかわらず、最近末端において若干小麦粉の不足の声を耳にいたしておりますことは、はなはだ残念に存じておる次第でございます。その理由は、私なりに考えますのに、たとえば小麦粉の小袋について申し上げますと、大体一人一カ月に百グラムくらいの消費をされておるのでございますが、一家庭で一キログラムの小袋ということは二カ月半分ということになります。したがいまして、二袋

お買いになりますと五カ月分お持ちになるということになるわけでございます。そして、小麦粉は従来よりほとんど当用買いで、問屋さんとか小売り屋さんとか御家庭でも必要量しかお置きになっておりません。ところが、諸物資不足の当今、ちょっと不安で買置きをするということになりますと、たちまち市場の小袋が売り切れになるという次第でございます。私もいたしまして、昨今、食糧庁の御指示もあり、緊急直配をいたした次第でございますが、小袋の製造能力にも限度がございます。急に増産ということはなかなかむずかしいのでございますが、これまた、フル生産をして十月から十二月では前年比約一二％ぐらいになると思っております。

大袋につきましても、前述のとおり、十月初旬より国際小麦相場の高騰による粉価先高予想が新聞等に報ぜられて、かつ、最近の石油事情等から端を発した輸送面の不安感によって注文量が急増いたしましたので、私もいたしましては、大量に使用していただいておりますユーザー、本日もおいでになっておりますが、山崎パンさんなんかにもお願い申し上げまして、必要最小限にとどめていただきまして、主として小口の実需家の方へ私も係員が毎晩おそくまで残業いたしましてなるべく公平な出荷ができますように努力いたしております。当社の実数といたしましては、大口使用者はせいぜい前年並みぐらいでございます。小口出荷の方は相当前年をオーバーしているのが実情でございます。それにもかかわりませず、小口消費者の方から多く不足の声を伺っております。これは、前述のような実情で注文が増加したために、一部銘柄には品切れが起り、その場合は非常に不足感が出たものと思っております。小麦粉は、御承知の方もございと思います。一等粉から末粉に至るまでの連産品でございます。かつ、用途によって多種多用で、銘柄数にいたしましては当社でも全国では約四百ぐらいになっておりまして、量としてはありまして希望の銘柄がないという現象が聞かれています。

ありますが、今回は特にその現象が極端に起きたのではないかと考えている次第でございます。

また、小麦粉というのは、古くても新し過ぎても製品にいたします使用上不適なことが多くて、通常在庫もせいぜい私どもでは二週間以下でございますので、ちょっと需要が急増いたしますと問題が起るという性格が本来でございます。かつ、従来よりユーザーの方もほとんど在庫はお持ちになっておりません。場所を非常にとりま関係で当用買いでございまして、はなはだしいのは持ち込みの時間を指定される方もあるくらいでございます。通常はほとんど在庫ゼロという場合もある次第でございます。私もでも常識的と思うぐらいい在庫されても、もしかりに全部の方がそういう希望を持たれますと、一時的には不足という問題が起るわけでございます。

ちよつと宣伝めきまして申しわけないのですが、私どものたとえば高級小麦粉——高級薄力粉といつてバイオレット印というのがございます。これが特に品薄でございます。これはケーキ屋さんとかテンブラ屋さんに非常に御愛顧をいただいております品でございますが、テンブラ屋さんなんかは月に五、六袋お使いになるというのがあるが大体でございますが、ちよつと十袋ぐらいい安心買いをされますと、これもたちまち品不足ということが起きまして、一部に御不満の声が出たものではないかというふうにも思っております。次第でございます。しかしながら、こういう状況ももうしばらくで落ちつくのではないかとこのうふうに思っております。

さて、当今の石油危機等で、私も、今後の製造、輸送面に、電力、軽油、ガソリン等で困難な場面が生じますと、消費者の方々にまた御迷惑をおかけするということになるのではないかとたいへん心配したりしているわけでございます。どうか、食糧の原材料供給者の一員といたしまして諸先生方に今後こういう方面に特段の御配慮をお願い申し上げて、たいへん難雑な説明ですが、終わらせていただきます。

○委員長(小笠公昭君) ありがとうございます。

石原参考人にお願いたします。

○参考人(石原五郎君) 私、たたいま御指名をいただきました石原でございますが、私は日清製粉の特約店をいたしておりますが、本日は全国小麦粉卸商組合連合会副会長という立場から出席させていただきます。流通業者の責務ということでは若干所見を述べたいと思っております。

全国小麦粉卸商組合連合会は、現在三十七都道府県の単位組合の集合体でありまして、傘下組合員数は約一千店舗に及んでおります。ちなみに、未加入県を御参考までに申し上げるならば、南から沖縄県、鹿児島県、大分県、島根県、和歌山県、奈良県、三重県、滋賀県、岐阜県等九県と相なっております。未加入県の理由とするところは、小麦粉の流通機構が県単位でありまして、大手の卸商が未加入圏域に販売網をしかれましたので、その県の組合の方々はもはやその組合の存在する必要はないというところがある要因なようでございます。全粉卸の小麦粉の販売占有率はおおむね九〇％に及ぶものと思われまします。任意組合でございますので経済行為をいたしません関係上、その取り扱い高の実数と申しますと正確性につきましましては、前述のとおりおおむねと申し上げた次第でございます。

さて、私どもの日常の業務は、一口に申し上げまして、製粉メーカーが製造されました小麦粉二十五キロ紙袋入りを直接に大中小なかんずく大中の実需家並びに二次卸商に販売しております。二次卸商は、一部の中小と零細なる実需者に販売しておりますのが一応のパターンでございます。零細と申し上げましたのは、取引単位が一、二袋とごく少ないことを意味しておりますので、その点を御了承いただきたいと思います。しかしながら、必ずしも実需者と二次卸商に併売することを原則とはいいたしておりません。すなわち、それぞれの卸商の経営姿勢によりまして、実需者に一〇〇％販売するところがありますれば、また、反対に二次

卸商のみ一〇〇％販売しておるケースもあります。傾向的には、先ほど申し上げましたとおり、ウェートの大小はありましても、実需者と二次卸商に併売しておるのが大方でございます。

さて、いまさら申し上げるまでもなく、小麦粉及び二次製品は、特にパン、めんを意味するわけでございますが、消費者に定着した主食であります。したがって、原麦は統制であります。しかし、製造されました小麦粉は自由商品であり、末端では原麦の割り当てワケなんか全く関係ないものと思われておるのではないかと思います。今日まで、製粉会社は、販売占有率を高めるために競争をし、私も卸業者も御多聞に漏れずそのお先棒をかついでユーザーすなわち実需者に対し折衝しておる次第でございます。これは、常に供給過剰のところから、経済原則にうたわれております。局もその点につきましては十分御承知のことと思われまします。小麦粉及びその二次製品が主食であるというがために、商品の性格上、消費者優先の行政指導でありまして、やむを得ない次第であります。もしやとするならば廃棄する以外にはないものと考え次第でございます。

それから、われわれ流通になう使命といたしましては、われわれ流通になう使命といたしましては、付加価値とははたしてどのような点であるかを具体的に申し上げるならば、大都市における卸業者の任務といたしましては、一般的には倉庫、配送、金融、情報の提供等々であります。これらはあらゆる卸業者の使命であります。特に小麦粉の流通業者としてわれわれの場合は、私ごとでたいへん恐縮でございますが、弊社ヤマジョウ商事におきましては、まず金融の措置、これはメーカーに對しましては出荷日計算十五日で仕入れ代金を支払っております。ユーザーに對しましては平均六十日くらいで決済しております関係上、四十五日ぐらいい立てかえということに相なっております。戦前のことを申し上げて恐縮でございますが、戦前はキャッシュ・オン・デリバリー、現金引きか

えというのが一つの商慣習になっておったようでございます。

第二は、ユーザー志向の小麦粉を供給する点でございます。ユーザーに対しまして、その会社の性格、その商品の製品等につきましてふさわしい小麦粉を特許して、それを販売し、ユーザーの発展向上に寄与するというところでございます。たとえば、目下日清製粉より六十一種類に及ぶ製品を扱っておるのも、そこにゆえんがあるわけでございます。

したがって、取り分けました結果余りごみの小麦粉の処分ということもわれわれの使命でございます。すなわち、製粉メーカーに対しましては取り分け挽砕をしてもらいますので、ユーザーが定着するが、一方においては必然的に、先ほどお隣の部長さんからもお話がございましたとおり、余りごみの小麦粉ができるのでございす。この処分につきましてわれわれ販売に努力するということも大きな仕事の一つに相なっております。

なお、最後の問題は、配送の合理化、これが最も大きな問題でございます。小麦粉は本来は工場渡しでございす。先ほど来よりしばしば申し上げましたとおり、売らんかなと申しますか、ユーザーまたは二次卸商まで配達いたしておりますのが一つの商慣習になっております。したがって、本来ならば東京都内に相当のチェックポイントがありますればよろしいのでございす。現状は、われわれ特約店、たとえば日清製粉の場合は東京に十二店ないし十五店ぐらいの特約店がございす。その特約店が毎日の注文をメーカーに発注いたします。メーカーは下請運送にそれを託し、店々の伝票をつけまして、同一方向に大抵十トン車なら四百袋という小麦粉を積みまして、それを配達するというところで、時間が非常に合理的であり、かつ、早く回転されるということから、一袋当たりの運賃が非常に安くなるということでございます。なお、東京都という大都市は、御案内のとおりよくそういたしております。

ますので、そういうことが非常に望ましい。もしかりに個々の特約店が十二店ないし十五店の卸商が日清製粉の鶴見工場に引き取りに行った場合には、多品種でございすので、受け渡しに時間がかかる。しかも、お得意先がそれぞれ遠距離にある関係上、時間的にもロスがあるというところで、一袋当たりの運賃が非常に高価になる。ということは、すなわちその高い運賃は相手方に転嫁するということを意味いたしますので、現在製粉会社に委託輸送をいたしたく、そういう合理化配送をしておるところに非常に価値があるかと思っております。

次に、中小都市の特約店の卸売業者は、自己の倉庫に入れたまいて、砂糖、油脂あるいは副資材等を混載してユーザーに届けるのが実態でございまして、これは本来の流通業者としての機能を果たしておるものでございす。したがって、大都市、中小都市の決済条件は、大かたはそう差異はないようでございます。しかしながら、仕入れにおきましては若干相違があるやに承っております。

さて、この問題は別といたしまして、最後の私どもの一番問題とするところは、リスクの負担でございます。先ほど申し上げましたとおり、四十五日の立てかえというところは容易ならぬことと申します。したがって、四、五年前までは相当の不測の損失をこうむりましたが、最近高度成長に救われまして取引先の倒産等もなく、その点は小康状態を保っておるのが現状でございます。このようなリスクを負担するというところで特約店と申しますか卸商の価値というものは他の流通業者と大きく違っているだろうと思ひます。

そこで、先ごろの問題点につきまして若干触れたいと思ひますが、本年九月二十三日、日刊紙に麦価大幅値上げの報道がなされ、その後再三中央紙、地方紙に麦価値上げが流されました。御承知のとおり、昨年、ソ連、中国、共産圏の二千万トン余にわたる膨大な買いつけ等から、品質的にも危惧を持ったり、また、量的にも

心配するのあまり、ユーザーのうちには、頭の回転の早い方々から人ではございす。先高を見越しまして九月下旬から十月上旬に通常の買い付け量より二割ないし三割増を買い付けられたのではないかと推測されるのでございす。ここで申し上げたいことは、物が不足すれば需要供給の關係からして価格が上がるのが自由商品であるが、小麦粉の場合はそれが許されぬ。統制の中での自由商品という、統制と自由の谷間の商品であると言わざるを得ないのでございす。

今回の場合、本来ならば、当然、小麦粉も値上がりすることにより需要が押えられ、値が行き過ぎれば、安いときに買った人から利食いも出て価格が妥当なところに落ちつくはずでございます。ところが、小麦粉の供給はワタに押えられているにもかかわらず、十二月一ぱいは上げてはいけなという強い御当局の御指導がございすので、その点は何ら心配はないのでございす。しかし、ユーザーといたすならば、一月以降は値上がりすることが確実におきかたります。関係上、安いうちに買いたいという気持ちがかかるのは、けだし当然と言わざるを得ないのでございす。それが品不足との関連でございす。エスカレートして若干流通の円滑を欠きましたことは事実でございます。これは先ほど日清製粉の丸山取締役が申し上げたとおり、注文が一時に殺到した。製造にはおのずと限度がある。そのギャップが銘柄品によつてはばらくお持ち願ったということからして声が大きく喧伝されたということがあったわけでございます。御承知のとおり、原麦は一〇八%と昨年同率より八%増ワタされましたのでございまして、出荷は異常出荷をしましたが、相手先を調査し、十月一日よりの出荷を洗い直し、あとから調整し、順次円滑を正し、最近に至り大袋につきましては常態に復してございす。

私ごとでたいへん恐縮でございす。弊社におきましては、本年末の売り上げ予定は大体昨年比二二〇%に近いものが予測されるのでございす。これは新規の得意先の実勢を勘案していただき、平均値よりややよい出荷を見ておりますが、最近二十四時間フル操業で御得意さんのおしかりも十二月中旬をもって解消されましたことを御報告申し上げる次第でございす。ただし、家庭用小袋につきましては、先ほど丸山取締役が申し上げたとおりでございすので、省略させていただきます。

以上をもちまして、簡単でございますが、流通業務を御報告申し上げます。○委員長(小笠公昭君) ありがとうございます。

○参考人(飯島一郎君) ただいま御指名をいただきました山崎製パンの副社長をしております飯島でございます。小麦粉ユーザーの立場といたしましてパンの生産と流通に御報告申し上げます。御承知のとおり、わが国の製パン産業は戦後急速に発展いたしました。食糧庁の発表によりますと、四十七年度に製パン用に使用したところの小麦粉は換算いたしますと二百二十四万六千トン、約五千万袋と思ひます。その中に学校給食を含んでおります。これをおよそ全国六千余の工場、各種のパンに加工しておるわけでございす。この製パン工場数は年々や減少を見ておる次第でございます。そのような過程を踏まして、現在食品産業中屈指の規模を持つに至りました。また、製パンの技術面、施設面その他から考えますと、われわれメーカーの努力、あるいは関連業界の御協力を得まして現在のところではほぼ世界的な水準に達していると思っております。次第でございます。

続いて製パン企業の実態について申し上げます。皆さまをおよそ御承知かと思ひますので、いさよゆるホームベーカリー、リテールベーカリーと申して、自分のところでパンを焼きまして店頭で販売するような形態と、私どものように比較的大規模な生産工場を持ちまして卸売をする業種との二つに大別されると考えておるのでございす。

います。当社は卸売り専門でございまして、私事にわたって恐縮でございませけれども、およそ全国的にたまたま十四の工場を持ち、小売り店、スーパー等を含めまして二万数千店舗の店にパンを運ばしていただいておりますのでございませ。以下当社の実情について若干申し上げます。

パン類の生産は原則といたしまして受注生産でございませ。もう少しこの点について詳しく申し上げますと、売店が消費者にお買い上げいただくであろうというおおよその数を予測いたしましてわれわれのほうに御注文をいただくわけにございませ。その注文を受けた私どももいたしましては、およそ本日からあしたの朝までにかかけまして、注文の数量の各種の品種のものをつくらしていただきまして、早朝トラックをもって各売店に直送してございませ。皆さ御承知のように、昨今きわめて諸環境が激変いたしまして非常にきびしい条件下でございませけれども、パン類の供給につきましては、私どもは全力をふるって円滑に行なわれるように努力をしておる次第でございませ。現在末端におきましてそのようなトラブルはほとんどないものと考えておるのでございませ。なお、パン類と申しますとおよそ製品寿命が非常に短いものでございませので、生産、流通及び家庭のいずれの段階におきまして、売り惜しみでありますとか買いだめでありませとかというようなことは皆無でございませ。たとえば当社の製品在庫は、若干商品寿命の長いものをまぜまして一・四日分くらいにすぎませので、この点につきましては比較的流通面について順調にございませ。おとすのでございませ。

次に、最近小麦粉の流通がやや阻害されておるに聞いておるのでございませけれども、わが社におきましては主原料である小麦粉につきましては、時節からその供給は決して潤沢とは申せませけれども、関係方面の格別な御配慮によりまして最低必要量は何とか確保され、小麦粉不足のために生産に支障を来たすというようなことは若干はございませけれども、ほとんどたいした問題

はございませ。

なお、パンは小麦粉が主原料でございませけれども、副資材といたしまして砂糖、油脂、脱脂粉乳、あるいはバター、卵等の諸原料をたくさん使うのでございませ。その上に当然これをベークするのために各種の燃料を使っておるのでございませ。最近では、オーブンのいわゆるパンを焼くかまの燃料は、およそボタンを使っておるところが一般でございませ。過去におきましては、電気でありませとか、あるいはもっと前は石炭とか固形燃料も使ったことございませけれども、現在はおよそガスを使っておるのでございませ。ところが、そういうものが非常に窮乏しておりまして、十二月一ぱいは何とか需要に充てられるであらうけれども、一月以降については確約はできないというような状態にございませ。なお、その上に、最近とみに衛生思想が向上いたしまして、過去においては裸でパンを販売していたおたのたのでございませけれども、最近はずべてのものを包装しておるのでございませ。その包材はおおよそ石油化学の各種の製品を使っておるのでございませけれども、こういうものがきわめて払底しておりまして、価格の高騰に加るにその入手が非常に困難でございませけれども、いままでのところでは何とか企業努力によってこれを解決していただいておりまして、いまのところ消費者の方々に御迷惑をかけている点はないと思っております。

なお、先ほどから二、三の参考人からいろいろ意見が出ておりました。特に石原参考人からは、ユーザーとして二〇％ないし三〇％いわれる粉の買いためをしていられるのではないかと御意見もちょっと伺いたしたのでございませが、わが社におきましては特に品質についてきわめて重視しておりまして、先ほど丸山参考人からも粉は古くても新しくてもよくないという話もございませ。わが社におきましてはそういう点については格別の配慮をしております。そのうちうど適正な熟成度、この粉を使いませんとなかなかいいパンがでにくいのでございませ。もちろ

ん粉だけがよければいいパンが簡単にできるとは申されませけれども、特に粉が重要なウェイトを占めておりますので、わが社におきましてはそういう点について特別に配慮をしておりますから、絶対に粉のいわゆるストックなどはしておりませ。また、粉のみでなく、各種の原料、材料、燃料等につきましても当用買いを原則としております。であります。わが社のいわゆるランニングストックは安定上必要でございませので、たまたまわが社におきまるところの各種の原材料は、平均在庫日数九・四日、ただし小麦粉は三日分でございませ。また、それ以上余分にストックするようなスペースも倉庫も持っておりませ。ございませので、わが社に限りましては、少なくともこのような時期に悪質な行爲に出るようなことは一切してないつもりでございませ。

なお、当社は生活必需品でありますパン類を供給する社会的使命にかんがみまして、いかなる困難な環境下にあっても製品の円滑な供給を継続するために全力を傾ける覚悟でございませけれども、ただいま申しましたように、たとえばわが社の某工場におきましては、貨車輸送で粉を送っていたおたのが、貨車が御承知のような状態にトラブルが起こつてうまく使えない。今度はこれを車に切りかえようと思いたしたところ、燃料不足でうまく届かないというやうなことが出ておりますけれども、これはいろいろな手段をもって現在解決しておりますが、このようなことが来春以降にならませと、なお一そうきつくなるのではないかと懸念しておるのでございませ。その上に、たとえばパンを入れる箱がおおよそプラスチックでつくられておるのでございませけれども、これなども原材料が払底しております。こういう面につきましても、いたく頭を悩ましておるやうな状態にございませ。しかしながら現在のところ、生産規模におきましてもおのずから限度がございまして、たとえば主力製品であります食パン部門などにおきましては、非常に労働力不足であり、特に若手労働力がなかなか確保できない

のでございませけれども、ほとんど二十四時間フル操業としておるやうな状態にございまして、ただいま申し上げました各種の困難な条件が今後われわれの企業に襲ってくると思っておりますのでございませけれども、本日おいでの方々に格別の御配慮をいただきまして、特に民生産業であるわれわれの製パン業界につきまして、燃料でございませとか、あるいは諸原料、諸材料についての御配慮がいただければまことにありがたいと思っております。どうぞ、今後とも、私どももみずから企業の使命に十分の自覚を持ちまして、消費者の皆さま方に安定供給をはからしていただく所存でございませので、なお一そうの御理解と御支援のほどを申し上げます。参考人としてのお話を終わらしていただきます。

○委員長(小笠公昭君) ありがとうございます。

竹本参考人にお願いたします。

○参考人(竹本連君) 御指名いただきました西友ストアの常務をやっております竹本でございませ。

十月下旬より発生いたしております一部商品の異常な売り上げのために店頭におきまして品切れ状態を起こしておりますが、十一月中旬より小麦粉におきましても同様の売り上げ状態を示しまして、現在までその状況が続いております。その実態につきまして概略御説明申し上げたいというふうにご考慮しております。

まず第一に売り上げ及び入荷の状況であります。通常の状態におきましては家庭用小麦粉の四人家族一世帯当たりの消費量は約四キロといわれております。そして、最近におきましては年度の売り上げ伸び率がほとんどなく、一定の量の売り上げを推移しておたという商品でございませ。十一月中旬より急に異常な売り上げ状態を示し始めまして、商品補充につとめましたが、店頭におきましては品切れ状態を呈するという状態になっております。しかしながら、十一月の結果を見てまいりますと、当店におきまして販売高は昨年

の十一月に比べまして約一七〇％になっております。十二月におきましても十五日までの十五日間で昨年度同期対比でまいりますと二〇〇％となっております。したがって、商品手当て入荷量は昨年より二倍になっておるといふのが現状でございます。しかしながら、なおかつ店頭におきましては品不足状態を呈しておるといふ実情でございます。その買上げ状況は、正確には把握しかねますけれども、一般家庭用と同時に通常では見られなかった少量業務用と思われる客筋がふえております。なお、この販売の主体をなしておりますのは小麦粉の中で薄力粉と称する種類のものでございますが、私どもの取り扱いの中では、多少こういうものを加工いたしましたテンブラ粉というようなものがございますが、そういう用途を限定されました商品につきましてはほとんど変化を見せられていません。なお、小麦粉の関連商品といたしまして現在多少の異常を見せておりますのは即席インスタントラーメンと称する商品でございます。他、乾めん、スバゲッティあるいは他の加工品につきましては何ら顕著な状況を呈しておりません。

次に二番目に価格でございますけれども、価格につきましては仕入れ価格一キログラムあたり五十六円ないし七十三円、売値につきましては六十九円ないし八十三円の各種がございますが、この二年來仕入れ販売価格並びに取引条件とも現在に至るまで何ら変わっておりません。今回の異常な売り上げ状態は、明年度より値上げ確定に対する買い急ぎに端を発します商品不安ということと思われましても、現状価格で一般家庭が一年間にお使いになります小麦粉の額は三百円程度でございます。したがって、店頭におきまして小口業務筋の買い急ぎということが非常にふえておりますので、家庭向けと同時に小口需用者の買い急ぎということが大半を占めるのではないかと、うふうにも思える次第でございます。

それから三番目に食糧庁の特別御指示に基づきます緊急放出処置の状況でございますが、その趣旨

は、昨年一日当たりの五倍の量を開店と同時に店頭へ陳列するよう指示がございました。当社におきましても五店舗この方法を実施してまいっておりますけれども、なお不足状態が続いております。したがって、この状態を現在鎮静化するためには、おそらく昨年度の十倍以上の商品の陳列がなければこれを鎮静化することはむずかしいというふうに思っておりますが、明年度になりまして小売り価格も改定されますに従いまして逐次鎮静化していくだろうというように私どもは予測いたしております。

以上、小売り段階におきまして小麦粉の販売状況の概況でございます。

○委員長(小笠公昭君) ありがとうございます。それでは、これより質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○竹田四郎君 最初にちょっとお願いをしておきたいのですが、児玉参考人からはいいいと思うのですが、他の四人の参考人の方からおたくの個人の会社でけっこうです。出荷、入荷、これの高金額じゃなくて量ですね、その資料をぜひお示しただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。各社でけっこうです。業界といってもなかなかたいへんでしょうから、社でいいです。もしできれば業界でお願いしたいのですが、そこまではちょっと無理だろうと思っております。各社の出荷高、入荷高をお願いしたいと思います。パンなどは種類がいろいろあると思いますが、出荷のほうはいいですか、粉の入荷だけ、ここ少なくなると値上がりが始まりました九月以降、月別でひとつお願いをしたいと思います。いかがですか。

○委員長(小笠公昭君) お願いできますか。それでは、ただいまでなくともけっこうです。それから、後刻お願いできますか。お願いいたします。

○竹田四郎君 飯島参考人にお聞きしたいのですが、先ほどのお話で粉の熟成度というものがたいへん重要である、こういうことでありますが、その熟成度というのは、おそらく製粉してから

一週間ないし十日ぐらいだろうと思うのですけれども、おたくのほうの倉庫の中で先ほどランニングストックが九・四日という……

○参考人(飯島一郎君) 粉は三日でございます。○竹田四郎君 粉は三日ですか。そうすると、この熟成度の過ぎたものをおたくのほうでは受け取るのですか。おたくのこの三日の中に熟成度が入るんですか入らないんですか。

○参考人(飯島一郎君) これにつきましては、やはり実需とメーカーのほうとの関連がございますから、必ずしも一定ではございませんけれども、おおよそいまおっしゃられましたように五日ないし一週間熟成したものをおたくのストレージビンに持ってきてもらいました直ちに使い始めます。でありますから、粉をひいてから早いものでおおよそ五日、おそいものでは十日目ぐらいから粉をとりましておたくのほうで熟成していただきます。それが五日ないし一週間、それから私のほうへ持ってきてもらってすぐ使い始めます。よろしくございましょうか。

それから先ほどの、粉はどのくらい入っているかということでございますけれども、わが社におきましてはおおよそ月間で五十五万袋くらいでございますから、十一・二五トンくらいになりますか、そのくらいでございます。

○竹田四郎君 それはいまはおおよそにお話しされたのですが、月別に、まあおたくのほうは機械のキャパシティ等からそう大きな誤差はないだろうと私は思いますけれども、念のためにひとつ月別にそれをやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○参考人(飯島一郎君) はい、わかりました。○竹田四郎君 それから丸山参考人にお伺いしたいと思うのですが、先ほど伸長率が十月には一五％だと。これは対前年同月比だろうと思うのですけれども、十一月が一〇・八％、十二月が一二・〇％ということですが、十月が非常にふえておりまして、十一月が減っている。十二月がまたかなり盛

り返している。これは日数にも若干関係が——対前年同月比ではあまり日数に関係ありませんね。そういう点で、どうして十二月にかなり伸びて、十一月がぐっと減っているのか。むしろ、私ども、この点は十一月は需要期にもう入ってきているわけですから、本来ならもっと出なくちゃならないというふうに思うのですが、十一月が減っているということがよくわからないわけですが、この点が一点です。

それから次に、銘柄が全国で四百もあるということですが、私はこれは非常に需給のアンバランスを強めていると思うのですが、なぜこんなに銘柄をたくさんしなければいけないのか。おそらくこれは何と申しますか高値に持っていくためにいろいろな銘柄をつくってやっていく。これは専売公社でもそうですね。新しい「峰」とか何とかというたばこをつくることによって実際上値段を上げたいというふうな形が実際上起こるわけでありまして、この点がどうも私は理解できないわけですね。粉の銘柄が四百品種もなく、これで通用すると思うんですよ。そんなになければどうにもならぬというほど銘柄をつくる必要はないと思うのですけれども、なぜこんなにたくさん銘柄をつくっているのか。むしろこれは値段を上げるための銘柄のつくり方じゃないか、こういうふうに思います。

それからあとまだありますけれども、石原参考人あるいは飯島参考人、竹本参考人にお聞きしたいのですが、今度の農林省の麦価の値上げのしかた、これが、食糧庁からメーカーに対する売り渡しというのが十二月一日、メーカー以下の売り渡しというのが一月一日と、こういうふうなことをすれば、これは皆さんだててやっているかやっていないか私は知りませんが、これは数字を見せたらやっぱり帳簿を見せてもらったりしなければわかりませんが、一月から上がることになった、これは当然そういう仮需要というものが出てくるのは私はあたりまえだと思っております。あなた方も、きつと、商人でありましょ

から、やっぱり企業の利益を何とかやそうという
ことになれば、皆さんもおそらく十二月は出す
のを幾らか控えようと、こういう形になるのはあ
たりまえだと思ふのですが、こういう農林省のや
り方、こうしたものが今日の品不足あるいは値段
をつり上げていくという必然的な方向に行くの
じゃないだろうかと思ふのです。御三人の参考人
の方から、政府のこの値上げのしかたを——私は
結果的には非常にまずかったと思ふのですが、ど
ういうふうにお感じになつてゐるか。それらの点
をまだあとありますけれどもお答えいただきたい
と思ひます。

○参考人(丸山幸治君) ただいま御質問の一番最
初の、出荷の率が十一月がちょっとなにして需要
期でおかしいではないかというお話、ご
もつともだと思ひます。実は、先ほどちょっと御
説明申し上げたとおり、九月の下旬ごろからそう
いう新聞報道がございまして、十月の初旬に
ちょっと主として先ほど申し上げましたケーキ屋
さんとかうどん屋さんとかいうところの出荷がふ
えたのでございまして。それで、私どもとしまして
も、これはこのままほうっておきますと普通にお
買ひになるところに御迷惑をかけてはいかぬとい
うことで、一応生産と販売との調節をしなきゃ
いけませんというふうに考えまして、それから先ほど
申しましたように、銘柄に若干いろいろ片寄つて、
特にお使いになる銘柄が逼迫したということがご
ざいまして、それが品切れ状態が出たというよう
なことから、パーセンテージがちょっと減つたと
思ふのでございまして。

先ほど竹田先生のお話のとおり、銘柄が多過
ぎるのじゃないかというお話でございまして。これ
は私もまことに同感でございまして、多過ぎる
と思ふのです。戦後、統制が解除されました時代は、
御承知のとおり、非常に少ない種類でございまし
た。しかしながら、その後日本の国がある意味で
ぜいたくなつたと思ふのでございまして。それで
嗜好的にも日本人の嗜好というのは、私もちょっ
と海外など回らして感ぜられたのでございま

すが、非常にバラエティーに富んでおりまして、
また、舌も非常に肥えていると思ふのです、別に
特に日本人がすばらしいと言つてゐることではご
ざいませぬけれども。それで、用途によりまして
特殊性を強く希望される面もございまして。先ほど
竹田先生のお話で価格をつり上げるためにしたの
じゃないかということもございまして、私どもと
いたしましては、そういう気持ちは全然ございま
せん。ただ、そういうことでいろいろな種類がで
きた。たとえば、同じケーキでございまして、も
スポンジケーキとそれから長崎のカステラ、これ
はケーキでございまして。そういうようなものと
同じスポンジでも微妙な違いがあるわけござい
ます。したがって、何にも品物がなくなりま
したときは、これは極端なことですが、すいとん
を食べたのでございまして、あの時代でござ
いましてと強力でも薄力でも何でも別に粉は粉で
ございましての一向差しつかえないというときも
あるわけでございますけれども、一般社会が高度
にいろいろぜいたく——ぜいたくということばは
いいことばじゃございませぬが、豊かな時代に
入つたときはそういう要望がやはり非常に多かつ
たということもございまして。それからこれは私ど
もとしても常に考へてはいるのですけれども、関
西と関東で銘柄が戦前から違つておりまして、そ
ういう面があることがある。そういうことを申し
まして、いま全国ではそういうふうになつてゐる
というふうに申し上げたわけでございます。先生
の御趣旨のとおり、私どももなるだけ銘柄を減ら
していけば、企業的にもむしろプラスになるとい
う面が非常にあるのでございまして。在庫もそん
なによけい持たずに済むということもございま
すし、鋭意そういう方面に向かつてはできれば努力
をいたしまして、企業的にもプラスになるように
し、また、消費者の方にも有利なことをしなきゃ
いけないというふうに思つております。そこら辺
が大体銘柄のことでございまして。

それから第三番目の御質問は、価格が上げられ、
十一月、十二月一ぱい上げちゃいけないというの
が、非常に問題ではないかということもござい
ました。これにつきましては、私どもも確かに非
常に苦しいところもございまして、ほんとうは十
二月一日に上げさせていただければ一番案であつ
たと思ふのです。しかしながら、おそらく農林省
の御意向も、安い原料なり製品を持つていてそれ
を高く売るといふことは結局企業の利潤になるの
ではないかということではないかと思ふのです。
私は販売のほうでございましてあんまりそういう
点詳しくございませぬけれども、そういう御意思
でおそらくそういうことになつたと思ふのです。
その点では、先ほどから私が申しましたとお
り、おそらく製粉会社はほとんど全部そうだと思
ふのです。確信しておりますが、私どももいたし
ましては、ほんとうにもう旧原料は全部使ひ果た
しまして、新しい高い原料、これも使つて出荷し
なければ、先ほど申しましたような十二月の出荷
の二〇〇％ぐらいのものは達せられないというふ
うに思つております。なぜそれじゃ損してまでそ
んなことをするのだというあるいは御疑問がある
と思ふのですけれども、やはり社会的責任という
ものを感じておりますので、多少の損は覚悟して
もそういうことをしなきゃいけないというふう
に思つておりまして、少なくともそのことでこう
いうふうな逼迫をしたということは私はないと思
ふのです。現実には粉も全然上がつておりませんし、
また、量的にはやっぱりそういうふうに出さ
していただいておりますので、そういう心配は私
はないと思つております。

○参考人(石原五郎君) いま丸山参考人からも
る御説明申し上げましたとおり、私どももいたし
ましては、製粉メーカーの指導方針と申しますか、
製粉メーカーは食糧庁の指導方針ということで、そ
の意を体してやつておるわけでございます。一
月からは確かに粉価が改定せられるということは
もう発表がございしたのでわかつておるのでご
ざいまして、大体、東京の特約店というものは、
第一次問題というものは、どちらかといひますと
ペーパープラン的な要素が多分にございまして、

ほんとうは第二次卸商という卸商が倉庫を持ち、
零細なところへ配給してゐるわけですから、
も、われわれは大口でございまして、直接ユー
ザーなりあるいは卸商等に関係を持しましてそし
て発注してゐるという現状でございまして、手
持ち等々はまだ全然でない仕組みになつており
ますので、また、思惑もございませぬで、した
が、いま竹田先生から御指摘の、われわ
れが思惑をしてゐるとか、そういうことは毛頭ご
ざいませぬし、ただ、私、こどもも申し上げ
たいのは、十、十一、十二と第三四半期に昨年比
に対して約七万トンという数字を食糧庁から御配
慮いただきましたのが、やはり来年度から上がると
いうことであるべく消費者といひますか需要家に
御迷惑をかけたかといふこととからある程度の
数字は放出されたといふこととございまして、そ
れによつて流通をうまくするといふ以外に何もの
もないといふわけでございますが、ただ、しいて
言うならば、九月二十三日ごろ、日刊紙において、
麦価の改定がある、したがつて粉価の改定も近々
あるだろうという予測が喧伝されたわけござい
ますが、その辺について、まあわれわれもそうで
ございまして、製粉会社においてもいささかわれ
われに対する指導方針が少し甘かつたというので
すか、こういうことを述べてはたいへん失礼なん
ですけれども、そういう点があつたのではないかと
いふ思つてゐるわけでございますが、それとて
も一部の人の仮思惑といふことで、先ほど申し上
げましたとおり、十月一日から原点に戻つて買ひ
過ぎたお客様に対しては遠慮をしていただく、一
月一日にさかのぼつて大体その方が月に千袋なら
ばかりに千袋買つてあればその時点ででも十日
後に渡してないといふことで、私どもが統制とか
割り当てといふことはおかしが適正な配分を
配應して食糧庁の意思を体してやつてゐるとい
うことは確信をもつて言へると思ひます。どうも説
明があまりじょうずでございませぬが、それでひ
とつ御了承いただければ幸いです。

○参考人(飯島一郎君) この問題につきまして

九

は、小麦粉ユーザーのわれわれとしまして、およそ二十五キロ一袋から食パンですと百斤とれます。でありますから、小麦粉が今回各種銘柄によって若干差がありますけれども五百七十円ないし六百五十円といふと、一斤について小麦粉だけで六円五十銭くらいが上がるのでございます。確かに、一部ユーザーの中では、一月以降麦価安定に伴う粉価改定があるという事ははつきりわかっておるものでございますから、余分に買おうという様なことも私はないわけではないと思ひますけれども、これはきわめて一部の者であらうかと思ひますのでございます。われわれといたしましては、何といたしましても主要原料である小麦粉が安ければパンの価格を改定するというようなことは比較的しなで済むわけでございますので、今回の食糧庁あるいは農林省の措置といたしまして若干の問題もそういう点にあるかもしれせんけれども、十二月一ぱい旧価格で購買できるということは、消費者の皆様方にも御迷惑をかけない。ただいまのような非常に生活物資のきわめて上昇しているやさきにいささかも消費者の方々に御恩返しのできたものというふうに考えております。

○参考人(竹本連君) 小売りの段階におきましては、すでに麦価の値上がりは報道されてから約一か月半以上経過いたしました十一月中ごろより異常な売り上げ高を示しております。したがって、この麦価の値上がりに基づきます小売価格の改定ということも一つの要因になっておると思ひますけれども、全般的な買い急ぎ傾向は他の商品とともにはつきりしておりませんけれども、将来に対する多少の不安感というものが大きな要素になっておるのではないかとこのように考へております。それと同時に、小売りの段階におきまして在庫を上げておいたときに高く売るといふことは、現在の私どものチェーンストア業界の大手業者につきましては技術的にはほとんど不可能になっております。現在、食品等につきましては、月間の商品の回転率を上げることによりま

して低価格適及ということを主体に営業いたしておりますので、食品に対しましてはほとんど在庫を持たずに、入荷と同時に店頭に出すというものがシステムとしてすでに定着いたしておりますので、一部の商品不足に備えて備蓄をするという様なことはほとんどできなくなつておるということをおし添えて、少なくともチェーンストア業界におきましてはそういう値上りに備えての備蓄という様なことは行なわれていないということをおし上げたいと思ひます。

○竹田四郎君 竹本参考人にお伺ひしたいと思ひます。最近、農林省の先ほどもお話がありました緊急放出小麦粉ですね、これはいまおたくでは一キロの袋を幾らで売りになつてゐるんですか。小売りですね。消費者に直接売るのは一キロの袋だろつと思ひますが、幾らで売りになつてゐますか。

○参考人(竹本連君) 銘柄によって多少違ひますけれども、八十三円を標準価格にいたしております。

○竹田四郎君 先ほどのお話を聞いておりますと、要するに、小麦粉の値上がり、あるいはその製品の値上がり——飯島さん、もうパンも上がつておるわけですね、われわれの手に入るときには、おたくで幾らで売つてゐるのかわかりませんけれども、われわれの手に入るにはもう八十円になつてゐるわけですね。銘柄によつて違ふでしょうが、これも、現実には上がつてゐるんですよ、消費者のところに来てゐるときには——ちよつと待つて下さい。先ほどの皆さんのお話を聞いてゐると、まず九月に新聞発表したから悪い、そういう意味で買い急ぎをやつたと。その次になつてきますと、みんながたぐさん買い過ぎたから悪いんだ。まるであなた方はたいした責任がないやうな言い方を先ほどからつとされてゐると思ひます。私にはそう聞かせるんです、あなた方はどう言つてゐるつもりか知りませんがね。そういう点は私は非常に遺憾だと思ひます。それはあなた方一人一人がそういうつもりでゐるかどうか

かわかりませんが、私には聞かえておりますし、業界全体としてのあり方というものは私はいふふに聞かえてゐるわけですね。石原参考人も、私のところは倉庫がないからそういう買い占めなんかしてないと言ふ。それから丸山参考人も、私のところはつうつたものはほとんど出してゐると、こう言つてゐる。しかし、現実には銘柄が非常に多いから残るものもある。そういうリスクをはかにかけてしまつてゐるということにならざるを得ないでしようね、これは。こういう問題をあるわけですね、私どもはきのう昭和産業倉庫を見に行きましたよ。行つたら、十月一日分の札がちゃんとかがつてゐるんですよ。第一屋という行き先まで書いてあるのがちゃんとかがつてゐるんですよ。これは皆さんの工場にそういうことがあるのかないか、私はわかりませんよ。現実にはあるんですよ。あるいは十一月の十三日の製造日付のものがあるんですよ。きのう現認してきたんですよ。あるベーカーリーでは——山崎屋さんはどうか知りませんが、あるベーカーリーでは、十一月初めから小麦粉の値上がりのために一斤について七円粉代を値上げしましたと書いてあるんですよ。こういう実態ですよ。いま話を聞けば、とにかく前の年よりはたくさん出している。農林省も緊急放出をやつてゐるんだ。石原さんに聞けば、ユーザーのほうで買い占めてゐるらしいと、こう言ふ。ユーザーに聞けば、私のところはこれだけしか持つておりません。計算したつてどこかにあるはずじゃないですか。一般の家庭用の使う小麦粉といつたら、先ほど言つたとおり、全体として見ればたつた三割ですよ。全体から見れば三割でしよう。この三割を買い占めたつてたいしたことではないんですよ。そうしてみると、何か正直なことは言わないで、お互いに責任をなすり合つてゐるやうなふうに私には思へますよ。石原さんのところが倉庫を持つてゐないから、倉庫を借りればどこだつて借りられるんですよ。入れようと思へば入れられるんですよ。あなた自身が、中小都市では倉庫を持つてゐて、そこへ入れてそれから

やつてゐると、こういうふうにおつちやつてゐるんですよ。都市だつて入れられないわけはないと思ふんですよ。ただ、倉庫は全体に逼迫してゐると思ふんですよ。ただ、現実には昭和産業では第一屋の粉があるわけだ、十月十日製造の粉があるわけだ。お互いに責任転嫁してゐるやうに私には聞かえてしようがない。その辺をひとつ明確にしてもらわなければ、せつかくあなたの方に国会へ来てもらつても、国会議員をごまかしてゐるということでは困ると思ふ。そういうことがあつては困ると思ふんですよ。そういう点を明確にしてもらわなければ、国民はますます物を買つていくと、こういうことになるわけですね。

石原参考人にお聞きしたいのですが、銘柄はたくさん四百種類もある。その中で、売れるのとは売れないのが、いまだ一体どういふ銘柄が一番売れて、どういふ銘柄が一番残つてゐるのか、処分に困つてゐるのは一体どういふ銘柄なのか、これをこの際はつきりしていただきたいと思います。これは丸山参考人にもお願ひしたいと思ひます。

○参考人(石原五郎君) それじゃ私から竹田先生にお答え申し上げますが、やはり時期的に等しい、十二というものはパンあるいはゆでめん等の最盛期になつておりますので、したがつて、強力品という粉が非常に要求されるわけですね。反面、ケーキ用の粉、あるいはクリスマスというものを控へましてスポンジ用ケーキ等々で薄力粉も一方においては相当需要がある、こういうわけでございますが、先ほども丸山参考人から申し上げましたとおり、高度成長に伴ういわゆる一般大衆のふところぐあいがいいと申しますか、口がおごつたといふ感じが、一口でいへばそういうことで、かなり高度な品物というものを要求されてきたということから、二等粉程度の粉がある程度残つてゐると……

○竹田四郎君 何ですか。

○参考人(石原五郎君) 二等粉ですね。一等粉、二等粉、三等粉とありますが、二等粉以下の粉が残りきみではないかと推察されるわけでございます。

す。
○竹田四郎君 一等粉はよく出ている。これは何等粉であるか私は知りませんが、その辺で一番残るのはどれですか。

○参考人(石原五郎君) 一番残るのは、私どもでいま取り扱っているのでは、現在別に残ってはおられませんけれども、しいて言うならば、強力粉でオーションというマークがございすね。大洋といひますか、オーション印が幾分か残りぎみというよりか、幾分か緩慢な動きだ。もちろんこれが滞っているわけじゃございせんが、一応緩慢な動きだということございす。したがって、上質の粉が相当ユーズから要求されるということございまして、ただいま申し上げました二等粉ないし三等粉程度の粉は残りぎみだと。しかしながら、これとて小麦は小麦でございすので、やはりグレードの落ちたものでも単価も安いものですからこれはもう当然売れるわけございす。が、まあ現在の状況から見ますと、率直に申し上げて、いいものが売れるという傾向は事実でございす。漸次こういう不況になってきますと、むしろ今度は安いものが要求されていくのじゃないか。これはまあ来年度のことになりますけれども、ただいまの時点では、先生の御質問に対してはそういうお答えが正しいと私は思っております。

○参考人(丸山幸治君) ただいま石原参考人さんからお話でございしたけれども、現状では、先ほどあいつ御説明を申しましたのですが、特に余っているというものはいいのです。ただ、逼迫しているとか品切れしているとかというところとございまして、それから先ほど申し上げようと思ったのですけれども、こういう際で一時銘柄的に品切れしたもので、それではこれとこれとをひとつ合わせて使っていたらいいかということというのをお願い申し上げて御納得いただいているというのが最近も相当ございす。したがって、銘柄が四百あるということについてはおかしいじゃないかというお話には先ほどお答え申

しました次第でございす。現状ではそういうことで特に何も余っているということとはございせん。したがって、融通してやっていたらいい。先ほど申しましたたとえばバイオレットというのは非常に少ししかとれませんが、粉でございすので、どうしても集中した場合にはそういうことになります。原料ももちろん先ほど児玉参考人からおっしゃったように違います。

それから私どものほうといたしましては、さつき竹田先生がちょっと何かこうごまかしているんじゃないかというお話がございしたけれども、決してそんな気持ちにはございせん。ありのままを申し上げておきますし、それならそれでもうあとは知っちゃいないんだというふうな気持ちも持っております。特約店とか現物屋さんに行つて極力公平なことをやっていたらどうにというふうに考えて、また、お話を申し上げておる次第でございす。

○竹田四郎君 末粉というんですか、一番下のやつですね、その需給状況はどんなふうになっておりますか。

○参考人(丸山幸治君) 末粉は、これはまあふすまのちよつと上みたいな粉でございすけれども、大体合板用、ベニヤ板でございすね、それからえさの粘結剤ですね、それから一部はでん粉をとるでん粉用、そういうところが多いわけですね。そのほかいろいろな種類がございすけれども、主としてはその三つだと思ひます。これは非常に相場の感覚のある商品でございまして、需給によつて年じゅう価格的には浮動しておりますので、逼迫したときには値が上がる、それから余ったときは下がるといふような性格を持つている製品でございす。

○竹田四郎君 いまはどうですか、現在は。
○参考人(丸山幸治君) 現在は、ちよつと幾らか余りぎみかもしませんが、というのには、増産をいたしておりますので、いろいろな面で、先ほど申しました。そういうものは、たとえば魚なんかのえさに行くのでございすけれども、魚が

冬眠いたしましたしえさを食わなくなるのです。そのときには粉がどうしても需要が減るというふうなこともございまして、いまは幾らか余りぎみと言つていいのじゃないですか。——余りぎみと言えませんが、普通でございすか。

○竹田四郎君 おたくでは末粉というのはいつづつたのがいまあります。

○参考人(丸山幸治君) これは、おそらくあつても先ほど申しましたようにランニングしておりますから、大体十五日……。

○竹田四郎君 いづつごろつづつたのですか。
○参考人(丸山幸治君) 半月前ぐらいのじやないですか、古くても。

○竹田四郎君 いや、おたくの場合はいつですか。
○参考人(丸山幸治君) それは毎日できておりますから。

○竹田四郎君 いやいや、おたくの場合に、いまおたくの倉庫の中にある末粉で一体いつつづつたのが一番前につづつた日付ぐらいになりますか。
○参考人(丸山幸治君) 大体、そうでございす。ね、半月か二十日ぐらい前、古くてもそんなものじやないでしょうか。竹田先生、厳格なことを言ひますと、なるたけ新しいのから出すわけでございますけれども、ずつと積んでございまして、ひよつと工場の在庫の管理のミスで若干古いものが残る場合もないことはございせん、正直に申しますと。だけれども、普通はそういうことのないように出しておる次第でございす。

○工藤良平君 私は二、三週間ききたいと思ひますが、きのう私もスーパを見ました。私の宿舎の近くにもスーパがあるのですが、もう十一月の終わりに全くと粉が私どもの手に入りませんで、てんぷら屋をしようと思ひしてもできないような事態なんです。きのう実は横浜のある店に飛び込んでみましたが、昭和天ぶら粉というのがたいへんたくさんあっておるスーパがございまして、薄力粉なんか全くとろちん一袋もありませんでした。価格を見ますと昭和天ぶら粉が六百グラム入り百八十八円ということだから高い値

段で出されておったのですが、そういうものは店頭に出ているわけですね。しかし、その店に薄力粉は全くとろちんない。もちろん私が行く前に売れてしまつたのかもわかりませんが、そうしてみますと、やはり高いものが残つて安いものは全くないというふうな状態が現象として起こつておるわけなんです。この点については、スーパ、それから石原さんですね、実際卸や小売りの段階でそういう現象が起こつていのかどうかというのをちよつとお聞きしたい。

○参考人(石原五郎君) それではお答え申し上げます。

私ども、先ほど申し上げましたとおり、たまたま日清製粉というところからございしたもので、いま工藤先生の御質問ですが、昭和てんぷら粉が店頭にあつたけれども、薄力粉は皆無だったと、あるいはたまたま自分が行くまではあつたけれども、行つた時点には売れておつたのではないかと、あるいはたいへん御理解ある御質問のように思ひますが、てまよふもいまい販売していただきますのは、具体的に申し上げますと、バイオレットとかフラワーとか雪印とか、こういう特定の会社のもので販売しておりますが、傾向的にはやはり家庭用的小麦粉は必ずしもてんぷら粉でもなければ、すいとんあるいはお好み焼き、あるいはマフィンとかあらゆる——最近よくテレビ番組でございすとおる、そういう番組がございす。それでほとんど小麦粉があらゆる面に使われているということから、小麦粉の使用度というものは非常に高くなつてまいりました。ことに団地に住んでおられる方々は比較的時間の余裕があるというところから小麦粉の消費も漸次ふえてまいりまして、大袋に対して約三割に減つて四割ぐらいの出荷を見ておるのが現状のように思ひますが、御承知のとおり、何といひますか、買い急ぎといひますか、そういうふうなバイオレットペーパーから一つの気持ちがあつたわけですが、ここに新聞で麦価が上がる、したがって、一月には小麦も上がるだらうと、これは常識で考えられるわけですから、

家庭用小麦も買っておかなければというさきやかな気持ちから思惑があるわけですが、しかし、小麦粉というものは、総じて一般家庭の保管というものの状況から見ますと非常に不適当だということから、食糧庁では特に二カ月ないし三カ月に使用できるものは可能だということも十分説明して、そうして消費者にも虫のつかないうちに食べていただくように、あまり買いだめしないようにしていただくようにということ、特に大手四社に対しては緊急措置でできる限り直売方式でもって首都圏の衛星圏に対して特別なスーパーに直送販売をしている、そうしてすみやかに不足をなくしてありますが、現状では、小麦粉というよりか、日曜返上あるいは二十四時間フル操業をやっておりますが、むしろ、包装材、紙袋あるいは輸送の問題で若干隘路がありまして、いささかスーパーなり特別の販売店に届けるものがあるに相乗相加をなして悪循環をしているということもいかなめない事実だと思っておりますが、鋭意努力しておりますので、近々解消できるものと確信しております。

○参考人(竹本運君) 御指摘のてんぷら粉につきましては、私も同様取り扱いをいたしておりますが、先ほどもちょっと申し上げましたように、現在の買い急ぎの中心をなしておりますのは一般薄力粉の小麦粉でございます。それをさらに加工いたしております用途を限定されましたものにつきましては薄力粉のような買い急ぎ状態を呈しておりません。価格につきましても、私どものところでは、昭和産業のてんぷら粉につきましては現在九十二円ということで販売をいたしております。したがって、価格差は一分につきまして十円ぐらいでございますけれども、それでもてんぷら粉につきましてはさほど異常な状態を呈しておらないというのが現状でございます。

けたわけですが、全体的な傾向としては、やはり一般的に使われる薄力粉に皆さんの仮需要もずいぶんあるんじゃないかと私も思うのですけれども、かなりやばいという傾向が出てきていると思います。ただ、そういう点から考えてみまして、いまのような状態が続いていく。さらに、さっきお話がありましたように、十二月一日からは、政府の売却価格が三〇%上がった、それを受けて工場の方も一袋当たり五百七十円から六百幾らという形に値上げがされていくという一つのきちんと限定された日程が定まっているわけなんです。ただ、これに外の要因として、さっきからお話がありましたように、麦の原料の価格はきまりましたけれども、それ以外のいろいろな要素というものがからんでくるということになると、この一袋当たり五百七十円なり六百三十円というようなものがさらに上がる要素ということと考えられないのかどうか。いまからこんなことを言いますと、また上がるということになって、これは議論をすることがいいのかわからないかと思っております。しかし、これは議論をしておかないと心配になりますので、いま大体十月の終わりからずっと仮需要も含めて相当伸びてフル生産をやっている。これが、年を越して実際に一月一日から小麦粉の小売りが上がったと、こうなると、その段階で出るのか出ないのか。おそらく消費はもしほんとうに仮需要であるとするならばかなりストップするような傾向が出てくるだろう。そうすると、卸さんなり小売りさんなりそれぞれ生産段階における人たちも、これはちょっと生産を少し制限していかねばばつくり過ぎになるぞというようなことになって、それが逆に価格の面でカバーしていかねば工場が成り立たない、卸が成り立たない、こういふようなことで、逆にまた値上げというものがいつの間にか出てくるのではないかとこういう心配を私はするわけなんです。その点が一つ。

ういう仮需要が非常に高くなってくるというのは、いまの政情不安ということも大きな影響だと思っております。その不安が重なってこういうことになると思うのですが、そこで、いまの小麦の傾向を見ると、国内産の小麦が非常に減っているわけですね。今年の場合には政府買い入れ十三万トンなんというところで、話にならないように少なくなってしまう。もうこれは需要の関係からして国内産の小麦なんというのはその小麦に比較して問題にならないというように理解をされているのか。それとも、国内産の小麦というのは生産が高くなればかなりの需要というものは上質のものを持っていますからあるというように私は思っているんですが、それはそれぞれ工場あるいは卸、小売りの段階で、これは代表していいと思うのですが、丸山さんなりあるいは石原さんのほうで、国内産麦に対する需要というものは潜在的にどういう傾向にあるのか、これは根本的な問題として一つ伺っておきたいと思っております。まずその二つをお伺いしたいと思います。

○参考人(丸山幸治君) ただいまの御質問の来年はどうかというお話でございますが、今回、来年に価格アップをさせてもらうわけですが、もちろん来年度以降のいろいろな諸資料、袋なんかも非常に上がっています。いろいろな問題についてそういうものは一応織り込まれておりませんので、必ずしも絶対的によろぶだということを私はここで申し上げるわけにはいかないかと思うのですが、すべて食糧庁にいろいろな面で御指導いただいておりますので、単独でいろいろなことをできるといふような状況ではない。また、麦価が上がればもちろんまた別でございます。それはそういうことでございまして、それはよくわからない。それから次の御質問の内地小麦の問題でございますが、これはうどんなんかには一番いい。大体、世界的にいまして、食物は自分のところでできるものに一番適した食品をクリエートしているというように思っておりますので、うどんなんかには何といっても内地小麦が最高でございます。したがって、私どもは内地小麦はある意味で非常に好きなんです。ただ、いままでの場合は、これは日本の農政の問題になります。お米に比べまして、やっても制りに合わないということ、農産民の方のおつくりにならないということ、いままでは少なくとも相当高値で食糧庁は買いに納めて損をされているにもかかわらず、当時の国際価格の約倍ぐらいい買ひ上げておなかつた。日本の生産性の問題からいいますと合わないというので、だんだんとおつくりにならないう。これは専門の方は十分御承知になっていると思うのですが、そういうことで減っております。私どもがきらって減っているのはございせん。どうぞひとつよろしく……。

○参考人(石原五郎君) ただいまの工藤先生の質問につきまして流通段階の者から若干補足させていただきます。これは一般的に言えることでございますが、預金金利とそれから貸し出し金利、公定歩合を二分上げる、かつてない高金利政策をとるといふことによつてある程度金融の需要を押えよう、こういう政策にあるわけですが、同時に、物価が上がったために預金の目減りがあるということから一%の金利を上げようということから見まして、まずガソリンあるいは金利のアップ等によりまして、われわれ流通段階にある者といはしめまして、その辺のものを将来若干加算しなければ採算的にやっつけられないのではないか、こういう問題が事実残されていると思っております。ですから、ガソリンが何ら当局の御指導で値が上がりませんか、あるいはプロパンガスが上がりませんか、軽油が上がりませんか等々が約束されるならば、当然輸送費というものは変わりないと思っております。ただ、問題は、そういう国際情勢と申しますかによつてある程度値が上がりつつ、ことに消費規制も来年度二次規制だとかやかししいようござ

いますので若干上がつていくのではないかと
ことを配慮いたしますと、われわれの立場におき
まして、また、われわれの先の二次店におきま
しては、二袋、三袋、五袋という小さな零細企業に
配達いたしております関係上、幾ぶんか高くなる
のではないかとこのことを心配しております。現
に、いまの二次店が、どうかしますと専門店から
小型車をチャーターしておられるわけです。そうし
てやっておりますと、いままでは月二十五万円ぐら
いのものが、現在二十七、八万から三十万円にな
っている。かりに二十七、八万円と押えて、その粉
をそれじゃ月に何袋配達するかというと、約四千
袋だ。四千袋ということは、具体的に計算します
と、四千で二十七、八万を割りますと、まあ八十
円見当の一袋の輸送費になる。こういうものを加
算いたしますと、百五十円は高いじゃないかと
いっても、内容は運賃で八十円食われていて、こ
ういふところを十二分にひとつ御理解いただき
たいと思うわけです。ですから、問題は、輸送費
という問題が相当クローズアップしてくるのじゃ
ないかと思うのです。なぜかといいますと、輸送
の関係でもし問題が起きた場合にたいへんだとい
うことで、チャーターする傾向がふえてきたとい
うことも、いまの社会情勢から企業防衛上、専門
店にゆだねるという傾向が出てまいりました。も
ちろん自分のところで従業員でやればいいのです
けれども、必ずしも好まない。多少高くとも、ロ
ングランに見た場合には、プラス・マイナス要因
からしてみるとやはりチャーターしたほうが有利
であるし確実である、問題の処理も早い等々から
考えまして、チャーター車を二次店、卸は使っ
ているというわけでございます。今後そういう意
味合いから勘案しますに、そういうことによっ
てまあプラス輸送費と取引増等を加えて金利等々
によって若干の値上げというものもあるであらう
と想定することがまず間違いないのじゃないかと
、こう思っております。

○工藤良平君 児玉参考人にお聞きしたいと思
いますけれども、さっきからいろいろ議論を聞

いておりまして、集中的に非常に仮需要がふえ
たということで今度の小麦がどっかに詰まってし
まって店頭にはなかなか買おうというときに
手に入らないという状態が起っております。そ
の点で私もいろいろ心配をしております。な
すが、ただ、問題は、日本の場合にはほとんど九
二、三%よそから買わなきゃならぬという状態に
なっております。そういうような状態で、
昨年から見ますと、昨年同様に比較をいたしま
しても約三倍近い値段に小麦の値段が国際的にな
ってきたですね。いま貿易関係からお話ございま
したけれども、これは今後の先行きの問題として
一体どういふように変化するだろうかというのは
非常に重大な問題なんです。一気にそれがさっき
お話がありましたように一ブッシェル当たり二・
何ドルから三ドルぐらいいまではんとうに落ち込む
のかどうか。あるいはいまのような非常に高い六
ドル程度でずっといくというふうになりますと、
これはたいへんな事態がこれから起こってくるよ
うな気がする。もちろんそれは食糧会計で全部ま
かなっていかば何というふうにはないわけですが
、でも、なかなか大蔵のほうは渋いようでありま
すから、そうはいかないというふうになってくると
、やはりこれからの先行きというのは非常に大き
な問題になるような気がするわけですが、これか
らの国際的な国際小麦相場というのはどういうよ
うな見通しを立てたいのか。

さらにもう一つは、それに加えて、変動相場制
に移行してから一時二百六十円まで下がった為替
レートが、また二百八十円からあるいは三百円を
こしたというふうなことも言われているので
すが、そうすると、たとえば一円違ったとしても
それはかなり大きな影響が出てくるというふうな
ことが言われておられるわけでありまして、変動相
場制に移行して以来二百六十円が二百八十円にな
り、さらに三百円になる、まあ現に下がっているよ
うなんですけれども、そういう傾向の中で、小麦
がさらに上積みをして上がる、燃料もいま言う
かっこうから輸送費がかなり上がると、こういう

ことになってくると、これは三五%で今回の場合
には何とかしてというところで押え込んだような形
になっておりますけれども、それが国際価格から
関連を国内の価格にさらにどういふ波及をし
てくるのかという将来的な展望というのを私たち
は立てなければいけないのじゃないかと思うので
すが、それ、そういう点に対する御見解を伺って
おきたいと思うのです。

○参考人(児玉一弥君) いまの工藤先生の御質問
にお答えいたします。

私ども、これから先の小麦の値段がどういふ
うになっていくであろうかという一つの指標とし
て考えられますのがシカゴにおきます小麦の先物
取引の値段でございます。現在、シカゴでは、こ
れまたブッシェルで恐縮でございますが、六十ポ
ンドでございます。十二月渡しで五ドル四十八セ
ント、それから三月渡しで五ドル三十一セント、
それから五月渡しで五ドル十三セント、七月渡し
で四ドル六十三セント、こういうふうになんたん
先が下がっております。これは、大体アメリカで
は六月から七月にかけて新穀が出回りますので、
新穀が、先ほど申しましたように、アメリカ政府
が、現在四千六百万トンが来年は五千万トン、
五百万トンの増産を計画しておりますので、これ
が一つ織り込まれております。それからまた、今
年のアメリカの輸出の数字でございますが、一応
アメリカ政府が今年輸出の見込みを立てておりま
すのが三千二百百万トンでございます。これに対し
まして来年度は約七百万トンぐらゐの減を見込ん
でおります。これはなぜかと申しますと、ソ連が
今年よかったです。今年五百万トン買いましたけれ
ども来年は買わないで済むのじゃないかというよ
うな面も多分に織り込んで、輸出需要も少し軽減
して見ております。まあこういうことから、私ど
も小麦の値段は今年が頭打ちになって下がって
いくのではないかと、そういうふうに見ております。
それから運賃の面でございますが、まことにこ
の三十五ドルという運賃は非常に高いございま
す。石油がこれに影響しておることは確かで、石

油がどういふふうに影響しておるかと思し
ますと、石油の値上がり自身が、石油もパンカー
が、いまヨーロッパあたりでやみでございま
すけれども二百ドルぐらゐしております。それで日
本からアメリカへ行きまして帰ってくるのどのく
らいのガソリンが要るか、パンカーオイルが要
るかというところは、これは私はしろうとでまことに
推定でございますけれども、言われておりますのは
大体千五百トンから二千トンぐらゐじゃないかと
思っています。二千トンの油をたいたいたしまし
ても、二百ドルといたしまして二千トンで四十万
ドルでございますが、そうして船が大体一万五千
トンから一万八千トンでございますので、四十万
ドルでたとえ二万トンといたしますと二十ド
ル、まあ三十五ドルのうち二十ドルが燃料費、こ
れはまあ非常に高く見たわけでございます。やみ
の油を買ったわけでございますから。それで見
ても三十五ドルは少し高いような気がしてござ
います。ですから、これから先ますますパンカー
オイルがなくなっていく。あるいは農林省あたり
には通産省、運輸省のごあつせで油をつけて
いただいて、そうして日本船をひもつて運航する
というふうなことにさせていただければ、ある
いはそういうところまで行政指導が及べば、この
運賃はある程度のところにおさめられるのでは
ないかというふうな希望に思っております。まあ
こまでそういうふうな今後の石油の情勢が進ん
で、かつまた、政府がどのような御方針をとり
になるかというふうなこともよくよく考えて
ますけれども、現在の三十五ドルの運賃は非常
に高い。まあこれ以下に落ちつくのではないかと
いうふうに思っております。もちろん、平時に返
りましたら、こういうものは十五ドル台には下
っていくというふうな思っております。

それから為替の問題でございますが、これは
ちよつと私も専門でございせんので、まあ
まのところ申し上げられることは、五月の先物
替、あるいは六月、七月はまだ出ておりま

れども、一番先に出て五月の先物為替が二百九十円台を唱えておりますので、あるいはその辺まで行くのではないかとおもうに思っております。

現在二百八十円でございまして、これはやや悲観的な材料ではないかと、そういうふうに思っております。

○田代富士男君 きょうは参考人の皆さんに申しわけございませんが、時間が制限されておりますので、私の持ち時間が約三十分ほどでございます。五人の参考人の皆さんからお聞きしますと一人に六分という事で、まことにこういうことで突っ込んだ質問もできないかと思ひます。で、私もいろいろ聞きたいことがありますが、その一部をお尋ねしたいと思います。

まず、五人の代表の方がお見えになっておりますから、最初に児玉参考人からお尋ねをしたいと思ひます。

〔理事佐藤一郎君退席、委員長着席〕

小麦の場合は、いまもるお話がありました、輸入先は、アメリカが大体五四％、カナダが二四％、オーストラリアが二・二％その他が〇・八％と、これが四十七年度の実績じゃないかと思ひます。ところが、それぞれ輸入先が、アメリカは自由市場であり、カナダ、オーストラリアはボードから買い付けている。それで、アメリカの場合には、いまも話が出ておりますが、シカゴ相場によっていろいろ支配されている。まあこういうように国によりましていろいろ買い付け方が違ってくる、こういうような場合に、価格の状況も、国際価格といわれておりますが、違いがある、そういう買い付け状況につきまして最初御説明を願ひたいと思ひます。具体的には、いまこの買い付けの商社が大体二十九社あるとお聞きしておりますが、一カ月の間でも国際相場の変動によりましていろいろの差が生じておりますが、輸入商社の買い付けによりまして、二十九の商社がありまして、それぞれ価格の違いというものはあるのじゃないかと思ひます。そういう価格の違いをどのように処理されて

いるのか、そういう問題がまず第一点でございます。

それから第二点でございますが、商社の買い付けに對しまして農林省は海外の諸国でどのくらいまで介入されているのか。アメリカの場合は買い入れ価格まで商社にまかしているのか、どの程度まで介入しているのか。オーストラリアあるいはカナダについては、買い付け量はボードと話し合いますから、価格面で農林省はどこまで指示をしているのか。まずそこあたりを概略御説明を願ひたいと思ひます。時間もありませんから、簡単でけっこうでございます。まず児玉参考人から。

○参考人(児玉一弥君) いまのお尋ねにお答えいたします。

価格の違いでございますが、これは大体アメリカの価格がシカゴの価格を中心にして動いておりまして、これがやはり一日に相当大きく大幅に動くような情勢になっております。ところが、日本が買っております小麦は大体ポットランド、太平洋岸の小麦でございますので、シカゴよりも動き方が少なくなっております。そのシカゴ相場とポットランド相場との差は、現物を手当ていたしました現物プレミアムというものがございまして、シカゴの小麦に現物プレミアムを足したり引いたりしてポットランドの相場が出ております。それで、その現物プレミアムをいかに見るか、あるいは農家からいかなる価格で買い付けられるかというものが太平洋岸におりますアメリカのシッパーのいろいろの手内の採算になるわけでございます。ですから、私どもがAのシッパーから値段をとる、次の方がBのシッパーから値段をとるというところで多少の値段の差がそこで出てまいります。けれども、大体の傾向としては、まあ同じ太平洋岸の小麦でございますら、オレゴン州、ワシントン州、アイダホ州の三つの州の農家から買い付けますので、それらの農家で多少の差がございすけれども、大体同じような傾向をたどって買っております。

それからカナダと豪州は、先ほど御指摘のよう

に小麦局がそれぞれございまして、小麦局が毎日同じ値段を一本の価格を発表しておりますので、これはFOB要するに向こうの積み地の値段に關しては差異はございません。それで、あと差異が出てきますのは、運賃でございます。運賃を先ほど三十五ドルと申し上げましたけれども、やはりなかなか船がないものでございまして、ある商社は、船がなかなか手に入らない、そうしますと、そのときの食糧庁の買い付けの入札には札を見送らざるを得ない。あるいは、ある商社は、ある船会社とわりと好関係でございますので、多少無理して船を出してもらい。そのときに、ある商社は三十四ドルでとるかもしれないし、ある商社は三十五ドルでとるかもしれませんし、そういうところにも多少の差が出てまいります。まあそういうふうにして値段の開きが出てきて、そしてそのおの考えながら入札をしているわけでございます。

それから農林省の価格に対する介入でございますが、アメリカ小麦につきましては別に農林省からアメリカ当局あるいはアメリカの輸出業者に幾らで売れというような介入は行なわれておりません。農林省が本日の適正な値段というものを御自分のルートで情報をとって御自分で予定価格をおつくりになつておるとは私も何とぞ申さなければならぬ。食糧庁のほうも私も同じFOBの値段がみんなに公表されておりますので、それをベースにいろいろものを考えております。

○田代富士男君 またそのことについて詳しくお聞きしたいと思ひますが、時間があります。それで、いまここに私の手元にもいまおっしゃいましたFOB価格、食糧庁の買い付け価格の推移等が全部ございまして。私がお聞きしたいことは、買い付け価格に円の上げの効果がこの中に一つも出てきていないという事実です。御承知のとおり、四十六年の十二月に円切り上げが行なわれました。また、その後四十八年三月十六日に変動相場制に移行いたしました。農林省の買い付け価格の移行を見ましても、円の変動相場制による

ところの効果が一つも出ておりません。具体的な数字は時間ありませんから省きますが、児玉さんは御承知だと思ひます。ほかの商品に至りましては、そういう円の切り上げあるいは変動相場制によるところのいろいろな効果が出てきております。しかし、これは効果がでてきていない。私は、この効果が出てきていないその利潤というものは、商社の利潤というものが問題じゃないかろうか。その利潤というものが、いまいわれまます過剰流動性ということと論議されましたけれども、そういうことに回されて国民を苦しめている、そういうことにもなっているのじゃないかろうか。この一覧表を見る限りに、その効果というものがあらわれないのですが、これに對するお考えはいかがでございますか。

○参考人(児玉一弥君) 先ほど申しましたように、食糧庁との間では、麦の外国産食糧買入要綱、あるいはこれに基づきます外国産食糧買入条件、外国産食糧買入契約書というところによって契約をいたしております。それによりまして、いま御指摘の円の上り上げ——過去にございまして、円の切り上げでございますが、私どもは、応じたいと思います。これは為替レートはきめないで応じたい、契約をすることになっております。で、為替レートは、船積みしました日のその日の為替レートをとることになっております。現在では、それがまたやや変わらしまして、現在の条件では船積み書類が内地に到着いたしましたときの為替レートをとることになっております。ですから、為替に關する限り、私ども、全然、何と申しますか、触れておりません。それで、先ほど私がお答えいたしました価格の違いの処理の中で、為替の見方による処理というものは一切入っておりません。これは全部食糧庁のほうにお預けいたしております。

○田代富士男君 これでもう十分かかって、お二人の分の時間が過ぎてしまひまして、これをなにしたら時間ありませんから、また何かの機会にお聞きしたいと思ひます。

次にお尋ねしたいのですが、丸山さんにお尋ねしたいのですが、昨日神奈川のほうへ参りまして、メーカーからの出荷というものは、一応卸屋さんに聞きましたら、昨年度の実績によって割り当てをされていると、このように聞いたんです。ところが、昭和産業のほうでは昨年度の実績に応じて出荷はしていませんと言う。こういう矛盾の意見が出てくるわけなんです、これは日清製粉と昭和産業との違いはあるかと思ひますけれども、いま出荷の状況はどういう状況で出しているのでしょうか。

○参考人(丸山幸治君) これは各社によっていろいろやり方が違うと思うのですが、私も東京営業所の例を申し上げますと、やはり必ずしも昨年度の実績ということではございませんで、私どものほうでは大体期ごとに使用袋数の把握をいたしまして、それでこの月は大体特約店別に何袋くらい出るであろうという予測を立てているわけなんです。それは先のことでございまして、もちろん完全に当たるというわけにはいきませんが、いままでのところでは、期計画を立てたものと実績とはほとんど狂わないというふうな状況になっているわけです。したがって、これは各特約店さんともそういう数字については打ち合わせをしておりますので、昨年度の実績はもちろん勘案いたしますが、一番の問題は、最近出るであろうという一番近い数字というものを基礎にいたしましてそういうことをやらしているにいたっている、こういうわけでございます。

○田代富士男君 いろいろやり方があるかと思いますが、政府の売り渡し価格が三七%の値上げというものが決定されている話も出ておりますが、御承知のとおり、食管会計が同じであります米価のほうは、四十九年十月の一日まで半年間据え置くということが決定されました。私はここで言いたいことは、小麦の価格が問題になるというのは最近のことでございます、この十数年間というのは食管会計の赤字のために貢献してきたの

が小麦じゃないかと思うのです。いまでこそ三万四千円あるいは三万五千円という売り渡し価格で渡されておりますが、それまでの買い付け価格、特に商社の関係になりますけれども、二万七千円、ここらあたりでウェスタンホワイト等は一万五千円くらいで入っております、それが三万四千円くらいで売り渡されている。この十年余りの麦価が食管会計に貢献してきたのを概算いたしますと、約三千億円近くの黒字を貢献してきているわけなんです。特に昨年度のいま見玉参考人から説明がありましたソ連の小麦の不作とか、そういういろいろな諸条件が重なってきてこのような状態を招いている。食管会計の柱であります米価でさえも据え置きをしようとしている。ほんとうであるならば、これは米と麦とは分けるべきであった。その間は一緒にしておいて、今度は一緒である米は据え置きになった、麦は値上げをしてしまったと、こういう不合理なことがあるだろうか。だから皆さん方も一貫して国民的立場に立つならば、麦のこの問題も、三七%の値上げも改正前に戻すならば、いま皆さんが心配され、昨日も私たちがいろいろ生産者から全部回りました。どこに原因があるかわからないけれども実はこうなんだというならば、改正前に戻すべきである、この意見が一つです。

それから食管会計において、まあこれはいさぐでできるかどうかわかりませんが、意見として米と麦と分けるべきである、こういう点に対して丸山さんをはじめ、特に関係があります石原さんあたりどういいう御意見であるか、時間がありますから簡単に御聞かせいたします。

○参考人(丸山幸治君) たいへんむずかしい御質問で、私の担当は東京営業所長ということで営業専門のほうでございますので、詳しくそういう点で御説明できるかどうかあれでございますけれども、おっしゃるとおり、いままでは確かに食管会計というのは小麦では黒字であったと思うのですが、一方、私ども食品業界ということから考えますと、それまでやはりそういうものが根幹になっ

ておりまして、いわゆる外資の食品業界における上陸ということが比較的スローテンポと申しますかということ、日本の食品業界——まあこれは別に食糧庁におせじを使っているわけじゃございませんけれども、何と申しますか、食糧業界の発展ということに対しては非常な貢献があったのではないかと、いふふうに私自身は思っております。

それから小麦粉の値段でございますけれども、これは戦前と比較いたしましたら私は何も上げていたいたいた言っているわけではございませんけれども、昭和十年から十一年の値段と最近までのいまの値段でございますけれども、大体二百五十倍くらいなんです。これはとる時によって若干違いますが、それは一般の給料その他が千倍くらいになっております、最近卵がだいぶ上がりました、やはり国際価格とあまりにも違っておりまして、これは、私、そんなことを言う権利もございませんし、あれでございますが、ただ個人的な意見でいたしましては、若干のさや寄せはやむを得ないのじゃないかというふうな感じを持っております。——その辺でよろしうございまして、よろしく。

○田代富士男君 食管会計の縦分けはどうですか、米と麦を分けるという……。

○参考人(丸山幸治君) それはなかなかむずかしい問題で、もっと優秀な人がいると思ひますので、むずかしい問題ですので、ひとつまあ……。

○参考人(石原五郎君) たいへん高度な御質問で、どうもちょっとお答えに困難でございますが、食糧管理法というものは、もともと——これは先方生方に言うのは釈迦に説法でございます、これは先方生方が、私の知る範囲では、生産者には再生産を確保する、消費者に対してはいわゆる家計を安定する、消費を保障する、その差額は国で負担するというところで二重価格制になっているというところでございますが、いまの田代先生の御指

摘は、麦と米を離していわゆる単独にされて、麦は麦、米は米でおのずと性格は違うのだと、むしろ小麦というのは相当従来寄与してきたのだと、この際はどうだという御意見もございました。それはなるほどそのとおりでございますが、私は、ただいま丸山参考人が言ったとおり、ただ米と麦との格差がいよいよついてくる。いままで安かったために、小麦の市場というものが安いのものが供給され、したがって、安いものが生産されたというところで、消費者にはかなり安いものを還元してきたという効果はあると思ひます。ですから、一体麦と米をどのように配分するかということこれは天下国家を論ずる参議院の先生方の範疇でありまして、われわれは、こうした方がいい、ああしなさいというところはちょっとこの場合は言えないのでございまして、忠実に食糧管理法に従って行くということでは何らその点についてはどうのこのの思っておりませんが、しるかと判断で言えは、三五%の麦価の改訂は少し大幅だったなあということはあるような気がいたします。

○田代富士男君 石原さんに二点だけお尋ねいたします。第一点は、昨日実際に視察してまいりましたところで率直に感じた問題です。というのは、いまさっきも最初に御説明がありましたように、小麦というものはメーカーが前日に注文の数を受けて各方面ごとにトラックに載せてちやうど新聞の配達制度と同じような形で配達をするのがたまたまになっております、そういうことでございまして。しかし、昨日、神奈川県の横浜市の田辺商店に参りました。いままではそういうことになっておりましたが、この麦価の値段が食糧庁から三五%上がるのか何とかそういうことがうわさに出た段階で、いままではメーカーから直接出していたけれども、今後は卸屋さんの田辺商店を通して田辺商店から配送をしてもらうのだと、こういうことになると、いま石原さんは、全国の卸商組合の副会長さんでありますし、それでおもしろいことに、

われわれが行きました向井さんというパン屋さんですが、いままで五十袋なら五十袋注文したら、即座に五十袋来ていた。それが最近二十袋ぐらいいし来ません。その理由を尋ねたら、いままではメーカーから直接出してたけれども、今度は田辺商店を経由して出すから、田辺商店が一度に五十袋出さずに二十袋ずつ出している、そういうあれで二十袋ずつになっておりますよと、そういうことなんです。私は、それは不可解である。というの、最初昭和産業のメーカーへ行きまして、対前年度比二〇%ぐらいいいけに出してると。ああそうですかと。それで、一番最終の製パン屋さんへ行きました。来ませんと。で、ダイエーの売り場へ行きました。小麦粉は一日ダイエーで百五十個ぐらいいです。どこにある。じゃてつきり今度行くところの卸の田辺商店だろうと。いや、私のところはそこでも明確なる答弁ができません。そのときに、いままでの配送経路が十月に変わりましたと。いまから混乱を立て直しをなしくちやならないというときにこういう配送を変えろということはおかしいじゃないかと。この点、副会長さんでもありますから、どういふことであるのか、その点がわれわれ奇々怪々で理解できませんので……

それからいま百種類ほどの銘柄があります。二百種類ともいわれております。これは、小麦粉がいままで売れないために、お得意さま優先のそういうような買い手市場であつたために、あの手この手で品を変えて銘柄をふやしてきた。その銘柄がまた奇々怪々、値段が違ふんです。で、この銘柄の違いを基準を定めるのにどういふ基準でされるのか。この二点を時間があまりありませんから簡単に要領よくお願いいたします。

○参考人(石原五郎君) 最初の問題でございすが、これは私はきょう実は初耳でございましてちょっと回答の用意の持ち合わせがないのでございすが、本来は、簡潔に申し上げますと、従来製粉会社が数の大小にかかわらず配送していただきましたけれども、つい三年ぐらいい前から、合理

化輸送ということから、一トン未満のものは直接特約店いわゆる第一次問屋において配送体制をしてくれと、こういうことで、目下でまえたものの仕入れ先であります日清製粉の場合をとってはなはだ恐縮でございすが、そういうことで一トン未満のものはわれわれが直接輸送会社に委託して配送している。で、一トン以上のものは大口として合理化輸送をさせていただいてるわけでございすから、そういう再配分ということとは過渡期における一つの現象だと私は思っております。品物が間に合わないために一軒の店に五十行くものを二十五ずつ分けたと、こういうように私は理解するわけでございすが、結局パン屋さんには終局的には五十袋というものが行くのであらうと、かように私は理解していただくわけですが、たまたまその時点で品物が逼迫しているから間に合わないからというところで、田辺商店なるものが、五十袋ランニングストックを二軒あるいは三軒に分けてそして仕事に差しつかえないような方法をとっているのじゃないかと、かように自分には思考されます。最初の問題につきましては、あとの御指摘の問題ですが、マークが多いというの、先ほど私が触れましたけれども、これは問屋の機能といたしまして、ユーザーに対して、その会社の性格、会社の商品というのに対して、こういうような粉がいいのではないかとということ強調するわけです。そして、なるほどこれがいいということ、ユーザーの嗜好に基づいた粉を製粉会社に依頼しまして、それには、ある程度のロットがなければ製粉メーカーはつくってくれません、五千とか一万袋の。そうしますと、メーカーのほうである程度客層も定着するという利点もある。必ずしもそれはもうかるものからぬでなくて、ある程度のまあ生産体系がはつきりするということも一つのメリットにつながるのじゃないかろうかという面がメーカーにはありましようし、われわれはそういうことによつてふさわしい粉を特びきして頼むということによつてユーザーからは強く信頼される。したがってユーザーもメーカーもま

あ流通段階にある者としてよきパートナーシップとなつて三位一体となつてやういふことと、こういう一つの体系をつくりながらやういふことと、これはやがては数の扱いが上昇するといふ一つの原因にもなるわけであつて、ただ単に無政策にやういふわけじゃないといふことでございすが、先ほど申し上げましたとおり、やはり高度成長に伴ういわゆるリッチされたものが要求されたといふところにユーザーのほうもそれを快しとしたといふことでございまして、これは景気の動向いかによつてはそういうことも自然的に解消されていくのじゃないかと、かように思っております。

○田代富士男君 私が聞いてゐるのは、価格の基準がばらばらだから、その基準をどうしてきめるかと。たぐさんの種類をつくつたことを聞いてゐるのじゃないんです。質問の要旨を間違えぬでください。

○参考人(石原五郎君) はい、どうも失礼いたしました。

これは、お得意さまによりまして、たとえば同じマークでありまして、もう十人十色です。ということは、受け渡しの取引条件がまあ極端に言えば現金もありましようし、ないしは十日もある。あるいは極端にいへば百五十日もある。ただ平均値が六十日といふことでありまして、したがつて、そういうことであつて、ケース・バイ・ケース、あるいは、他社との競争上、てまえても千五百円で売りたいけれども相手は千四百五十円で持つてきたと。それに対して、われわれは、競争上、メーカーとの話し合いにおいて、そこまでできれば買つてくれるのだがどうかといふようなことで、やはり力関係と申しますか、需給の関係といひますか、そういうことで一つの経済現象がそこに生まれてゐると、このように思ひまして、もう同じ銘柄でもおそろく私どもでも二、三十種類に及んでゐると思ひます。これは実態でございすが、飯島さんにお尋ねいたしますが、私はまだパン

のことでは皆さんに比べるならば赤ちゃんも同然じゃないかと思ひますが、端的にざつと計算してみました。で、三万五千元で売り渡されております、トンですね。最終その小麦がどのくらい価格になるか、パンとなつて消費者に売り渡されるときに、それで、まあこれは数字が間違つてゐるかわかりませんが、大ワクは大体つかめるのじゃないかと思ひます。といふことは、トン三万五千元で渡されたのを、昨日昭和産業へ参りまして、ネオンという銘柄、それからキングスターという銘柄、二つを追つてみました。工場渡しが千六百六十円、一袋。キングスターが千四百五十円です。そうしますと、一トンに直しますと、ネオンが六万六千四百円、キングスターが五万八千円になります。これで、数字の上だけでいひますと、売り渡し価格のこの時点で約倍になつてゐるということと。これから田辺商店に回ります。問屋の手数料が四・五%とも五%ともいわれております。まあそういうことでそれを換算いたしましたけれども、大体倍近くといふことです。そうすると、今度これからパンの製造業へ渡されます。製造業へ渡される段階で山崎製パンさんなんかはメーカーから直接来てゐると思ひます。実需者直接、問屋を経由せずして。それで、いま石原さんのおっしゃるとおり、いい条件の現金の大口といふところが安いといふことは、あなたのほうは最も安く小麦粉を買つてゐる代表者であるといふことで、ほかのパン屋さんに比べて、この数字よりもいい条件になる。そうすると、いまパンが、二十五キログラムの一袋から、私パン屋さんをいろいろ調べましたら、八十斤とれるといふ人もあれば、九十斤とれるといふ人もあれば、いま飯島さんは百斤とれるとおっしゃつた。だから、一応百斤で計算しましう。あなたのほうの百斤とれると、約一トンから四千個のパンがとれる。だから、四千個のパンが、あなたのほうの価格でいひますと、あなたのほうの売りの価格は、これも問題があつて時間があれば聞かうと思つたんですが、最初は五十円の食パンがあ

した計算です。まだこまかいのを一々聞きながらここで計算して質問しようと思いましたが、あれでも、こう見ますと、私は、端的に言いまして、もうかっているのはメーカーと山崎さんだと思いののです、一番もうかっているのは、石原さんなんかはあまりもうけていないと思うのですよ。小麦より砂糖をやったほうがうんともうかる、小麦は一部分だと思ひんですよ。だから、こころあたりは何か考えなくちゃならぬと思うんです。西友さんに至っては売るだけです。手数料だけです。こ

からもう一つは、私のところでは袋入りの粉では
買いませんで、ストレージビンに入れるのでご
ざいます。いわゆるニューマで空気輸送をしてし
まうのでございます。ですから、当然これは粉袋
の代金は安くなります。その程度の差でありまし
て、それほどべらぼうに粉価が安いとは思ってお
りません。その差につきましては一袋で五十円ぐ
らひはあるかなと。もちろん、装置をいたします
から、償却金利がありますので、純然たる差では
ないと思っております。

す。でありますから、たとえば目方があってポリウムがあつて単価が安いからこれが安いんだというふうによくおっしゃれるのでございますけれども、ぜひ配合その他につきましてもお調べをいただいて適正価格であるかどうかということにつきましては御認識をいただきたいと思うので

き金持ちが多いと思つてのことです。まあ比較的上は戦後ほとんど上がつておらない、まあ比較的上がり幅が少なかつた。また、粉は統制価格がありましたが、その点があつたでしょうけれど、ほんとうに皆さまに御納得いただける価格ではないか、ということに、ひとりよがりだなとおしかりを受

けるかもしれないけれども、できるだけ良心的に勉強させていただきまして何とか皆さんからの仕事をかわいがっていただこうと、こういうふうな考えでおりますので、どうぞひとつ、いま申し上げるような原材料あるいは諸原料の高騰、諸経費の高騰、もしくは人件費の急上昇というようなことをひとつお考えいただきまして、もう少し御認識をいただきたいと思うのでございますが、たいへん失礼なことを申し上げます。

○田代富士男君 時間があれば質問しながら聞いて計算したいと思いますが、時間も、時間がありませんか、こうです。

○中沢伊登子君 だんだんと各委員からいろいろ御質問があったわけですが、私もきょう皆さんにおいでをいただきまして一つ感じましたことは、トイレットペーパーで相当消費者が騒ぎましたときに何だかこれは消費者が悪いんだ、消費者が天に向かつてつばを吐いたような結果を招いたんだ、こういうような御批判をたいへんいただいたわけですが、きょうもお話を伺っておりますと、やっぱり小麦粉も消費者が二倍、三倍、あるいはまた中には四年分も買い占めた、こういうようなところに小麦の不足の原因があるようなニエフスをちょっと私感したわけです。実は、昨日、この物特の委員の皆さんと先ほど来お話の出でおります昭和産業からずっと調査に回って見たわけですが、昭和産業の皆さん——メーカーのところへ参りますと、日曜日も返上してフル生産をやっていると、こういうようなお話がございました。そうすると、私もそれはそれからずっと追ってまいりますと、どこに小麦粉が隠れちゃったんだらうか、どうしても私もわかりませんでした。きょうは新聞でも何か見出しにだいたい悪口を書かれたような見出しがついているという話でございましたが、私はまだきょうの新聞を見ておりませんけれども、それくらいに行つてみてはほんとうはよくわからなかったというのが私どもの現状です。そこで、私どもは、何ということなしに、ああ、あそことあそこかもしれないというような何か気持

ちを持つていらっしゃるわけですね。そこで、今年の春早々に一番初め大手商社の買い占め売り惜しみということで木材だのあるいはガーゼだのいろいろなものがないままになりました。あの当時、これは大手商社の買い占め売り惜しみだと、こういうようなことで実は調査に参りました。そうしたら、ある学者からたいへん笑われました。どういふふうな笑われたかといふと、大手商社の倉庫を見に行つたところを見に行つたところなんものがあつたんじゃない、それはだいたい焦点が間違つて、そういう商品はどこに隠れているかといふは、大体、はしけの中だろ、あるいは船が着いてそのまま陸に揚げていないから、商社の倉庫を見に行つたところを見に行つたところなんもので、焦点が狂つていふ話でございます。そして、さらに、今度その船は、たとえばきょうは三井物産の方が見えてくるわけですが、たとえば三井物産が輸入をしたとしますね。そうすると、その船から物を揚げなければ、これはまだ三井物産のものではなくて、外国の船を使えばこれはまだ外国の商品になつていふんだ、だからその船を見に行つたところ、これは三井物産のものではなくて外国のものだ、あるいは、もしかすれば、船には積んだけれどもまだ外国の港に置いてあるかもしれない、そうすると、そんなところは調査には行かない、だから、買い占め売り惜しみがあつても、そんな大手商社に行つてものを聞きに行つたところなんのは焦点がぼけていふ話でございます。

そこで、きょうは三井物産の方が見えていらつしやるわけですが、そういう話から私も思ひ起すことは、先ほど一番初めにお話がありましたように、まあ大体来年の六月まで手当てが済んでいふと、こういうお話でございましたね。私、初めの話がちょっと横に人が来て何だかものを言つておりましたから聞きそびれましたけれども、まあそういうことでございますから、あるいは私は大手商社といふますか輸入業者がそういうような轍を踏んでいるのではないか、第一にこ

のように疑問を持つわけですが、その点はいかがでしょうか。

○参考人(児玉一弥君) 私、先ほど六月まで手当てが済んでおると申しましたのは、食糧庁のほうで三月積みまでお買いになつておられまして、それが日本の六月の需要までのお手当てが食糧庁のほうで済んでおるといふことを申し上げたわけでございます。海外で私どもも買いますときに、そんならおまえら海外で小麦を買ひ占めておるのかといふお話でございますが、そういうことはいたしておりません。先ほどからも申しましたように現在海外の相場は非常に高いところに来ておりますので、これをたえ非常な投機的な感じから買い占めたといふにしても非常に危険があるわけでございます。太平洋の小麦は毎日一ドルぐらゐ動いておられますが、シカゴでは毎日最近三ドル、四ドル動いておられますので、へたに手を出しますとやけどをいたします。それで、原則的にそういうふうなやつておられません。そのつどそのつどの値段で食糧庁にお売りしております。それからカナダ、豪州につきましては、先ほど申し上げましたように、大体食糧庁のほうで政府間同士である程度のお話をしておられるようでございます。私どもがそれを先がけて買ひつけるといふようなことは許されぬ制度になっておりますので、そういうことは一切いたしておりません。

○中沢伊登子君 私、質問のしかたが多少悪かったかもしれませんが、もう十二月一日から小麦は上がりましてね、国内では、それで今度は来年の一月一日から売り渡しに外に出されるのがまた三五%上がるわけですね。こうなりますから、輸入したものを港にとめていて、国内の値が上つたときに船からおろすようなそういうような方法をとつていふのではないか、こういう疑いを実は持つていふと、こういうことでございますが、その点はいかがですか。

○参考人(児玉一弥君) 私ども、先ほど御説明いたしましたように、食糧庁には現在三月のものをお売りしております。ですから、着いた小麦は

全部食糧庁にお渡しすることになっております。また、食糧管理法では表は勝手に持つてきてはいけない、買ひ付けたものは全部食糧庁に渡せということになっておりますので、私どもやつておりません。それから小麦粉も同様でございます。現在小麦粉は一トンを輸入されていふと承知しております。

○中沢伊登子君 こういうようなことを申し上げましたのは、お米ですら変なことがございましたね。こういうようなことで、統制品であらうが、あるいは食糧管理法に触れる問題であらうが、あるたいへん大きな問題を起したもので、それから、あるいはこういう点でも行なわれているのではないかと、やっぱり私どもたいへん気がつかつた問題です。それでなければ、きのうもずっと調査に歩いてみて、どこもかしこもフル生産をやつておろしておられますといふながら、末端のダイエーさんに行つてみると、先ほど田代先生もおっしゃつたように、メリケン粉が百五十袋しか来ない、あつという間にこれは売れてしまつたといふことで、ほんとうはどこにどう隠れちゃつたのか、私どもも了解に苦しむわけですね。消費者が買うといふと、消費者の需要といふのは三%か四%ぐらゐです。これを三倍も四倍も買つてみたところで一二、三%にしかならないし、現に私どものように小麦なんか全然買い占めなかつた家庭も相当あると思うのです。ですから、一体どこに隠れちゃつたかといふことが私どもわからないうわけ、きょう皆さん方がおいでになられれば、あるいはこの辺が多少理解できるかなと思つたのですけれども、何だかやっぱり私どもとしてはふに落ちないところがたくさんございまして。

そこで、消費者に対する皆さんからのPRも、メリケン粉といふものは、実際に使つてみれば、もう二、三カ月家に置いておけば虫づつてしまつて、そう何カ月も置いておけるものじゃないんです。ですから、その点も、業者の皆さんは消費者にもそうたくさんお買いになつてこういふしかにになりますよといふことも多少あつた店頭に

書いて教育してほしいと思うのです。ただお一人さま一袋にお願いしますと、こう書かれますと、むしろこれはやっぱらないんだと、いよいよメリケン粉がないんですと、こういうふうにな不安をかき立てられるようなことであって、メリケン粉はそういうふうでも置いておけるものではありませんとおいてほしいと、こういうふうには思っていますのでございますけれども、きょう午後にはまた今度の国民生活安定法案の審議がございしますから、そのときも私いろいろ追及してまいりたいと考えておりますけれども、とにかくにも、トイレットペーパー以来、何か物が不足したのはみんな消費者が悪いんだと、こういうふうによく言われまされども、おそろく皆さんはきょうは遠慮しておしやらないと思ひますけれども、ほんとうはこの原因はやっぱり私は政治不信につながっていると思ひます。ですから、消費者はとにかく何を持ていれば一番安心かといふと、たとえそれが虫ずつても腐つても、物を持っていることがいま一番安心なんです。そういうところに今度消費者も多少二、三カ月分あるいは四、五カ月分買占めた原因もあるかと思ひますけれども、まあパーセントージからいけばそれはあんまり多くはないわけですね。ですから、何とかしてメリケン粉の行くえを私どもは今後追つかけてみたいと思ひます。

そこで、先ほど山崎さんのほうからお話がございしました、あるいは石原さんのほうからお話がございしました、このころ国民の口が肥えて肥えて、こういうふうにおしやられて、これもやっぱり国民は確かに口も肥えました。しかし、それよりも、国民が先になぜいなくなったのか、皆さんのほうがいいものを高く売ろうということでもいいものを先につくっておしまひになったのか、その辺はやっぱり鶏が先か卵が先かわからないような問題です。これはパンだけではなくいろいろな点にそういう点はございます。まあ石油の問題からこれ

が一つのいい警鐘になったかもしれないが、とにかく私は業者の皆さんにお願いをしておきたいことは、消費者運動をいろいろ私もグループがやります。ところが、消費者運動をなぜやらなくちゃいけないかという事です。たとえばパンならパンを、これは無漂白にしてください、漂白したのはやはり私どものからだに悪いです、こういう添加物は使わないでください、このお願ひしても、味をよくするためにうちは無漂白はやりません、こういう添加物を使ひます、長持ちするために防腐剤を入れますと、こういうふうなことになるわけですね。ところが、いま消費者運動のほんとうの根本は、そういうふうなものをやめてほしいと、こういうふうには言っているわけですね。それはパンだけではなくて、そのほかのいろいろなものに對してもそうなんですけれども、私は生産者がほんとうにこれから良心的な仕事をやっていただく限り、消費者からある点ではそっぽを向かれる時がきつて来ると思ひます。その点で、ほんとうに良心的な仕事をやってほしいと、こういうふうには思ひます。

それから、きょうおいでになった皆さんと消費者との間に不信感があるという事は、政治不信以上に、もっと私は重大なことだと思ひますので、その辺の皆さんのこれからの御決意をひとつ伺いたいと思ひます。むしろ、消費者がもう少し賢くなつて、消費者自身から物をつくらせる、つくってもらう、こういうものしか要りません、こんなにたくさんメリケン粉の種類は要りませんと、あるいはパンだつて、こんなにたくさん種類は要りませんと、これこれのパンをつくつていただければけっこうでございますと、こういうふうには消費者が言えるように、消費者運動がそこまで発展したら私たいたいだきだと思ひますけれども、いまの段階ではまだまだそこまでのいかないうち、あてがいぶちをいただくわけですから、その辺をこれから皆さんのほうでもひとつぜひとも決意をさせていただいて、ほんとうによいものを安心して食べられるものを提供していただきたい。この点で皆さんのお

話があれば御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(飯島一郎君) ただいまの中沢先生のおことばでございしますけれども、私どももこの仕事を始めさせていただいて二十五年たちましたので、われわれ全員のしろうとからこの道に入ったのでございします、この道を歩んでみましますと、結局、企業の存続を左右するものは消費者であると、この考え方は非常に幾多の経験を経まして強く感じております。

それからわが社におきましては、いま先生おっしゃいますようにいろいろな添加物あるいは色素というふうなものも極力使わないようにしておりますし、食パンなんかにおきましては醗酵条件がきつめて適切であつたりあるいは工場が衛生的でありましますと、比較的夏場のような高温多湿の際でもカビがはいらないものでございします。もちろん材料がよいというところが前提にありますが、このことにつきましても、私もや日本全体が個性化とか差別化とかを追求するあまりに、いかになつておるのではなからうかというふうな反省を深くしております。いま先生の御指摘のように、できるだけ経済的に効率的にわすかの資源というものを国民全体が公平に使用するというふうな方向にわれわれもささやかながら全力を尽くして奉仕をさせていただきたいと思ひますので、どうぞひとつ今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○奮脱タケ子君 それじゃ、もうあとほんのわずかな時間でございしますから、端的にお伺ひいたしたいと思ひます。

実は、いままでも各委員から述べられましたように、昨日も実地視察を行ない、本日も各セクションの小麦粉の流れというところがわかるようにということで参考人の皆さんのお話を伺つてみたわけですね。で、いま国民は物の流れというものがどうなっているかということが一番頭へ来ているわけですね、これは国民を代表して参議院としてどうなっているのかというこの実態を明らかにするとい

う立場で、きょうもお伺ひをいたしましたし、昨日も拝見をいたしましたけれども、まさにその実態というものは簡単にわかるという状態ではないというところは明らかになった。といふことは、生産メーカーは日曜日も返上してどんどんつくっている、どんどん出荷している、こうおっしゃる。ところが、小売店あるいはスーパーあるいはパンの製造メーカー、これは来ないと言ひわけですね。一次卸の特約店さんでは、そんなもの積み上げておく倉庫はないと言ひます。これは非常に不思議な事なんです。つくっているほうはどんどん出している、どこにもとまっているほうはおしやるのだけれども、末端にはない。ダイエーのようなスーパーでたつた百五十袋しか来ないとか、そういうことでは大困るわけですね。で、こういう点はこれはお伺ひをした範囲でわかるというふうには私どもも思ひます。もし、わからないという状況だといふのが率直なことなんです、端的にお伺ひだけをしておきたいと思ひます。

まず、最初に、児玉参考人なんです、これはここでお伺ひをいたしたいのは、輸入関係の問題はいろいろ御質疑もありましたので参考のためにお伺ひをいたしたいのですが、原麦の輸入について商社が扱っているの。製品については商社は扱っていないから、いらないのか、いらないのか、この点をひとつ伺ひたい。

○参考人(児玉一弥君) 商社も小麦粉の取り扱いをいたしております。で、小麦粉の取り扱いの形を御説明……

○奮脱タケ子君 簡単にどうぞ。

○参考人(児玉一弥君) 私ども実は日本製粉さんの粉を扱っております。大体全店で一カ月に百万袋ぐらい扱っております。形をいたしましては、パン屋さんのニーザーに直接納める分と、それから一次問屋を通してニーザーに納める分と、それから一次問屋さんを通してニーザー及びざら場に流す分でございます。これらは全部ニーザーさんから私どものほうにきょう何袋運んでくるといふ御指示がございまして、それを日本製粉

さんのほうに申し上げて、先ほど石原参考人がおっしゃったように、日本製粉さんが直接ユーザさんのほうに運んでおられる。それで、私どものおもな機能といたしましては、このような取り次ぎ、あるいはユーザさん、一次問屋さん、二次問屋さんへの信用の供与、そういうのがおもな仕事になっております。

○奮脱タケ子君 時間があんまりありませんので突っ込んでお伺いできませんけれども、それでは次に丸山参考人にお伺いをしたいのですが、日清製粉さんでは商社に代理店などとして委託をしているというものがあのかないのかという点が一

点。それからもう一つは、十二月から原麦が三五%値上げをされた。したがって、政府の指導もあつて十二月中にはまあ商業ベースに合わないけれども社会道徳的ににかくがんばっているんだというようにお話が御報告にありました。で、年内はということが政府の指導でございしますが、そうすると、一月からどうなるのか、上がるとしたどの程度上がるのか。まずそれをお伺いします。

○参考人(丸山幸治君) ただいまのは、十二月中は旧値ですとやります。現在の値段ですとやっています。粉は上がりませんので。一月から、先ほど申し上げましたとおり、もう発表もいたしております。平均で言いますと五百七十円ぐらいということで、一等粉、二等粉、三等粉とございします。で銘柄によって若干違いますが、これも、これは値上げをさしていただく、こういうことでございます。

それから商社は私どもはもうお願いしておりますけれども、一部でございします。いまの児玉さん、日本製粉さんなんかよりは少ない。

○奮脱タケ子君 そうしますと、一月からはまあ銘柄によって違うけれども五百七十円上がると。これはやっぱり国民がいま一番注目しておりますのは、先ほど御意見がありましたように、原麦の上げ幅三五%というのはちょっと上げ幅が大き過ぎたんじゃないかという御意見も率直に

出されておりますが、原麦をそんなに上げたのはいい悪いはこれは別の問題といたしまして、そういう上げ幅ができた場合に、製粉メーカーさんとして原価を国民の前に明らかにしていただくということが非常に大事になってくるんじゃないかと思うのですが、たとえば日清製粉さんですね、値上がりになった場合、原価の公開というふうなことがおやりになれるかどうか、これが明らかにされますと、国民は非常に安心ができるわけですね。その高い安いの問題についての不満あるいは満足度、いろいろあると思います。その辺はどうでしょう。

○参考人(丸山幸治君) 上げ幅についてでございますね。

○奮脱タケ子君 いや、製品です。○参考人(丸山幸治君) 製品は大体もうこれはいろんな書類でおわかりいただいておりますのであれでございしますけれども、原料費がほとんどでございします。九〇%近くが原料費でございまして、あとはまあ大量生産でやっておりますので、利益率も御承知のとおり一・五%ぐらいです。御承知かどうかかわりませんが、とにかく大量に製造しないといふのは合わないということ、もう原価率というのが九〇%ぐらいというふう

に思っていたらいいです。○奮脱タケ子君 私は日清製粉さんの製造コストあるいは原価というのが高いか安いとかいうことをいま問題にしているのじゃないんです。いま国民が物価の急騰あるいは高値安定などで大問題になっておる最中ですが、一番知りたいと思うのは、そのものが製造原価がどれだけかかるかという点が国民の前に明らかにされるかどうかということが非常に大事な点になってきていると思うのです。で、いまおっしゃったように、ほとんどが原料費だといふふうにおっしゃっているわけですが、原料費が何十%で幾らだと、平均加工賃は幾らだといふふうなことが明確にされて公表できるかどうか、その点です。

○参考人(丸山幸治君) いま申しましたとおりに

原料費が九〇%でその他一〇%ということになっていて、その中にいま言った利益率が一・五%ぐらい含まれている、こういうことでございします。

○奮脱タケ子君 いま私がお伺いするということだけではなしに、必要なつど公開するということができるかどうかという基本的な立場を伺っているんです。

○参考人(丸山幸治君) その公開ということが私ちょっとよくわかりませんが、要するに、小麦粉の売り値の原料が幾らで、たとえば電力料が幾らだとか、固定経費が幾らだとか、比例経費は幾らと、こういうことでございしましょうね、御質問の意味は。それは現在資料を持っていますけれども、当然説明できなければおかしいものでございします。

○奮脱タケ子君 それは原則として原価を公開はできますと。一般的に公表するといふのじゃない、たとえば国会審議あるいは審議会等に求められたら公表するといふお立場でございしますね、そういうことでございします。

○参考人(丸山幸治君) さようでございします。そういうことで私は当然でないかと思っております。

○奮脱タケ子君 時間がありませんので、もう一つ二つの端にお伺いをしておきたいと思ひます。これは飯島参考人にお伺いしたいのですが、これは先ほどおっしゃっておられました、一斤当たり六円五十銭ぐらい高くなる、パン一斤当たりの粉が。そうしますと、これは十二月の現在では値段を上げておられるのか。おられないのか。上げていないということであれば、来年からはどうなるのか、どのくらい上がるのか、その点をひとつ。

○参考人(飯島一郎君) ただいまの件でございすけれども、現在は上げておりません。先ほど竹田先生からも御指摘がありました、十月の一日に食パンの価格改定をいたしました、六十円のもの

から粉が上がっただけでなしに、先ほどお答えしましたように、各種原材料、包材、それから人件費、輸送経費が上がっておりますので、まだ具体的に詰めておりませんが、どうしてもこれはやはり価格を改定せざるを得ないと思っております。ざっと計算いたしますと、いままでの利益を確保するということが前提条件をそこに置きますと、現在七十円のものには百円ぐらいになってしまします。もう実に私たちがあせんとするような諸物価の値上がりでございまして非常に困つてしまつておるのでございします。けれども、それを、だからそういったと申し上げているわけじゃない、ございしませんので、いろいろとまた各種努力をいたしまして、何とか皆さま方の御期待に沿うようにさせていたこうと考えております。まだ具体的にには詰めておりません。

○奮脱タケ子君 それじゃ最後に竹本参考人にお伺いしたいのですが、小売り値といふものを大体何を標準にしてきめるかという問題にかかるわけですが、昨今のような品がすれあるいは急騰といふふうな状況の中では、よく小売りの部分で暴利をむさぼっているんだというふうな見解などというものがあつて出るわけですが、私はそう思っております。そういう状況なので特にお伺いをしたいのですが、私は、小売り屋さんといふのは消費者と一番直結をしているので、小売り商品なら一円でも安いところへ消費者が集まるといふふうなことで、むしろ安値をつくっていく状況の競争になるのではないかと、大体市中の状況を見たら思うわけですが、その点で、もう時間があるまいので端的にお伺いをしたいのですが、製造原価といふのですか、あるいは工場出し値、そういうものによって小売り値といふのは左右されるのではないかと、いふふうに思うのですけれども、その点はどうなんでしょう。

○参考人(竹本連君) 小売り価格の値づけにつきましては、原則的には、いま御指摘のありましたように、私どもの仕入れ価格によって左右をするわけでございます。したがって、市場の状況

によりまして価格を上げ下げするということはほとんどやっております。どちらかと申しますと、市場の状態によりまして値段を動かす場合には、主として値下げをするということが主体になっております。したがって、現在私どもでも仕入れ価格の上昇がない限り、販売価格につきましては一切動かしておりません。

以上でございます。

○参事(飯島一郎君) いや、先生、これは誤解しないでください。

○参事(小笠公昭君) いや、先生、これは誤解しないでください。

○参事(小笠公昭君) いや、先生、これは誤解しないでください。

○参事(小笠公昭君) いや、先生、これは誤解しないでください。

○参事(小笠公昭君) いや、先生、これは誤解しないでください。

○参事(小笠公昭君) いや、先生、これは誤解しないでください。

○参事(小笠公昭君) いや、先生、これは誤解しないでください。

○参事(小笠公昭君) いや、先生、これは誤解しないでください。

○参事(小笠公昭君) いや、先生、これは誤解しないでください。

る件についておはかりいたします。

石油需給適正化法案について、商工委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

○委員(小笠公昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、国民生活安定緊急措置法案について、地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会からそれぞれ連合審査会開会の申し入れがございしますので、これを受諾することに御異議ございませんか。

○委員(小笠公昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、国民生活安定緊急措置法案について、地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会からそれぞれ連合審査会開会の申し入れがございしますので、これを受諾することに御異議ございませんか。

○委員(小笠公昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、国民生活安定緊急措置法案について、地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会からそれぞれ連合審査会開会の申し入れがございしますので、これを受諾することに御異議ございませんか。

○委員(小笠公昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、国民生活安定緊急措置法案について、地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会からそれぞれ連合審査会開会の申し入れがございしますので、これを受諾することに御異議ございませんか。

○委員(小笠公昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、国民生活安定緊急措置法案について、地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会からそれぞれ連合審査会開会の申し入れがございしますので、これを受諾することに御異議ございませんか。

○委員(小笠公昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、国民生活安定緊急措置法案について、地方行政委員会、大蔵委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会からそれぞれ連合審査会開会の申し入れがございしますので、これを受諾することに御異議ございませんか。

予算委員会では、総理は、早くこの二法を上げてもらいたい、こういう権限が必要なんだ、権限がなくて物価安定をやれと言われても、手足を縛って飛べないに等しいというふうな表現を使っておられる。ということは、ずいぶんこの法律に大きな期待をかけている、こういう趣旨の発言がたびたびあったように思います。そういう意味で、長官は、この二法によってどの程度の効果を期待しているのか、国民もそれは聞きたいところなんです、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 物価が異常な高騰をいたしましたので、政府もこの課題を最大の政治課題として取り上げておるわけでございまして、すでにこの春以来、いわゆる総需要抑制策というふうなものを、金融とかあるいは予算の執行でありますとか、その他需要面を押さ込むことをずつとやってきておることは、前川さん御承知のとおりでございます。しかし、もちろん、この総需要抑制策というものは、今後これを維持するばかりでなしに、強めていくということを政府は考えておりますが、それだけではどうしても足りない。やはりその片一方で個別物資対策をやっていくなければ物価対策としてはやむにやまれないというふうな気持ちを私どもは持つわけでございまして、そこで、石油の需給適正化法はもちろんのこと、私どもがお世話をしたことになっております。この国民生活安定緊急措置法によりまして、個別の物資につきまして価格の面で、あるいはまた品物が手薄の場合には輸入の特別措置を指示するとか、あるいは生産の特別措置とか、あるいは出荷とか輸送とか、そういうような価格並びに物の動きの個別対策をもどうしても講じなければ物価対策として十全は期し得ない、こういうことでございます。この法律を制定していただきましますならば、この法律に定められる手段をきく限り有効に講じまして、そして今日のような異常な物価事態を何とかしてでも押さえてまいりたい、こういう考え方でございします。

○前川君 そういう考え方はたびたび伺っているんです。予算委員会では田中総理はかなり思い切ったことを言っておられる。というのは、政治責任ということまで——全力を尽くしてやると、それで効果があらがらないときには政治の責任を免れることはできないというふうな強い発言があるわけなんです。そういう立場で私は伺っているわけでありまして、この二法を通してこれを運用することによってたとえば何月ごろまでにはどれほどにしてみせるとか、あるいはそれができなかったら責任をとるとか、そういうような強い姿勢というか、お考えがあるのかどうか、それを聞きたかったわけなんです。

○国務大臣(内田常雄君) 今日、物価が、毎月、御売り物価で申しまして、十一月は前月に比べて三%の上昇を見た。これは国際的に見ましても毎月国際的な物価も上がっておりますし、したがって、輸入物価も上がっております。したがって、この法律が通りましたら何月までにかその上を下げようというものは私の立場から明確には申し得ませんけれども、しかし、そういう激しい上がり方を、この法律による個別対策によって少なくともできる限り早く食い止めていく、こういうことに全力を尽くすほかはない、かように考えております。

○前川君 私はずいぶんことを言うかという、この物価の上昇は異常な状態でございます。まさにいままでの発想法で取り組んでいくような問題ではないと思ひます。ですから、いまのようなことではなくて、ほんとうになりふりかまわず物価の抑制に努力するんだというふうな強い姿勢と責任感をお示しいただきたいというのが私の実は気持ちでありますから、その点を踏まえて御決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 私は決して漫然と申し上げておるわけではなく、ほんとうにこの激しい物価の上昇を抑えて国民生活を守りたいというその決意と熱意に燃えておるものでございします。でございますので、つい一兩日前にも、すでに決定をいたしておりますところの国鉄料金に

るんです。予算委員会では田中総理はかなり思い切ったことを言っておられる。というのは、政治責任ということまで——全力を尽くしてやると、それで効果があらがらないときには政治の責任を免れることはできないというふうな強い発言があるわけなんです。そういう立場で私は伺っているわけでありまして、この二法を通してこれを運用することによってたとえば何月ごろまでにはどれほどにしてみせるとか、あるいはそれができなかったら責任をとるとか、そういうような強い姿勢というか、お考えがあるのかどうか、それを聞きたかったわけなんです。

○国務大臣(内田常雄君) 今日、物価が、毎月、御売り物価で申しまして、十一月は前月に比べて三%の上昇を見た。これは国際的に見ましても毎月国際的な物価も上がっておりますし、したがって、輸入物価も上がっております。したがって、この法律が通りましたら何月までにかその上を下げようというものは私の立場から明確には申し得ませんけれども、しかし、そういう激しい上がり方を、この法律による個別対策によって少なくともできる限り早く食い止めていく、こういうことに全力を尽くすほかはない、かように考えております。

○前川君 私はずいぶんことを言うかという、この物価の上昇は異常な状態でございます。まさにいままでの発想法で取り組んでいくような問題ではないと思ひます。ですから、いまのようなことではなくて、ほんとうになりふりかまわず物価の抑制に努力するんだというふうな強い姿勢と責任感をお示しいただきたいというのが私の実は気持ちでありますから、その点を踏まえて御決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 私は決して漫然と申し上げておるわけではなく、ほんとうにこの激しい物価の上昇を抑えて国民生活を守りたいというその決意と熱意に燃えておるものでございします。でございますので、つい一兩日前にも、すでに決定をいたしておりますところの国鉄料金に

るんです。予算委員会では田中総理はかなり思い切ったことを言っておられる。というのは、政治責任ということまで——全力を尽くしてやると、それで効果があらがらないときには政治の責任を免れることはできないというふうな強い発言があるわけなんです。そういう立場で私は伺っているわけでありまして、この二法を通してこれを運用することによってたとえば何月ごろまでにはどれほどにしてみせるとか、あるいはそれができなかったら責任をとるとか、そういうような強い姿勢というか、お考えがあるのかどうか、それを聞きたかったわけなんです。

○国務大臣(内田常雄君) 今日、物価が、毎月、御売り物価で申しまして、十一月は前月に比べて三%の上昇を見た。これは国際的に見ましても毎月国際的な物価も上がっておりますし、したがって、輸入物価も上がっております。したがって、この法律が通りましたら何月までにかその上を下げようというものは私の立場から明確には申し得ませんけれども、しかし、そういう激しい上がり方を、この法律による個別対策によって少なくともできる限り早く食い止めていく、こういうことに全力を尽くすほかはない、かように考えております。

○前川君 私はずいぶんことを言うかという、この物価の上昇は異常な状態でございます。まさにいままでの発想法で取り組んでいくような問題ではないと思ひます。ですから、いまのようなことではなくて、ほんとうになりふりかまわず物価の抑制に努力するんだというふうな強い姿勢と責任感をお示しいただきたいというのが私の実は気持ちでありますから、その点を踏まえて御決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 私は決して漫然と申し上げておるわけではなく、ほんとうにこの激しい物価の上昇を抑えて国民生活を守りたいというその決意と熱意に燃えておるものでございします。でございますので、つい一兩日前にも、すでに決定をいたしておりますところの国鉄料金に

るんです。予算委員会では田中総理はかなり思い切ったことを言っておられる。というのは、政治責任ということまで——全力を尽くしてやると、それで効果があらがらないときには政治の責任を免れることはできないというふうな強い発言があるわけなんです。そういう立場で私は伺っているわけでありまして、この二法を通してこれを運用することによってたとえば何月ごろまでにはどれほどにしてみせるとか、あるいはそれができなかったら責任をとるとか、そういうような強い姿勢というか、お考えがあるのかどうか、それを聞きたかったわけなんです。

たしとしても、あるいは消費者米価にいたしましても、これは私から言い出して、それをやるにあらずば、こういう法律を通していただいても、政府が上げるものは上げておいてそして一般民間で動いておる物資について標準価格で押え込むというようなことはとてもそれはやれるものじゃないじゃないかというので、大蔵大臣とも相談の上、狂瀾を既倒に返すような思いであらう措置もとることにいたしましたし、また先般、異例の談話だといわれましたが、この法律を制定しますとだんだん標準価格とかあるいは特定標準価格をつくることになりませんが、それまでにいろいろな段階で先取的な値上げが起こるようなことを押え込むようなあいう談話をいたしたのも、いま申しますような私どもの真剣な決意を表明いたしました一端と御理解をいただきとうございます。

○前川旦君 それでは、具体的にいろいろ議論を進める中でさらに深めていきたいと思いますが、日銀の總裁、わざわざおいでいただきましてありがとうございます。お忙しいようですから質問を先回しにして日銀總裁にお尋ねをしておきたいと思ひます。

公定歩合の引き上げ二％ということが決定したと新聞に出ておりますが、これはこのとおり実行されるわけですね。

○参考人(佐々木直君) まだ公定歩合については全く何の決定もいたしておりません。

○前川旦君 そういたしますと、十九日の各新聞に大蔵省との間で合意したと出ておりますけれども、この記事との関連はどうなんでしょうか。ただいまのお答えとの間の関連はいかがですか。

○参考人(佐々木直君) いわゆる公定歩合は、日本銀行の政策委員会において決定すべき事項でございます。いろいろ新聞の方がニュースをさがして見当をおつけになつてそういうことになるだらうという記事をされたものだと思ひして

○前川旦君 十一月十五日の新聞に十四日の記者

会見での總裁の会見の内容が出ておりますが、その中には「現在の引き締めは相当強いものだ。現在ある判断材料でみるかぎり、このうえさらに引き締めを強化するのは適当でない」と語られたと伝えられておりますが、このとおりなんでしょうか。

○参考人(佐々木直君) それは十一月の十四日でございますか。十一月の十四日の段階では、私もとしましては、いまだ手を打ちました金融引き締め政策の効果が実体経済の上に及んでくるその行き方を見てまいりたいと、こう考えておつたわけでございます。ところが、その後油の輸入が削減されるというようにことが登場いたしましたので、そして十一月の下旬における卸売り物価は相当大幅な上昇を示しました。結局、十一月中の卸売り物価が三・二％上昇するといことがはつきりしてまいりました。さらに十二月に入りましていろいろな商品の価格の大幅な引き上げが相次ぎまして、こういう状態はいままでの考え方ですることは不適当である、さらに新しい見地から問題を再検討する必要があると、そういうふうな考へて、今日検討を続けておるのが実情でございます。

○前川旦君 そういたしますと、この談話以後にいろいろ条件が変わるといふか、卸売り物価の高騰が激しく続くといふことで検討を続けておられるといふことは、公定歩合の引き上げを実行するといふ方向で検討されておられると思ひますが、そのとおりでよろしゅうございませうか。

○参考人(佐々木直君) そう御理解いただいてけっこうでございます。

○前川旦君 その場合の上げ幅は二％と報道されておりますが、そのとおりに理解してよろしゅうございませうか。

○参考人(佐々木直君) その具体的な上げ幅は最終的に政策委員会決定されますので、いま私から申し上げるのは差し控えていただきたいと思ひます。

○前川旦君 そうしますと、かなり高いところで

引き上げる方向であるといふふうに理解してよろしゅうございませうか。

○参考人(佐々木直君) そうお考えいただいてけっこうでございます。

○前川旦君 それから私は率直な話をいたしますけれども、来年は参議院選挙がございますね。ですから、三月、四月の段階で緩和されるであろうという観測記事がいろいろ出ておりました。私はそういう選挙とかといふものに関連さすべき問題ではないと思ひます。もちろん總裁もそうお考えだと思ひますが、引き締めは長期化といふふうに談話では言っておられますが、いまこの引き上げをかなり大幅で検討しておられるといふことで、その引き締めはさらにかなり長期にわたって続くと思ひます。

○参考人(佐々木直君) 問題は、物価が今後どういう推移をたどるかといふことでございます。もし物価が早く落ちつくようでございますれば、金融面の緩和も早くできるようになります。あまりに強い金融引き締めを長く継続することは、その副産物としていろいろ問題も起こりますので、私どもとしてはできるだけ早く効果をあげて緩和に転じたいと思ひますけれども、ただ、最近の物価のいろいろ足取りから見てもこれは短いんだといふようなことを予想できるような環境ではございませんので、私は現在の段階では引き締めは相当長く続くことを覚悟してはしいといふことを皆さんに申し上げておるのでございます。

○前川旦君 そこで、引き締めはいつまで続くのか、いつから緩和されるのかといふのは、世間もいろいろ気になることなんですね。そこで、十二月二十五日の記者会見の記事が二十六日に載つておりますが、「卸売り物価の上昇が数か月間の横ばいの状態になつたとき引き締め効果が出たと判断したいが、いまの国際商品市況の高い状況では、物価の下落を引き締め効果として期待するのは難しい」と言われたといふことが出ております。これは記事ですから、速記録ではございせんから、

このとおりだったかどうか私はよくわかりませんが、どの段階で引き締め効果が出たと總裁はお考えになりますか。たとえばこの卸売り物価の上昇率がとまった、数か月にわたつて安定して動かないと、この段階で引き締め効果があつた、したがつて、その段階までは緩ゆるんだといふふうに解釈してよろしいでしょうか、いかがですか。

○参考人(佐々木直君) この問題は、数字でこまかく固めてあらかじめ予定を立てるといふことはなかなかむずかしい性質のものだと思ひます。したがつて、〇・二とか、〇・三ぐらい上がったのを横ばいと見るのか見ないのか、そういうような判断は、そのときの全体の物価の傾向、それから物価の部門別と申しますか商品別の内訳でどういふふうになつてゐるか、海外の要因だけではつきりこれが国内に影響しておるといふようなものであれば、それは国内の要因としてまた特別に考える必要もない、いろいろなそういう分析が必要であらうと思ひます。したがつて、どういふ段階になれば物価が横ばい、落ちついたと見るかといふことにつきましては、毎月毎月ゼロがたとえ五カ月続かなければならぬといふようにきちんときめる目標はなかなか立てにくいと思ひます。ただ、いま申し上げましたような内容的な検討で、まあこれで数か月こういう状態が続けば、大体上昇の勢いがとまったと判断してよろしいといふことが考えられれば、それで一応物価は横ばいになつたんだといふ判断、それで物価に対する効果は政策的にはある程度出てきたと、こう考へてよろしいのではないかと、非常に常識的な言い方でございませうけれども、そういうふうな考へ方をいたしております。

○前川旦君 わかりました。私はその常識的なラインというの結局妥当なラインだろうと思ひますので、私もそう思ひます。

そこで、金融政策につきまして、いままでいろいろな批判がございします。予算委員会では田中総理もそういう発言をしていたと思ひますが、その一つは、たとえばいままでの引き締めがおそきに

は記事ですから、速記録ではございせんから、

失したという批判があります。それから小刻みの小幅な引き上げではとてもだめだったんだと、こういう批判もあります。そういう批判に対してはどうお考えでしょうか。

○参考人(佐々木直君) 私もそういう批判をいただいていることを存じております。私どもとしては、いろいろな情勢を十分判断して適当な時期にやっとな物価の高騰が目にあるわけでごさいますから、そういう事実を目の前にしていろいろ批判を受けるということは、これは私どもとしても反省をしなければならぬと思います。ただ、具体的には一々のわれわれが打ちました手について、これが何カ月どうだったかということになりますと、これはいろいろまた具体的な理由その他を御説明しなければなりません。したがって、ここでもいままのお尋ねに對しましては、私ども一般の問題として現実の姿の前に私どもとしてはいろいろ反省をいたしているのが現実であるということをし上げたいと思います。

○前川旦君 政策には慎重にしなければいけないという面がありますね。その結果論、結果から見るとやかく追及するというのはなかなかむずかしいことですね、実際問題として。しかし、なぜ私はそれを聞きたかったかと申しますと、これから本格的な高金利政策というものが定着していくのでしようか、定着させるといふふうにお考えなのではないですか、その点いかがなんでしょうか。たとえばヨーロッパ、先進国ではだいたいありますね。日本もそういうふうになっていくのでしょうか、そういうふうにしていくというお考えなのではないですか。

○参考人(佐々木直君) いま、このような経済の全体、それから物価の上昇、そういう点から考えまして、金利水準は当然上がってしかるべきものと思っております。しかしながら、高金利がいいのだ、高金利に政策的に持っていくのだ、いまの物価の問題その他から離れて政策的に金利を高いレベルに上げていくのだという考え方は持ってお

りません。いまの金利の動かし方は、経済の調整、物価上昇の抑制、そういう特殊な目的のためにいまとついている政策でございまして、一般的な水準をどういふふうにするかというのをいまの高金利政策の中に織り込んでいるものではございませ

○前川旦君 これはきわめて素朴なお尋ねですけども、国民の大多数が抱えている疑問なんです。たいへんな物価上昇が続いておりますから、銀行から金を借りた者が得をするわけなんです。銀行に金を預けている庶民は目減りして損をする。借りてその金を使う、あるいは投資をする、その力のある者は得をしているわけなんです。ですから、金を借りている大手の企業は、当然そこに出てくるのはインフレ待望論だと思えますね。インフレになればなるほど、物価は上がれば上がるほど、借りた金は目減りするわけですから。そういうインフレ待望論が日本の産業の中に定着してしまっている。これを退治しないとういふふうにならぬのではないかと。その辺を、こういうたいへんな激動期でありますから、思い切ったドラスチックな手は打てないものだろうか、私はこういう疑問をいつも抱くのです。たとえば企業の自己資本の割合を見ても、一五％から二〇％の間、一五％台だという話を統計数字は示していますね。こういう姿はおそらく日本と韓国くらいじゃないのでしょうか。先進国の間にはこういう姿はないと思うのです。ですから、これがますますインフレに拍車をかける、悪循環を及ぼすと思えますね。ですから、それを根本的に退治する方法を金利政策の面ではどう道はないのだろうかどうだろうか。たとえば、一つの例として、思い切った高金利政策があります。これは預金金利も上げると、貸し出し金利も上げるといふやり方もあると思えますけれども、従来の情性ではどうにもならない時代になっているのじゃないか。何か思い切った手を打つ、発想の転換をばつとしないければいけない時期ではないだろうか、そういう危機感を私は感ずるのでありますけれども、その点については

いかがでしょうか。

○参考人(佐々木直君) 先ほどからできるだけ大幅な金利の引き上げを考えているというふうに申し上げましたのは、ただいま御指摘のありましたような最近の経済の全体、非常に憂慮すべき物価の上昇、そういう中で一つの対策として考えているわけでごさいます。ただ、先ほどお尋ねがございました一般的な金利水準をどういふふうにするかというところは、いまの緊急対策の問題とは一応離れて考えるべき問題だと思えます。たとえば、一昨年には卸売り物価は多少でございましたけれども下落しております。ですから、そういうときに非常に高い金利をかけるという必要はなかったと思えます。しかし、いまになりますと、これだけ物価が上がりますから、やはり高金利政策というものでいかなければならぬ。そういうふうな金利政策というものは、そのときそのときの経済の実情、物価の変動に對処して機動的に動かしていくのがその効果を生かす上で大事ではないか、こう考えております。

日本の企業が自己資本が非常に少ない点、これは企業の弱さをあらわしておると思えますし、いろいろの変動に弱い面もございしますけれども、私は、その比率につきましては、おとしもことしもそう変わっておりませんし、自己資本の比率の低さがインフレーションの原因になっておるとは、いまの段階ではそう考えておらないのでございします。

○前川旦君 それはまあ見方はいろいろありますけれども、それは原因なのか結果なのか、結果と言えは結果とも言えますね。しかし、根強いインフレになれば得をする人がいる、しかもそれが非常に強い力を社会的に持っている。極端に言うところ、政策全部を動かすほどの大きな力まで持っているグループである。つまり、うんと設備投資で大きな金を借りていて、ですから、そういうところを何か締めつけて、金を銀行から借りれば結局は自分が苦しむんだというふうな形に持っていく道はないのだろうか。私は、その辺を日銀さんは本

気でやっぱり考えてほしいというふうに思いますね。たとえば、公定歩合が上がりますね。そうすると、大企業が設備投資に大きな金を借りていますね。その場合、おそらく数行の複数の銀行が協調して融資しているのだらうと思ふのです。かりに二％上がったと、それじゃすでに貸してある既貸し出しの金利もそれに應じて一％上がるのかというところ、必ずしもそうではなさそうなんです。金利の上限はあっても下限はありませんから。銀行と大企業との話し合いで、一％上がったと、そういう話し合いで次の手形の書きかえ時期にはやるんだという慣例になっているようです。その辺で大企業に對する貸し出しの金利をもっと引き上げて金を借りにくくするといふような基本的な何か方法があるのじゃないだろうか。皆さん方専門家でですから、そういう面を検討するといふ姿勢があつていいのじゃないかと思ひますが、その点はいかがなんでしょう。

○参考人(佐々木直君) 今度わりあい大幅な公定歩合の引き上げを検討中であると申しましたのは、やはりそういう面から銀行の貸し出しを企業が借りにくくする、要するにコストが高くなりましますから。そういうふうな考えでそういう政策を打ち出そうとしておるのでございまして、いまの金利の制度では、貸し出しのほうの面につきましても、臨時金利調整法に従って最高限度がきまっております。それで、その最高限度の範囲内において企業と銀行が話し合つて金利をきめておるのが実情です。ただ、標準金利と申しまして大企業に對する貸し出しを中心とするものでございまして、これは大体正確に公定歩合が上がつただけは上げる、そういうふうになっている部分があり、いかに大きいのでございします。したがって、そういう点を考えますと、大企業にとつては公定歩合の大幅な引き上げというものは非常に資金コストの上昇につながるという面があると思ひます。ただ、貸し出し金利の最高限度をなげきめていくのかといふことは、実はやっぱり貸し手のほうが強いのだ

という頭でできておりまして、むやみに高い金利を取らないようにということで上が押えられている。銀行から金を借りているものには中小企業もずいぶんたくさんございます。こういうところが、最低のところを上げるというような制度を持ち込みますと、そういうところがかえって苦しむというところにもなりかねません。そういう点を考えますと、もちろん私もいいのそのいう金利のきめ方が最上だと思いませんし、今後そういう点の改善に勉強していかなければならぬとは思いますが、当面すぐ借り手が強いという前提での改正を具体化することは、ちょっとなかなかむずかしいのではないかと考えています。

○前川旦君 それでは、日銀総裁、最後に、先ほど政策委員会でおきめになるとおっしゃいましたが、そのきめる政策委員会はいつお開きになりますか。

○参考人(佐々木直君) 政策委員会は毎週火曜日と金曜日にやっております。

○前川旦君 いや、それをきめる政策委員会はいつでございますか。

○参考人(佐々木直君) いまの段階では、まだきめる委員会がきまっております。

○前川旦君 けっこうでございます。お忙しいところをどうもありがとうございます。

それでは、質問を最初に戻します。

先ほど、経企庁長官は、公共料金の凍結を主導権を持たれて強く主張されたという発言がありました。そこで、これは新聞の記事だけではありませんから、こういう正規のところまで伺っていないと思うのですけれども、消費者米価と国鉄運賃の値上げは、ともに十月まで新聞記事どおりに延期なさるわけですか。これは法律の改正も必要ですね、国鉄の場合なんか。ですから、そのことを含めて、いつごろそれじゃ国会にその改正案を出されるのかを含めてお答えをいただきたいと思えます。

○国務大臣(内田常雄君) 正確に申し上げますと、国鉄料金、消費者米価の既定の引き上げです。

来年度半年間抑制する方向で検討するということを先般相談いたしましたのでございまして。これは、抑制いたしますと、財政上の問題もございましょうし、いま御指摘のような法律上の問題もございまして、そういう手続的なことにつきましましては正式にはこれからきめられる問題でございます。

○前川旦君 いえ、私が伺いましたのは、予算の年内編成と言われておりますね。当然予算の編成の中に入ってくるわけですから、もうこれは確定的なことなんだ、十月までは確定的に延ばすんだというのを公式の席上でお話しいただければそれでいいわけなんです。これは間違いないですね。

○国務大臣(内田常雄君) 予算の編成あるいは法律の提案にはそれぞれ主務大臣がおられるわけでありまして、私は、物価に関する政策担当者の一人といたしまして、それなくして今日の事態は乗り切れるものではないということを大蔵大臣にもまた自民党の幹部の皆さま方にも申し入れをいたしました。そういう方向で検討する、具体的措置をそれぞれしるべき機関でしるべき時期にとると、こういうことになったわけでございますので、手続的なことはこれからそれぞれ運ばれるものと考えます。

○前川旦君 何かどうも回りくどくてよくわかりませんが、これは大蔵省に聞きましょう。そのほうが妥当でしょう。このとおりで予算編成されるということですか、方針はこれで間違いないんですか。

○政府委員(柳田桃太郎君) 国鉄運賃につきましては、法の改正を要しますので、法の改正があるものと予想いたしましてこれに対する財政措置を講ずる考えであります。

米価につきましては、さらに六カ月延期した場合に、経済情勢の変化もあり、あるいは米価体系にも何らかの変化があるものと予想されますので、それまでは値上げをしないということで予算の措置をいたしまして、その時点においてさらにまた米価の問題を考慮しなければならぬと考えて、その用意をいたしております。

○前川旦君 それでは柳田次官、これは間違いないにこのとおり行なわれるというふうに私はここで理解をしたいし、また確認をしたいと思えますが、よろしゅうございませう。

○政府委員(柳田桃太郎君) よろしゅうございませう。

○前川旦君 それでは、大蔵省は、これは一応十月月ですね、十月以降は一体どうされるのか。つまり、十月までは延ばす、十月には物価の動向がどうであろうと十月になったら必ず上げるのだということでしょうか、それとも、十月の段階でもまだたいへんな物価上昇が続いている場合にはさらに凍結を延長するということもあり得るのでしょうか、どのようにお考えですか。

○政府委員(柳田桃太郎君) 国鉄運賃は国鉄運賃法の決定によつてきまることでございますので、ただいま考えられておりますのは、九月三十日まで現状とし、十月一日からこれを実施するということになっておりますので、大蔵省はその措置をいたしますが、さらに運賃法の改正が行なわれるということになりなれば、そのときの経済情勢に伴つて予算措置も行なわなければならないと考えております。いまから次の段階まで用意して財政措置はいたしております。米価に對しましても同じでございます。そのときの時点における政治経済情勢というものが大きく反映するものと考えますが、大蔵省としてはその予測はできませんので、そこまでは考えておりません。

○前川旦君 それでは、経企庁長官にいまのお尋ねをしたいと思います。この十月まで凍結するという措置は、私はそれなりに評価をいたします。こういう段階ですからね。ただ、一般の消費者が考へていくことは、半年では少ない、一年ぐらい延ばしてほしいという意見もあれば、それなら思い切つても白紙撤回してもらいたいという素朴な気持ちがあるんですね。そういう気持ちがあるから、半年後に上げるんだということなのか、そのときの物価情勢によつてはさらにそれ

が凍結が延びるというふうに考へていいのか、その辺を国民は聞きたいんですよ。ですから、それは経企庁長官としてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私の役目柄、公式の申し方をしますと、ただいま大蔵次官が申されたとおりでございまして、こう言うはかないわけでございますが、私の真の気持ちは、とにかく半年凍結をしておくと物価の上昇抑制のための他のあらゆる措置を講じていると、こういうことで私は半年というところで皆さんと相談してきめたわけでございます。

○前川旦君 半年後にはそれではこれを値上げしても物価にはたえないというふうに、それまでに物価を鎮静させるという、そういう自信があつてのこの半年ですか。

○国務大臣(内田常雄君) いやいや、先ほど佐々木日銀総裁も言われましたように、また私も述べましたように、今日のわが国の物価上昇の要因は海外要因というものが非常に大きなファクターになっておりますので、私は、半年間と申しまして、来年の四月から半年でございますから、約九カ月余りありますが、そのときをもつて日本の物価問題が完全に鎮静するということは、これは私どもはその間にそういう事態が来るようにあらゆる努力をいたしてまいると、こう言うはか現在においては申し上げられません。

○前川旦君 どうもはつきり私も割り切れないんですね。私は別に常識はずれのことを言っているつもりはないんですよ。半年たつたら必ず上げてしまふのか、それとも、物価がそのときの段階でまだ非常に激しい物価上昇が続いているのであれば、その段階でまたそれを凍結するということが考へていけるんだ、可能性があるんだということなのか、ごく簡単な素朴な質問でありますから、どうぞひとつずばりとお答えをいただきたいと思えますがね。

○国務大臣(内田常雄君) なかなか物価の問題は素朴なお答えができない性質の事柄でございますし

て、私も、まあよく短期決戦ということばが言われますように、ほんとうに暮れから明春にかけての間が物価の問題でも一番正念場になるだろうと考えまして、その間にあらゆる努力を尽くして物価及び生活不安を鎮静させてまいると、これだけの最大最善の努力をいたすということを申し上げる次第でございます。

○前川旦君 私は、最初に申し上げましたように、異常事態が来たというふうに考えております。ですから、いままでのような考え方の情性と言つてはことばは少し適当でないかもしれせんけれども、そうではなくて、どこかでひっくり返るようなドラスチックなやり方をこの一年なり半年の間に徹底的にやってみないであらうと、そういう強い姿勢が実はほしいわけなんです。ですから、いまの長官の御答弁は、それは答弁技術としてはいまでもどおりの答弁でしようね。私はいまでもどおりでない発想法と構えと姿勢がほしいんです。ですから、さういふことを申し上げておきます。

○国務大臣(内田常雄君) でございますから、私は、異例の措置をせざるを得ないと、公共料金でござつたものをとにかく一応これをたな上げ延期してはという異例のことをやるために強く発言をいたしましたわけでございます。しかし、そればかりではございせん、公共料金の問題だけではなく、物価の問題を鎮静させるためにいまだに一番大きな要素になりますのは来年度の予算編成になるわけで、申すまでもなく、先般、このことにつきましても、政府でもまた私どもの所属する党でも、来年度の予算編成の考え方というものを煮詰めている段階でございますが、その面におきましても、たとえば公共事業というふうなものにつきましても、漫然とこれを膨張させるというふうなことは全くしない。資材の面などにおきましても、今日の資材事情を鎮静させるような内容を持った公共投資等の予算を組むというふうなことでいませつかく検討をいたしておりますので、それらの要素をも一緒に総合的に考えまして、しかも今回提出いたしておりますような物価の個別的処置についての法律案の活用というふうなこともこれも総合的にいたしまして、まあ思い切った処置をいたしたいと、こういうことを申し上げておきます。

○前川旦君 私どもと長官との間に思い切った処置の内容が少し不足しているような感じがいたしますが、それは、予算の話が出ましたが、この二法案がいかに通らうとも、総需要の抑制という基本的なことが抜けていてはどうもならぬわけですから、総需要の抑制ということになりますと、政府のやれることで一番大きなのはまず予算の編成ということにならうと思つております。そこで、四十九年度予算における公共事業費の削減はどの程度おやりになり、公共事業費はどれくらいお組みになりますか。

○国務大臣(内田常雄君) これは大蔵次官がお見えになつておりますので……

○政府委員(柳田桃太郎君) 総論的にまず申し上げますと、金額にいたしましては昭和四十八年度予算の程度に組みたい。しかし、物価の値上がり非常に高率になっておりますので、仕事の量におきましては昭和四十七年度をわずかに下回る程度しか予算は組まれない。これは総需要抑制のために非常にきびしい予算を組むという前提でたゞいまワケをつくつておりますが、その総ワケにつきましてはつきり金額をいま申し上げるわけにはまいりませんが、大体昭和四十八年度の予算総ワケの見当で組んでおる。ただ、そこに問題が、またあとで質問があらうかと思つて、事業繰り延べになつていくものもございまして、そういうものを加えたときに昭和四十八年度と比べてどうなるかという問題が一つございまして、いずれまたそういう質問もございましてしょうけれども、全体のワケは昭和四十八年度見当であるということだ

けを申し上げておきます。

○前川旦君 そこで、いまそちらのほうから出ました、私は質問を予定しておりましたのでその次に質問したいと思つて、前年度並みというところでこれは公共事業費をたいへんしぼるんだというふうにおっしゃつておられますけれども、それじゃ、一体、四十八年度の公共事業費はもともの事業費であつたのかどうかという判断が一つあると思う。非常にふくれ上がった、あれは対前年比三二・八%でしたかね、たいへん大幅な伸びで組みましたね。あまり大幅に組んだから、使い残しがいふん出ているわけでしょう。ですから、金額で四十八年度並みであるということが一体総需要の抑制に有効に働くのだからどうかだろうか。むしろ減らすぐらいの思いが必要なんではないだろうか。前年並みということとは、前年が適当なものであればいいんですけれども、前年が非常にふくれ上がったものでありますから、その点で私は疑問を持ちます。

それから公共事業の四十八年度の進捗状況のここに資料がありますが、もうこまかいことは申し上げませんが、これは四十八年度末までに残つていふやつかつてお考えなんでしょうか、それと、使い残すお考えなんでしょうか。私は使い切るといふような姿勢は持つべきではない、むしろ残すべきだと。残しますと、幾ら残るかいまのところまだわかりませんが、たとえ四十八年度予算と同じ額に四十九年度の公共事業費を組んだとしても、四十八年度で余つたやつが上へ積みまされると、やっぱりふくれ上がったことになるでしよう。ですから、前年並みということがはたして総需要の抑制にどれほどの効果があるののだろうか疑問に思つておるんです。その点はいかがでしようか。

○政府委員(柳田桃太郎君) いま各省に指示をいたしております繰り延べ率は平均八%でございます。特別の積雪地帯、寒冷地帯あるいは生活関連経費につきましては、御承知のとおり四%程度に繰り延べておるわけでありまして、この繰り延べ

につきますのは、いまの見通しでは、年度内に執行するということとは非常に困難な情勢にございまして、たぶん金額にいたしましてすでに発表いたしましたとおり、政府のほうでも約七千億、地方のほうで約三千五、六百億、合わせて一兆円ほどのものが昭和四十八年度から昭和四十九年度に繰り越されていくわけでありまして、したがって、厳密に言いますと、昭和四十九年度の予算を四十八年度の九二%ぐらいの金額に組んで、この八%を加えれば一〇〇%ということになります。さて、民生関係の予算であるとか、文教関係の予算であるとか、どうしても仕事を達成しなきゃならないものがそこにありますために、そう算術計算のようにジャストミートするようなことはなつておりませんけれども、いまおっしゃつたような予算規模で昭和四十八年度並みの金額に押えていきますと、物資と労力等の値上りによりまして、事実上四十八年度よりも下回ります。昭和四十七年度ぐらいの事業量になるということをおし上げておるわけでございます。そうして、その量を押えることによって、昭和四十七年度には石油が二億五千万六千万キロくらい入つた年でございまして、そのときの生産量に仕事量を合わせていくことによって、総需要を合わせようという、いまさういふことで査定中でございます。

○前川旦君 私は、いま御答弁にありましたように、前年に対して九二%ぐらいに落とすとして、繰り越してきたやつを八%を合わせてそれで一結だといふところまで思い切つた削減をやりますべきだといふふうにお考えなんでしょう。それは、やらなきゃいけないことがたくさんあるのはわかります。ただ、これは申し上げておきたいのですけれども、いままでは、道路だ、橋だ、そういうものをどんどんつければその地方の人は喜んでたという觀念が議員の中にはあります。これは与野党の中にあります。実際それで走り回つておるんですから、みんな。しかし、最近の国民の中には、自分の家の前に道路がつくのが一年おくれでも二年おくれでもいいから物価を押えてほしい、それがナシ

第二十一部 物価等対策特別委員会会議録第三号 昭和四十八年十二月十九日【参議院】

ナルコンセンサスになりつつあるということはいまわれわれは理解しなければいけないのではないだろうか。新聞を読みますと、またしても予算のふんどり合戦が与党の中にもずいぶん始まっているという記事が出ておりました。さもありなんと思えます、毎年のことですから。しかし、やるならやるで道路予算なんというのは四〇％ぐらい締めると思いますが、思い切って——中途はんばなことをするから奮い合になるんですよ。思い切って奮勇をふるうという姿勢というか、なりふりかまわぬ姿勢がないと、物価上昇はとめられないと、そういう危機感を持っていくんです。ですから、私はそのことを特にあなたの御決意として伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(柳田桃太郎君) ただいまの御質問でございますが、いま大蔵省原案を作成中でございます中には、既定の五カ年計画でもその進捗を調整しようというふうをいたしておりますし、新しい五カ年計画等は当然認められないということでもあります。特に話題にのぼっております新幹線、本四架橋あるいはその他道路の計画等におきましても、進捗の調整をいたしまして、予算の膨張を防ぐことに極力努力をいたしております。

○前川旦君 なかなかこれは私がこういふふうに主張してもそれがそのまま通るということではありませんが、単なる議論になってしましますが、しかし、私は、そういう思い切ったことをやらないと、発想の転換をしなければいけない時期だというふうには感じます。ですから、御理解をいただきたいというふうに思っています。

そこで、山中防衛庁長官からも防衛予算を見直すという答弁が出ておりましたが、防衛予算も聖域ではありませんか。聖域と考えてはいけない。これは、私、社会党ですら、一つの特定のイデオロギーで言っているということではなくて聞いていただきたいけれども、こんな時期に戦車だ何だに金を使わぬと、それを物価安定に回してくれというものがほんとうに素朴な庶民の感覚なんですよ。これは聖域でない、いかがですか、それは。

○政府委員(柳田桃太郎君) もちろん、防衛関係経費につきましても、最近におきます経済情勢に顧みまして、極力抑制をしておるつもりでございますし、すでに大蔵大臣も田中総理大臣も十二月十二日の参議院予算委員会におきまして所信を表明しておるとおりでございます。これにつきましては、もちろん公共事業並みの削減をして進捗調整をさせていただくつもりでございます。

○前川旦君 そこで、きょうの新聞には中医協が実質審議が始まったということが出ておりますが、社会保障関係の福祉関係の予算は、絶対に切つてはいけぬ、ふやさなきゃいけない、これはもう当然のことであるし、これはコンセンサスができていくと思うのです。ただ、なるほど福祉予算がたぐさん組んであります。しかし、その非常に大きな部分が医療費だというのは、なかなか割り切れませんね、気持ち。これは中医協でこの記事では二十二、二十六、二十八、二十九の四回審議を行なって二十六日も結論が出るように進めているという記事が出ておりますが、ここできちんとしたことは、大蔵省の予算編成までもこれは拘束してしまふんですか。つまり、これは聖域なんでは。その点はどうか、お考えとして。

○政府委員(柳田桃太郎君) 御承知のとおり、医療費の値上げの問題は厚生大臣の所管事項でありまして、厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮問をされていくことになるのであります。その決定がなければ、われわれはこれを予算に組むというわけにはまいりませんけれども、常に時密接に連絡をいたしまして、これを必ず予算に反映するような方法で考えておることは、もう申し上げるまでもございません。これは非常に巨額にのぼる予算支出でございますから、大蔵省としては、国の財政規模にも関することであり、重大な関心を持ちながら中医協の答申をいま待つておる状態でございます。これがまじりますと、十分に尊重して予算を組みたいと考えております。

○前川旦君 私の言っていることと、いまの御答弁のニュアンスとは違ふんですよ。福祉予算をうんと組んでもらいたければ、実際数字等が出てきた。福祉予算はうんと組みました、このとおり組んであります。しかし、その中身を見ると、非常に大きな部分が医療費の部分であるというところ、ほんとうの福祉予算のほうは圧迫されるというところをどうも割り切れない思いで実は見ておるんです。ですから、私は、これがもうそこできちんともうこれは聖域で一切手がつけれない、政治折衝の余地もないんだというようなことなのか、大蔵省としてはまた違う腹づもりを持っていらっしゃるのか、その辺を実は聞きたいんですよ。いかがですか。

○政府委員(柳田桃太郎君) もちろん、医療費関係だけにしに、各党の御要望も今年度は福祉予算に重点を置いてもらいたいという強い希望があるということを受けておまして、各費目についてかなりわれわれとしては慎重な考慮を払っております。もちろん、この医療費が多額の資金を使うから福祉関係予算を減らすというふうなそういう考えは頭を叩いておられません。

○前川旦君 そこで、亡くなった愛知さんの時代には、来年度予算は大体十七兆五千億ということばがございましたね。いま十七兆二千億というのが新聞に出ておられますね、総額として。私は大蔵当局にお願いをしたいのは、十七兆を切るということにはならないものだろうか。といいますのは、なぜこういうことを言うかという、個々のものを洗い出していくと、やっぱりこれも必要だ、やっぱりこれも必要だ、ああこれも必要だ、ということになって、なかなかこれは奮勇がふるえません。ですから、そういう意味で、総ワケですばつときめて押え込んでいくというやり方しかないだろうと思う。その場合に、やはりこういうインフレマインドに水をかける、政治の姿勢を示すという非常に心理的な気持ちもあります。二千億ぐらい削ったからといって総需要の抑制にどれだけのね返りがあるか、ちょっとわかりませんけれども、そうじゃなくて、これはほんとうにやる気だとい

う、インフレマインドに水をかけるという意味で、十七兆を切るというそういう姿勢で臨むべきだと私は思うのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(柳田桃太郎君) 御激励を賜わって非常にけっこうでございますけれども、実は法律や制度によって自然増として計上しなければならぬものが約一八％ぐらいあるわけでありまして、これは総需要に直接影響するものもあり、そうしないものもありますけれども、とにかく一八％ぐらいいはもう自然増的なものでございます。したがって、二〇％から二三％の間に押えたいということになりまして、新しい仕事というのはもうわずかしこ組めないわけでございます。その新しい仕事そのものが、生活環境を整備するとか、あるいは民生関係の施設をふやすとかいう限られたものに組みましても、十七兆をわずかにこす金額になるわけでございます。できるだけ総需要を圧縮して早期に物価の抑制をしたいということについては、大蔵省としてはもう一貫した信念のようにはなっております。やっておりますので、どうぞ御激励を賜わりたいと思います。

○前川旦君 私は別に激励をする気持ちはないんですけれども、非常に不満なんです。それじゃ、財投ですけれども、案外あの財投が見がされていると一般的な普通の常識的な目で思うんです。ところが、総需要の抑制という面で財投の果たす役割は大きいと思えます。そこで、来年度財投の伸びをどれくらいに考えていらっしゃるのか、総額でどれくらいに範囲に入れているのか、考えていらっしゃるのか、その点はいかがですか。あとで財投の積み残しといいますか、使い残しの問題はもう一べん質問いたしますけれども。

○政府委員(柳田桃太郎君) 財投につきましましては、やはり同じ方針でいま査定はいたしておりますけれども、はっきり数字を申し上げる段階まで立ち至っておりません、まことに残念ですけれども。考え方としては、総需要抑制型の財投計画を組みなければならないということでは、査定をいた

しております。

○前川旦君 これはきのうの新聞ですか、「一般会計十七兆二千億、財政計画八兆強に圧縮」という見出しで記事が出ております。一六％の伸び、八兆円ちょっとのところを持つていくと、こういうふうな考えでいらっしゃるんですか。

○政府委員(柳田桃太郎君) まだ総金額のワケはきめておりません。

○前川旦君 私は数字を拾ってきたんですが、私が自分で拾ったものから正確でないかもしれないんですが、この財政については四十七年度分から一兆千五百五十五億円が四十八年度に繰り越しになりました。四十八年度は六兆九千二百四十八億円のうち、非常に消化が悪くて、十月末で——これは予算委員会が出た資料だと思いましたが、十月末で五兆二千億以上残っている。これは間違いないでしょうか、この数字は。

○説明員(石川周君) 手元に計数を持ち合わせておりませんが、財投の金額は年度後半に出るものが多ございまして、大体、感じといたしましては、いま先生のおっしゃったような数字だろうと思われま。

○前川旦君 ずいぶん残っていますがね。四十七年度も残りましたから、いまのままでいいたらざつと四十八年度で六兆二兆円から三兆円近い残りが出るように思いますが、どうでしょうか、その辺の見通しは。

○説明員(石川周君) その辺の計数的なところは、現段階では推計がきわめて困難でございまして、けれども、方向といたしましては八％の繰り延べ分以上にできるだけ事業を抑制するような方向で指導はいたしております。

○前川旦君 そうしますと、四十八年度もずいぶんこれは残ることになると思うんですよ。そうしますと、新聞に出ておりますのが大体正確だろうと思ひます。いま次官はおっしゃらなかったけれども、八兆円ぐらいで一六％の伸びぐらいい、これに残った分が上積みされたら、もう十兆円ぐらいいになりますわね。これはずいぶん大きなふくれ

方になりますね。これは総需要との関係でよくは非常に関係があると思うんですよ、この財投は特に。ですから、その辺のお考えはいいがなんですか。一般会計を一生懸命詰めて、しり抜けになつては何にもならないわけでしょう。

○政府委員(柳田桃太郎君) 一般会計、特別会計の場合の繰り延べに比べてまして財投は非常に大きな繰り延べが行なわれておるわけでございますから、これをすぐそのまゝ上乗せいたしますと、これを一般会計財政支出と加えますと、大きな財政支出になりますので、これは極力圧縮して組む計画でいまして進めております。

○前川旦君 その極力圧縮というのはよくわかりました。どの辺をめぐにですか、その圧縮でもめどがあるでしょうか。ですから、四十八年度から繰り越した分を突っ込んでぐらいいに押えるんだとかいう、それはめどがなしに極力圧縮してないと思ひます。これはこういう時期ですから、おっしゃっていただいたいと思うんですが。

○政府委員(柳田桃太郎君) もちろん、総論としては、いま申し上げたように圧縮方向に向かつておりますが、まだ中で話のまとまらないものがございまして、どの程度の金額にするかということについて、ただいま御発表申し上げる段階になつておりませんので、お許し願ひたいと思ひます。

○前川旦君 それではしかたがありません。それでは次へまいります。総需要抑制のものの一つ大きな柱は、民間設備投資の抑制ですね。ところで、四十八年度当初の政府見通しでは、十八兆七千億、伸び率一四％、それが十一月三十日の改定見通しでは、二十一兆七千億で二七％の伸び。これは経企庁長官のほうにお尋ねをいたしました。当初の見通しに比べてたいへんな民間設備投資の伸びですね、実態もそうです。これは金融引き締めだけでは対処できないでしょうね。それ

も力がありますけれども、かなりな行政指導というものが必要だと思ひますね、民間設備投資を抑えるには。もう手元流動性の過剰というものがわか

りきつていたんですから、どうしてこれほど大きく伸びるまで手をつけなかったんだろうか、これはふしぎなんです、私は。これはどうなんですか、民間設備投資の最初の見通しに比べてぐんと実勢が上がっていますね。どういう手を打たれたんですか。

○国務大臣(内田常雄君) 四十八年度の経済見通しの推移を私が就任いたしました後レビューいたしてみますと、いろいろの面であつて、いへん狂つておりましたことは御承知のとおりでございます。貿易収支におきましても、物価におきましても、また、いま御指摘がございましたような設備投資におきましても、その伸び率が当初予想しておつたものよりもかなり大きくふえておるわけでございますので、そのとおり先般実は改定試算をいたしましたことは、御承知のとおりでございます。

その経過を振り返りまして、この一年間の間に急速にわが国の経済、金融情勢というものが大転換をしておることは、前川さん御承知のとおりでございます。昨年にございましては、たとえば輸出も非常に旺盛であつた、八十数億ドルぐらいいの輸出超過の上に、国際的に見ると、日本経済は買ひものだというわけがございまして、外貨がたくさん入つてまいりました。それらの外貨が大蔵省の外国為替資金特別会計に入る、その対価としての円が何兆か放出されたというふうな、そういうふうないわゆる過剰流動性が存在いたしておる状況がございまして、しかもまた、景気政策といたしまして、一昨年までは日本は景気が非常に悪かつた。悪かつたために輸出もよけいに伸びた、こういうふうな状況もございまして、昨年の途中ぐらいいまではむしろ景気政策というふうなもの金融政策の面でも残つておつた。そういうこと、この情性が、私は設備投資が意外に伸びておつたというふうなところと思ひます。そこで、そのことは、今年の春以来政府も思い切つた政策転換をやるべきだということで、設備投資に民間の建築投資などにつきまして引き締めの措置をとり、また、先ほど大蔵次官からも言われました

ように、四十八年度に組まれた公共事業費予算におきましても、上期以来、その契約率をできるだけ国はうしろに引き延ばすというふうな、また、その同じやり方を地方公共団体に対しても求めるようなことをやつたことも御承知のとおりでございます。けれども、それらの効果が、四十八年度の夏ごろまでは十分出なかつたというところにより御指摘の原因があると存じます。

そこで、設備投資につきましては、法律はございせんが、閣議決定をもつて民間のみならず国の大型建築物につきましてはこれらをできる限り抑制してまいらうという措置を講じ、また、民間企業の設備投資につきましても、これは通産省の關係が主でございまして、公害とかいうふうなものに関連する設備や、また直接生産に結びつかないような付帯設備につきましては、設備投資の金額を行政指導をもつて切つてまいらう、こういうふうなことを今年の春、夏の間から続けておるわけでございます。これらの措置は、今後、いま御審議を願つております法律の中にも、設備投資の届け出抑制というふうな事柄を今度法律的手段をもつていたし得るよう規定をいたしておること、御了承をいただきたいと存じます。

○前川旦君 法律の中にあるといつても、これは政令がまだできていませんから、この下期の民間設備投資を有効に押えるというのは行政指導しかないわけでしょう。結局、それしかないと思ひますね。これはまあ通産省ですから、通産省に聞くほうがいいんでしょうから、次の機会に通産省に聞きたいと思ひますがね。ただ、物価局が今年ですかできて、おたくはもの言えるんですからね、他省に対しても。効果のある民間設備投資の抑制、特にこれは産業構造審議会が大幅に削減せよという答申を出しています。ついでこの間十二月十七日に答申が出ておりますが、かなり大幅に削減せよという答申のようですが、どうかひとつ、経企庁の立場としても、思い切つた行政指導をするという姿勢をとっていただきたい、このように思ひます。いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私も全く同じ考えで、それを通産省に漫然とやってもらうばかりでなしに、でき得るならば私どものほうで設備投資規制指導原理のようなものでも経企庁としてつくりまして、そしてそれを、直接主管大臣では私はございませぬけれども、その方面を担当する閣僚の一人といたしまして、通産省にも一そう強力にやってもらうというのをいたしたいと思ひます。また、民間の建築物、これは建設省の所管になります、それらもいままでも行政指導でやってきておりますものを、この法律ができましたならば、でき得る限り早い機会に建設大臣とも打ち合わせ、これをやはり政令事項としてそして法律の力をもってがっちりひとつ締めつけていくようにぜひやってもらわなければならないと私は腹をきめております。

○前川旦君 それでは、公取委員長見えてますか。どうも長いことお待たせしてすみません。独禁政策について二、三お尋ねをしたいと思ひます。

公取は、石油、合成樹脂、紙等々、手入れ、調査をいろいろされて、国民の目から見ると、非常に期待をされているんです。よくやっていると評価もありますし、もっと強くんばいいという期待もあるわけなんです。そこで、いろいろ努力されていることはわかるんですが、不正なカルテルを解散させる、そのことはいいんです。しかし、価格の上昇はそのまま残りますね、上がりっぱなしで。なるほど不正を摘発する、非常にいいんですけれども、結局悪いことをして価格を上げたら上げっぱなしで、得のしっぱなしになるわけですね。その点について非常に割り切れない思ひを持っているんです。その点について、公取委員長は、何とか物を下げてもらいたいというのが国民の気持ちであるということがおわかりになりますでしょうか。おわかりになると思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(高橋俊英君) ただいまの御意見のように、独占禁止法による違法なカルテル行為、特に価格のカルテルに対して排除命令こそ行政処分

としてこれは強硬に出しますが、協定を破棄した後においてもその価格が必ずしも下がるとは限らない。あるいは価格上昇期にありましては逆にむしろ上がる場合さえある。今日のような状態でありまして、そういうことさえあるわけなんです。それに対しまして、私も、昭和二十二年独禁法制定以来、いまだかつて価格引き下げ命令を出したことがないという事跡から見ても、法律の許す範囲内においてはそういう引き下げ命令は出せない、現行法では、私その点独禁法の有効性の問題としてたいへんもの足りないものを感じているというの、全く同感でございます。

○前川旦君 いまの法体系それから行政体系の中に物の値段を下げる権限というのは何もないんです、現在。どうなんですか。私もいろいろ考えてみたんですけれども、どんなものすごい利益を上げていても、まあ税金で還元するという道はありますけれども、石油不足というところで紙が上がる、洗たく代が上がる、大学ノートまで二倍、三倍、消しゴムまで二倍、三倍。しかし、石油不足だ石油不足だと言いがら、十一月の原油の輸入量は去年の同期より五・四%も多かったというのは大蔵省の調査でおわかりになったわけでしょう、暴露されましたね。しかも、供給制限後の原油が日本に着く前の蓄積分をつくった品物が便乗値上げで、どんどんむちゃくちゃなことで、すよ、実際。ですから、どこかでこういうむちゃな値段の上げ方、不正な物の上げ方ですね、社会通念としてこれは自由だから値を上げるのは勝手なんだと言ってしまうええそうなんですけれども、そこにはおのずから社会通念というものがあろうと思ひます。常識があると思ひますが、社会通念から見てむちゃな不正な物の値上げを下げる命令権、それから従わせる強制力、これを私は公取が持たない、きめ手にならないというふうに思ひます。委員長はどうお考えですか。委員長もきつとそうだろうと思ひますが、その点についてははっきりした御意見をいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(高橋俊英君) 御意見はよく私もわかるのでございますが、そもそも独占禁止法とは何かというふうな問題から出発いたしますと、私も公正取引委員会がいわゆる便乗値上げそのもの、価格協定に基づくものはこれは厳として私どもの所管でございますから、そしていま申し上げましたように、一たん破棄を命じたならば、破棄だけにどまらず、あるいはもとの価格ですね、引き上げ前の価格の範囲内で私どもが引き下げ命令を持ち得るということは、先ほど申しました独禁法を実際に効果あらしめるために必要ではないかと申しましたが、ただ、物価一般につきまして、いわゆる便乗カルテル、便乗的な値上げそのものににつきましては、これは私どもは手が出ないわけなんです。協定を伴わない単独行為については、これは独禁法の及ぶところではございませぬので、そこで今回国民生活安定法が価格について規制し得るということになっているのは、私はその点はいへん救いだと思ひますが、そういう場合に、これはよけいなことでございませぬけれども、いまおっしゃいましたもとの原料を使って、つまり安い原料を使って値は四割も上げて売るといふケイスが多うございします。それは私も見ておってわかりますが、これは、いわゆる昔のあの統制時代のことでございますと、価格差益と申します。明らかにインフレ差益なんです。この分がたとえは三月決算に出てくるというところは、私はこれはなかなか問題点だろうと思ひます。そこで、もし安定法が通りましたら、主管大臣はそれぞれたくさんございしますし、企画庁長官はその元締めでございますが、そういういった便乗的な上がった分をあとからそのまま認めるといふようなことにならないように、標準価格の決定あるいは特定標準価格というふうな問題についても、その辺を十分勘案して、しかも業者が守ることのできる程度の価格をきめられるという以外には、いまの便乗値上げを防げない。そういうように上がつてしまったものをそのまま追認するということになれば、いま

私が申し上げた非常なインフレ差益を生じますので、そういう点を考慮して運用して順守していただきたいと、余分なことではございしますが、個々の業者のつり上げ工作に対しては私どもの所管するところではないと、こう申し上げざるを得ないわけでありまして。

○前川旦君 独占禁止法研究会が設置されて十二月からスタートをこれはもうしたんですか、するんですか。十二月に入つてされましたね。この研究会の研究対象として、カルテルに対する措置として、価格協定に対する価格引き下げ命令の必要性というのが一項入って、ますね。一年間かけて審議するという御計画のようですね。それから、一年もかけてなんとゆうふうなことをしているんだらうかという思ひがするんです。ですから、私はそのものずばりでお伺ひしますが、不正なカルテル行為が摘発される、そのときには価格引き下げの命令権を公取が一日も早く持つ、そのことが必要だとお考えですかどうですか。私は必要だと思ひますが、公取委員長は必要であると思ひになりますか。

○政府委員(高橋俊英君) おっしゃる通りに、独占禁止法研究会を今月十四日に第一回の会合を開きまして、おおむね一月一回以上のペース、大体三週間に一回ぐらいのペースで審議を進めるといふことになりました。それで、私どもはなぜそういうことをするかといふと、いま独禁法の中で解決しなければならぬ問題は、確かにおっしゃるようなただいまの事態に対処するのなら価格引き下げ命令もそれは必要でございませぬ。しかし、そういうこと以外にも独禁法上問題となる点が幾つかあるわけでございます。たとえば寡占に対する対策ですね。これだつておそろく管理価格というふうな問題を通じて、世の中の人々が非常に困つておる。しかし、どうもそのサイドから手つけようがないというのが現状でございますから、これを独禁法上何とかならぬかというかなりむずかしい問題で、しかもこれは産業界のほうからいへば非常な反発が予想される問題でござい

いまして、分割をするというようになりま
す、いかなる条件でという観点からするの
か、こまごまという細部にわたって研究いたし
ません、この問題は各方面の同意を得ることが
むずかしいのではないかと思います。確かに、一
面的に見ると、たとえば価格引き下げ命令も
簡単に見えますけれども、実はそうではないの
です。これは私ども遺憾ながらこういう事情
がございす。私ども、できるだけ早く一つの
案件を解決するように、たくさんかかえてお
ります、いま数十件常にかかえておるわけ
ですから、それを早く解決しなければ意味を
なさない、タイミングを逸してしまふという
問題がありますので、一生懸命をこめてい
るのです、しかし、事実問題としては、二、三
カ月で解決できれば非常に早いほうでござ
います。と申しますのは、私どもは、これは
当然のことでございますが、令状を受けて捜査
することもできません。本人を逮捕することも
勾留することもできません。したがって、取り
調べをするにあたりまして、調べたらその日
に帰すにたたくわけですね。帰っていただく
から、結局そこにはまた口うらを合わして
くるから、容易にその供述も得られないとい
うふうな取り調べ上の難点がございす。し
かし、これは私は法律をいかに改正しよう
と思っても許さるべきことではないと思いま
す。行政的な事犯としてまず扱い、しかる
後告発によって刑事事件になることであり
ますから、したがって、今後あまり目に余
る行為があれば、いままでも私どもはただ
のおどしではなくて本気で考えておたので
すが適用してない告発する問題も考えざる
を得ない情勢でございますが、とにかくそ
れよりも法律そのものの中に含まれるいろ
いろの不十分な点、実は私は寡占対策まで
申しましたが、それ以外にもあるわけでござ
います。引き下げ命令以外に、値上げを年
に三回も協定してやったという事例がござ
います。前回回は全部消えてしまふのです、
最後の一回だけですから、これは、わかりや
すく申しますと、初犯ということになります。
その辺も私ども

もはたいへん十分ではないかと思う。すでに終
わってしまった操短をやっている途中でやめ
てしまえば、これはまあ、実際はやったの
だけども、途中でやめてしまふと、取り調べ
の途中でやめてしまふのもこれは違反にな
らないというケースになる。その点非常に不
都合なことがある。いろいろなことで非常
に早く解決されたものはこれほどこまで
かかれば価格をもとに戻せというこ
とは言えませんが一年以上かかる。ある
いは裁判によつては、裁判まで行けば二
年前の事件だということになる。その範
囲でどこまで価格を遡及して引き下げ
命令を出すべきかということになる。た
いへんむずかしいのです。私どもにそう
いう裁量権を与えるかどうかという問題
もございす。専門家の間でもこの点につ
いてはこまかい点ではずいぶん意見が分
かれる点ではないかと思ひます。しかし、
一般的な常識論としては、まさにこ
ういう時期に引き下げ命令を含まな
いことは、どこか欠けるところがある
のではないかと、このうち一つは、ど
こか欠けるところがあるのではないかと
いう気持ちにはよくわかりますので、ま
あ私ども自体としては非常に気持ち
はせいておるのでございす。しかし、事
柄は国民のいろいろな義務に關するこ
とでございす。標準価格のほうの法
律につきましても、引き下げ命令とい
うのは、あるいはできないのかもし
れませんが、そういう点にかんがみま
して、私ども非常に慎重にならざる
を得ない。来年の十月ごろをめどに
幾つかの問題について一応の結論を出
していただくようにお願いしてござ
います。ただいまより得る措置とい
はしましては、少し話が長くなりました
が、先般の上質紙、コート紙の紙の違
反に對しましては、その協定を破棄し
たその後の価格、現在適用している
価格を今後六カ月間毎月委員会に報
告せよ、こういう命令を下してござ
いますので、そういう点では、そうい
うことを用いれば、こういう上昇機
転にある場合には、ある程度率制の役
は果たすのではないかとと思ひてござ
います。

○前川旦君 あなたは、十一日の衆議院の物
特の委員会、これは新聞ですが、まだ議
事録が出ておりませんが、これは「独
占禁止法の有効な運用をはかるため
には、価格の引き下げ権限を新しく盛
り込むことが必要だ」と、はつきり言
い切られました。いまのお話を聞くと、
ちょっとこの記事から後退したよう
な印象を何となく、なかなか技術的に
むずかしいんだと、だから一年かけて
じっくりやるんだというふうな、間違
つていたらごめんなさい、そういう
ふうな、私は何となく受け取りました
が、私どもはもう再々言っているのは、
いままでのような発想法じゃだめな時
代なんだと、特に短期決戦であればす
ね。こういうような権限を早く公取が
持つ、あるいは寡占を分割する権限を
もう一べん復活すると、そういう方向
で急いで取り組まなきゃいけないと
きではないだろうかというこ
とを痛感するものですから特に申し
上げたわけなんです。で、衆議院のこ
の新聞記事による御発言は、このと
り理解してよろしうございす。か
同時に、それが早く必要であるとお
考えであれば、私は、経企庁長官に、
政府としてそういうふうに取り組ん
でいくというお考えがあるかどうか、
あわせてお尋ねをしておきたいと思
ひますが、その前に委員長からもう一
べんその点についてのお話を伺いた
いわけですね。

○政府委員(高橋俊英君) その衆議
院の物特の委員会における発言は、い
ま私が申したものとほとんど同じで
ございす。ただ、新聞記事になりま
す場合には、そういう事ごまかな理由
、いろいろ言ひわけなぞはみなカット
してしまひますから、非常にすっきり
した形になるのですが、私の述べたこ
とは非常に問題が多いので、ですから、
私の気持ちとしては、こゝにいますぐ
にでもやりたし、ですから必要な法
律改正の提案もしたいのです。これは
やはり政府と党その他の合意を得ない
限りでは、非常にめんどろな問題が
いろいろございす。

○前川旦君 たい、公取委員長は、
企画庁長官、できればそういう包
括的な権限を与えてもらいたいとい
う意思表示をされました。しかし、
それは、公取委員長がそう思つても、
政府がそういうふうな割り切つて
そのように進めなきや動かないわけ
ですね。そうすると、そういうことを
閣議で提案してそういうふうな法改
正をしていくのはやはり経企庁の任
務じゃないでしょうか。経企庁長官、
いまの公取委員長の包括的にそうい
う権限を持ちたいというお考えに對
してどうあなたはお受けとめになり
ますか。

○國務大臣(内田常雄君) 私はこ
う思つておりました。公正取引委員
会というものは、独占禁止法という
法律の中でつくられておる機構でござ
います。これは行政機関設置法とい
うのでございす。しかし、私どもは
行政機関と並んだ立場でつくられて
いるものではございせん。しかも、そ
の仕事は、今回の自由主義競争原理
を妨げるような事態について公取が
いろいろの活動をやる仕組みになつ
ておるもので、したがって、たと
えばカルテルの結成、それに基
づく価格の変動というふうなものに
對処するその法律のつくり方を、政
府の中におる私どもが政府から離
れて文字どおり独断の番人である公
取といふものに、政府に都合のいい
ように、政府といふ規定を直したり、
あるいはそれに基

く価格を動かしたり、また、反対の方向にいまのようなカルテルによってでき上がった価格の引き下げ命令を出すとかというような、そういうことに第一次的には私どもはタッチすべきではない。それは公取がいまの独禁研——独占禁止法研究会——というのでございましょうか、そういうものと研究をされますと、これはあの公取というものはふしぎな機関のようでございまして、たとえば予算などを要求したり、公取自身の活動を律しますのには、政府の中にあります総理府総務長官がその世話役になっておりますので、おそらく公取が立案をされました自由競争に関する法律の改正などを提案されます場合には、その総務長官というところのルートを通じて政府に持ち出してくると思います。しかし、私は公取というものは決して外国の機関だとも思いませんし、経済がこういう事態のもとにおいては公取が国民のためにいい活動をされ、いい研究をされ、いい法律改正をされることは当然のことであると思いますので、公取の検討の成果を注視いたしておるわけでありす。これに容喙をすることは、おそらく逆の場合合います。これに容喙をすることは、いまのようなケースの場合も適当ではないと思いますけれども、容喙はいたしません、公取から総務長官等を経てそういう議案が提案せられるような時期におきましては、私は物価政策の立場から公取の考え方を大いに高く評価をする、まあ他のことは使おうとまたまぎらわしくなりますから、高く評価をするという立場に立ってまいりたいと考えております。

○前川旦君　これはまたばくは研究課題にしておきたいと思ひます。このきめ手がないと、物価はもう上がりっぱなしですよ。そこで、この際ですから、公取委員長にあなたの御意見を伺っておきたいのは、この法律で標準価格がきまりますが、この標準価格のきまり方は普通限界企業に合わすだろうとそうすると高値できまるだろうと言われたいと思いますが、公取委員長はその点についてどうお考えになりますか。そういう可能性があると

考えになりますか、これが一つ。

もう一つは、業界の協力で縦の系列でいろいろきめていく。そうすると、標準価格より高く売った卸とか小売り等に対してはメーカーが品物を出さないという制裁をするんだということがいろいろ言われておりますね。しかし、実際問題として、たとえば五百円なら五百円という価格をきめられたとしても、もし出先の小売りがそれより安く売るのは自由でしょう、法律上はね。標準価格より安く売るのは自由になっているはずです。安く売ったそのお店には品物を出さないという制裁はしても、高く売ったがゆえに品物を出さないという制裁はいまの商業道德の乱れからいってぼくはちょっと実際問題として考えられませんが、その点について公取委員長はどうお考えでしょうか、御意見を伺っておきたい。

○政府委員(高橋俊英君) どうも、私は、標準価格の決定そのものについて差し出がましいことを申し上げるのは、なるべく控えたいと思います。せっかくのことでございますから、簡単に申しまして、いま高値安定というふうにおっしゃいまして、私が、私はそうはならないと思うのです。そんないわば限界企業とおっしゃる一番コストの高いものに標準を合わせておつてやったら、だれもが納得いたしません。そういうことはないだろうと思っております。これはずっと以前に物価を物価統制令でやっておりました統制時代におきましては、バルクラインというのがあるわけですね。ですから、それから下のものは赤字でもしかなかったのだと、こういうふうなきめ方をしておりました。まあインフレ時代でありましたために、あのころドッジラインでガタンと来るまでは、幾ら物価統制をしてもなかなか総需要抑制がきかないために、インフレ政策がとられたためにどんどん実際統制価格を引き上げておつたという事跡がございます。しかし、今回の場合、私は総需要の抑制も相当強くとられるものと思ひますし、したがひまして、標準価格を決定する場合に、何といひますか、業者の圧力に負けて、そうしてなるべく高いほうに幾

者の満足するような標準価格をきめるということはないと思いますし、実際問題としてそういうことになりますと、何といいますが、全部が利益が出てしまつて、利益がむしろ増大するというような形になる。そういう方向をとつたならば、これはインフレは解決しないわけでございます。ですから、インフレを規制するという考えを強く買けば、標準価格は当然その方向に焦点を合わせて、企業の利潤を先取りするというふうなことは許さない、そういう考え方に立つておやりになるものと私はかく信じております。

それからもう一つの覚え書きにある点でございますが、末端業者が標準価格を守らない、守らないから上の元売りがこれに対して牽制するために出荷停止のような制裁措置をとる可能性があるのか。守らないという意味は、確かに、おっしゃったように、高値で売つたものを制裁するというのは普通の商慣習から見ればたいへんこれはむずかしいことだと思ひます。私もその点では気持ちの上では同じでございますが、しかし、そのくらい言つておかないと守られないんだから、出荷停止をしてこれは何ら独占禁止法上の不正な行為になりませんよと、こういうことを宣言的な意味で言つておくことは意味がないわけではない。効果があるかどうかということをつくづつ責められますと、おっしゃるようになく売つたらむしろ歓迎すべきことだというふうなものがないわけではありませんから、そういうことは万々ないように末端にまで考え方を浸透させる意味において、そういう制裁措置も許されるのだ、公然ととてもいいと、こういうふうに見え書きにも書いておる次第でございます。

○前川旦君　私も時間制限がありますので次へ行かしていただきたいと思いますが、業界の協力措置によつて安定カルテルがどうのこうのといへんもめました、これはもういまさら申し上げませんが、結局、業界の協力措置によつて標準価格をきめていくということですね。そういうことになつたと思うんですが、そうすると、業界が協力

してきめていく、その業界の協力措置の解除の時期、条件はだれがきめることなんでしょうか。もう必要がないと思うのにいつまでもそれをやっている。必要がないという判断はだれがきめることになるのか。その場合に、公取は意見が言えるのかどうか、もう必要ないですよ、もうやめなさいという意見具申ができるのかどうか、あるいはまたこれは言うべきではないだろうか。私は鉄鋼の不況カルテルで通産省と公取がやり合って、まあことばは悪いけれどもああいふ結果になりましたわね。私はもうそれを言いませんけれども、あの鉄鋼の不況カルテルの経験から推して、この業界の強力措置の解除命令権を公取が持つべきではないだろうか、第三者の機関が持つべきではないだろうか、私はこういう意見を持っておりますが、委員長いかがですか。

○政府委員（高橋俊英君） 最初におっしゃいました、業界の協力を得て標準価格をきめるという点は、この覚え書きの趣旨にはございません。覚え書きは、きめられた標準価格をいかに守るかという問題でございますが、しかし、ここにある覚え書きの標準価格は、たびたび私は衆議院で申しましたが、これは末端価格でございます。文言が不足しております。末端価格の標準価格をきめるということについて、きめた場合にそれいかに元売り等が協力するかというだけでありまして、標準価格の決定そのものに業界の協力云々ということはどこにも書いてありません。これは誤解でございます。

なお、解除することについて公取が云々すべきだという解除時期を宣言できるような点は、私は、私こそまだいかなくても、それぞれの主務官庁が必ずしも要もないのにこのような緊急立法を発動している、これは発動はそれぞれの主管大臣がおきめになるわけですから、発動をしなくないわけですね。ですから……

○前川旦君 これは鉄鋼の不況カルテルの例があるから言ったんでしてね。実例があるから。

○政府委員（高橋俊英君） 必要もないのに続ける

というふうな場合には、私どもは当然この覚え書きそのものを破棄するというふうな形でも対応できるわけですが、そういうことを申し入れて、もう必要がないのだからおやめくださと言ふことがありますけれども、しかし、まあそこまで言わなくても、これは全政府の問題でございますから、私は国民生活と非常にかかわりがある、用がなくなつてからも統制的な行政を続けるということはあり得ないことだと思つております。

○前川旦君 それでは、最後に、公取委員長、一番われわれがこわいのはカルテルマインドの定着がこわいわけです。このカルテルマインドの定着をあなたはどうか御決意なのか、具体的にいつてどういうふうにか考へていらつしやいますか、それを最後に公取委員長にお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋俊英君) カルテルマインドというものは、これはもう全国にかりにびまんしたとすれば、これをどうするかということについて私はたゞいま妙案を持つておりません。しかし、それぞれの官庁の方々にはいやくもその所管するいろいろな任意の協会や組合を通してそういうところにカルテル的な行為を行ふことは厳重にやめてもらいたい。また、私ども公正取引委員会としても、まあ具体的な事例を徴すれば、直ちに事前にカルテル行為をやめるように厳重警告をする。ただ警告で済まない場合には排除命令をとり、さらに排除命令で済まない場合は告発をしていくと、こういうことできびしい規制を受けるのだということを示す以外には妙案というものはちょっとないと思ふのでございます。産業界というのはあまりに多岐でございますので。

しかし、私は一般的にそうなつてくるとは信じておりません。やれるだけのことは私どもはやりましますから、それはど心配すべきことではないのではないかと、樂觀論でありませんが私はそう思つております。

○前川旦君 けっこうです。どうもありがとうございます。

ございました。

それでは、大蔵省にお伺いしますが、これから経済のあり方についていろいろ伺いたいのですが、外貨の準備高、これが四十八年の二月に百九十億ドル、十月に百四十億となつていますが、これは四十八年十二月にはもう百億ドル近くまで落ち込むということが非常に心配されてますね。また、経企庁の四十八年度経済の改定試算でも、ここにありますが、外貨は引き続き落ちるだらうというふうに見ておられますが、外貨の適正な準備高のラインはどう考へていらつしやるのですか。これはたいへんむずかしいだらうと思うのですけれども、大蔵省は大蔵省なりの判断があると思うのです。いかがでしょうか。

○政府委員(松川道哉君) たゞいま外貨準備についてお尋ねでございますが、率直に結論的なことを申し上げますと、適正な外貨準備高が幾らであるべきかということにつきましては定説はございません。いろいろな意見がわかれておるところでございます。たとえばある者は、ある年の年間輸入額の何カ月分を持つてはいいか、あるいはその国の外貨建ての債務の何割程度持つてはいいか、いろいろな考へ方があるわけでございます。しかしながら、たとえば二つの国が同じ比率の外貨準備を持つておつたとしましても、片一方の国ではそれで満足であることもあり、また他方の国は満足でないこともございます。それは外貨準備というのは結局一つの国の対外的な経済の力をあらわす非常に重要な要素ではございますが、それぞれの国に於いておられますとえば貿易の規模であるとか、あるいはそのときの国際収支の状況であるとか、あるいはその国の経済状況であるとか、またあるいはその国が国際収支の上から見て赤字基調になつたとか黒字基調であるとか、そういうこともございまして、また、それぞれの国が現在のうちに信用機構が発達しておりますときに、万一の際にはどれだけ外国から金が借りられるか、そういった信用的なバックグラウンドもございまして、それこれでございますして客観的にどれだけの

数字がいいのだということにつきまして説はございません。

そこで、それならば外貨準備は多ければ多いほどいいのかということになりますと、これはある国の外貨準備がふえるということは、世界じゅうをとつてみますと、どこかほかの国が貿易収支その他国際収支全体として赤字を出しているというところでございまして、これは世界全体として見ればまた一つの擾亂的な要因になりかねない。われわれがかつて去年おとしと非常に大きい黒字を出しましたときに世界各國から非難されたのも、同じような趣旨に出るものでございます。

そこで、たゞいま御指摘ございましたように、最近も非常に国際収支の赤字が出ておる、それからたゞいま経済計画の改定されたものでも赤字が出ておる、こういう御指摘でございましたが、これをたゞいま十一月の実数でとつてみますと、おっしゃるとおり総合収支では十七億ドル程度の赤字が出ております。しかし、その中でいわゆる長期資本収支というものが十億八千万、ほぼ一億ドル近い赤字になっております。それからまた、これは術語で申しわけございませんが、誤差脱漏であるとか、短期資本収支であるとか、こういうことどちらかといいますと投機的に動きます金の収支、この上におきまして六億ドル近い赤字が出ております。その他、貿易外でも普通の月よりは若干大きい赤字が出ております。総じまして貿易収支そのものは依然黒字でございすけれども、そういうところから赤字が出ております。

そこで、私も、外貨準備は何億ドルでなければいけないというきまつた数字はございませんけれども、しかしながら、これが急激に動くというようなことは決して好ましくありません。あるいは心理的な不安感をかき立てることもあるということですが、この点は御案内かと思ひますが、十一月の初めからいろいろと為替管理の見直しをやっております。たゞいま申し上げましたように長期資本で非常に大きい赤字が出ましたのも、かつて黒字がひどかつた時代に、入つてくる資本はほとんどと

める。まあ行き過ぎとも思われるぐらゐに資本の流入はとめまして、出ていくのは多少投機的なものであつても出ていくのを自由にしておりました。その辺を私も現在の国内の金融情勢ともならみ合わせながら手直しをしてまいりまして、長期資本の収支ないしは投機的な資本の動き、こういったものでわが国の国際収支が必要以上に大きな赤字を出し、それが必要以上に外貨準備の減少につながることをないように努力してまいつておる次第でございます。

○前川旦君 はかの方になるべく御迷惑をかけたくありませんので、どうぞひとつ簡潔にお願いいたします。

素朴な質問をいたしますが、これは経企庁長官と大蔵省にちよつと聞いていたいただきたいのですが、外貨の準備高がどの程度が適正かというものは、非常にむずかしいことで、判断のしようがありませんね。いろいろな意見があります。しかし、政府は政府として政府なりの一つの立場があつて大體の腹づもりはきまつていようというところを私は聞いたんです。ですから、それがいいというのはいふとおかしいわけですね。そうなりますと、いまだんどん外貨が減つてきていふ。そうすると、九十億ドルなら九十億ドルが安全圏として、そこからさらに落ち込む可能性がなくなつて、そこからさらに落ち込む可能性がなくなつて、それがいいわけですね。先のこととはわかりません。その場合に、考へてみると、外貨がたまり過ぎた、さあそれ外貨減らしたといつて、この一年間外貨のむちゃくちゃな使い方をやりましたね、海外旅行にしても何にしてもですね。ほんとに私は外貨の浪費をいふんやると思つて見ておりましたがね。それでどんだんこの一年の間に減つてくる。あつと言ひ間に減つてくる。そうすると、危険ラインを割る。すると、今度はどうなんでしょうか。また再び何というか前の輸出優先型のあの経済運営に逆戻りをするということになるんだらうか。そうすると、われわれは餓餓輸出と言つていました、ああいう非常な無理をした輸出優先型の経済をやる。それが今度外貨

がたまり過ぎた。今度はさあ転換だ、さあ使えで一年でドスンとこっちへ来る。それでもって減りだした。さあまた輸出振興だ。自動車産業あたりはこれは輸出戦略だと言っているようにすけれど、またドスンとこっちへ来る。あっちヘドスン、こっちヘドスンと一年単位でこんなにふらふらふらするような経済の運営のしかたは、私は国際的にものないへん信用をなくしていると思いますね。

そういう意味で、いま外貨がどんどん落ちてい
る、ある程度のところを割つたら、またもう一べ
ん輸出優先型のかつてのような経済運営に戻すお
考えなのか、そうではない違う道を求めていること
とされているのか、その辺の御見解を伺いたいの
ですがね。

○國務大臣(内田常雄君) 外貨準備を計量的に大蔵省は注意深くながめていていると思いますが、私ももちろんながめておるわけでありますが、しかし、今日は、前川さんも御承知のように、輸出が決して停滞しているわけではございません。やはり輸出は相当伸びておりまして受け取り超過でございますが、ただ長期資本収支という面がかなり大きな持ち出しになっておることに留意を私はいたしておりますので、したがって、簡単に申しますと、いまお尋ねのように、これからの日本経済の構造というものを再び輸出優先型に切りかえるという心要はないと、かように考えます。

○前川巨君 経企庁にお伺いをしたいのですが、来年度予算の編成の下敷きというか前提になる来年度のGNPの実質成長率を二・五％に見られましたということが新聞に出ておりましたね。実際新聞に出たとおりなんでしょうか。実質成長率を二・五％と押えられたんですか。そうなりますと、名目成長率は幾らにござんになって、卸売り物価指数上昇率はどういうふうにござんになって、消費者物価の動きはどういうふうにござんになって、どういうふうにこの数字を考えていらっしゃるのか、御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(内田常雄君) 名目成長率は、これは

○国務大臣(内田常雄君) 名目成長率は、これは

いまでも触れになりましたように、デフレ・タリと申しますか、卸売り物価、消費者物価の推移によりましていろいろ動く要素がこれからもあると私は思いますが、しかし、実質成長率というものは、いまの石油の事情など、これはもちろん来年も動くでございましょうけれども、そういうものを中心といたしまして考えてまいりますと、今年私どもが先般改定したような四十八年度実質成長率六％というようなことにはとうていならないと、こういう見通しをいたしますので、これはいままお話がございましたように、まあせいぜい二・五％の上昇前後と、こういうきびしい見通しをせざるを得ないと考えます。

物価につきましては、これからいろいろな要素を入れていま作業中でございますがそれをきまして、予算編成の方針をまとめます際に予算の考え方とあわせて公表ができるように準備中でございますので、そのように御了承をいただきたいと思ひます。しかし、私は、実質成長率が二・五ということになりますと、物価の上昇をある程度見ましても、四十八年度における私どもの改定試算のように名目でも二・％伸びるということにはとうていならないと思うわけであります、その辺にも、財政規模というものはやはり名目で組みますので、大蔵大臣とも打ち合わせて平仄が合うように財政のほうもやっていたいただいていることは、先刻申し上げたとおりでございます。

○前川旦君　石油の見通しが立たないのに二・五という数字がどういう根拠で出されたのか。これは私はこういう質問をすると意地が悪いように自分でも感じがしますからもうあまり追及しませんが、先石油の輸入量がわかっていれば二・五などという数字が出せますよね。あるいはそれが全然見通しが立たないのに二・五というのはどうして出したんだろうとふしぎでしようがない。あるいは見通しがもう立ったんですか、立ったがゆえに二・五という数字が出たんですか、私はそういうふうに思いませんけれどもね。そういう意味で二・五というのはずいぶん政治的な

数字だなというふうな思いでこれを受けとめました。

それからデフレーターをどうするか、これなんかも、これは名目成長率をどれくらい置くかとか、消費者物価、卸売り物価の見通しとかいったって、これはむずかしいところですね、実際。ほんとうにこれはそれじゃ一〇%といったら一〇%までの消費者物価は上げてもいいんのかとかなんとかいいうようなおかしいろいろな論議がありますからたいへんむずかしいところだと思いますが、私はいくつもほんとうはやりとりしたいんですけれども省略をして先へ進みますが、民間のいろいろな機関が研究したところでは、ゼロ成長もある、マイナス成長もある、実質成長がある、あなたの言われるようにプラス二・五という考えだけじゃないんです。ですから、これは二・五という数字はたいへん不確定な数字ですが、実質ゼロ成長もあり得るんだというふうにお考えになりますか、あるいはマイナスイナス成長ということもあり得るというふうにお考えになりますか。

○國務大臣(内田常雄君) 石油を中心とするエネルギーの供給によりまして明年度におけるわが国の生産が左右されることはもちろんでございすが、石油の見通しがどうであるかということは、これは私も政府のその位置にありますために全然存じないわけではございませんけれども、通商産業大臣が正面から御所管になっておりますから、何らかの機会に通産大臣からお尋ねいただくのがいいと思いますが、大ざっぱに申し上げますと、通産大臣あるいはその他の関係閣僚との明年度の経済成長見通しなどの検討に関連して私が承っているところによりますと、四十八年度の、これはいまあ三月までまだあるわけでありすが、四十八年度の実績見通しよりももちろん悪い、何%か減額する。しかし四十七年度の実績よりも多いと、こういう数字になるわけであります。これはパーセンテージは私は申しませんが、前川さんもおおむね御想像のとおり、四十七年、四十八年というもののわが国への石油の輸入量はかなり急傾斜の伸びが

もございました。現に四十八年度の上半期もかなり大きな数字が入っているわけでございます。それらが下半期において一六％減るとか、あるいは改算して二〇％減るとかいうような見通しも立てたこともございますし、また、アラブからの供給制限が月五％加重されてくる見通しやらこない見通しやら、そういうものもいろいろ検討いたしてまいりましたが、私は、ゼロ成長、マイナス成長の計算をしなければならぬような諸般の情勢にはないものと、これは私ばかりでなしに、経済企画庁におります役所のエコノミストを動員いたしまして計算をいたすと、マイナスでもゼロ成長でもない。ただし、毎年人口がふえております。毎年日本の人口は一・二％ぐらい、百何十万人ぐらいふえておりますし、また、経済の規模も大きくなり、人々の欲望も上昇してまいりましたから、それとぶつかる場合にいろいろ心理的問題があるということ、並びにかりにエネルギーの供給量が四十八年度の実績見込みより落ちることがありますしても、それらのエネルギーをどういうふうに使つかという政策によりまして経済成長への与える影響がいろいろ違つてまいらぬと思います。これはガソリンを自家用車に無制限に供給して日曜でもなんでも走らせることはもちろんやめることになりましようが、たとえばそういうような前方をいろいろな面においてとつてまいらぬということも、来年の実際の生産の伸びとか成長の伸びなどを計算する場合にも、そういう政策的要素は入れて計算をいたしておるわけでございます。

○前川旦君　まあ経済企画庁の見通しが最近当たったことがありますかしらん。いつでも途中で改定をして、えらい数字がずれますわね。

○国務大臣(内田常雄君)　上のほうに伸びてい

○前川巨君　そうなんですよね。当たったことがないでしょう。ですから、あなたが二・五より下回ることはないと思いますと言ったってそれは毎年毎年度の初めにあれを出すときは物価上昇率は五・五％で押えますとかいつも言っているん

○前川旦君　そこで、一九八五年ですから昭和六十年にGNP三百兆、一兆ドルですね。粗鋼の生産が二億トン、四十六年の二倍。石油の精製が千五百オパール、七億五千万キロリッター、これは現在の四倍。石油化学、エチレン換算で千七百万トン、これも現在の生産量の四倍。新幹線九千キロ、高速有料自動車道一万千ロ、いずれもこれはセメントや鉄材で食いますね、石油を。自動車は四十七年の二千万万台に対して四千万台、二倍。こういう資源多消費型の経済見通しなり目標というものと訣別せざるを得ないし、訣別すべき時期期であると私は考えますが、長官はどうお考えでしょう。これはもちろん御承知のとおり日本列島改造論の中身であります。

○國務大臣(内田常雄君)　先ほどこちと触れました昭和四十四年の経済企画庁がつくりました新全総計画というものにも、いま御指摘になりました著書とは趣が違いますけれども、これはその当時の考え方といたしましては、経済の規模やら手段やらあるいは資源の消費量やら目標やらをかなり大きくとつたような計画になっておると若干符節を合せたところもなきにしもあらずだと思います。したがって、私は、その著者のことはそれはそれで、総理大臣の著書でありますから、私がここで頭から批判することはやめますけれども、総理大臣の発想の基礎にもなつたでございましょう、昭和四

十四年の新全総の考え方、その計量的な目標と
いうようなものは、先ほど触れましたように、当
然それは先のほうにずらしていくのみならず、ま
た、その考え方の基礎をなしておる構造につきま
しても総点検を私はいたすつもりであります。
○前川旦君　そのところを聞きたかったわけなん
ですよ、一番最後に。ですから総理に私はほんと
うに質問したかったですけれども、御病気です
から。列島改造論は私の個人的な著書でございま
すといつて逃げておられるけれども、しかし、現
在四十八年度の予算の公共事業の伸びは三二・
八%でしょう。工業再配置促進法に基づく線引き
は具体的な町や市の名前まで出して行なわれた。

国総法は推進されている、通信網は拡大されている等、すでに田中内閣ができてからこの日本列島改造論に盛り込まれた計画は着手をされていると考えるのはもう常識です。これはみんなそう言っている。私もそう思いますよ。それはそうじゃない、着手じゃないと、あれは単なる私の個人的な著書だと言われても、ぼくは国民は納得できないと思う。そこで、最初に言いましたような、たいへんな資源多消費型、エネルギー多消費型の高度経済成長追求という路線が、いまちょっと頭を低くして姿勢を低くして、石油問題がある程度解決したらまた同じように高度経済成長で突っ走るのだというふうに、いま一時の押えなんだというふうに考えられるのか、これを転機として高度経済成長というものと違う新しい路線を求めるといふように変えられるのか、そこをのあたのあなたの意見を私に聞きたいということを申し上げているんです。ですから、そこを的確にお答えをいただければ、私はもうこれで質問を終わりにいたします。

○国務大臣(内田常雄君) そのことを申し上げたつもりでございました。ただ、私は、日本民族の将来というものを考えますときに、いまのような事態をなしているエネルギーの基礎がこのまま一向に伸びないものと考えざるを得ないし考えてはならない。それは石油エネルギーでありましたものを水素エネルギーに変えるかもしれないし、あるいは最終段階においては核融合のエネルギーも引っぱってくる。一時言われましたように固体エネルギーが流体エネルギーに変わった結果経済は成長しましたけれども、こういうような場面に遭遇をいたしておりますから、これから先、私はそんなこともあるかどうか知りませんが、私どもも無体エネルギーのようなものをも開発するといふような目標を——つまり、経済企画庁の私といたしましては、足元を固める、これから先毎日、一カ月前、二カ月前の国民生活のため物価を安定させて国民に安心を願うことに最大の力を入れますけれども、同時に、しかし、民族の将来

来といふものも考えます際には、現在の発展途上国と同じような状態にもとにもとすといふことはあるべきではないので、ものごとの指導原理や計画目標やそういうものは当然変えていくことはもちろんでございますけれども、長期に見通しをいまして同じような基礎ではなしに新しい基礎のもとに打ち立てる努力をしながら国民の生活を安定させるような、その両面の努力をいたすのが私の責任だと考えておる次第でございます。

○前川旦君 もうこれで終わりにしますが、私は何も発展途上国のようなところで、逆戻りさせなんて言っていないんですよ。ただ、私が指摘しましたように、石油の供給量がこれから将来もいまままでと同じような伸び率でどんどん伸びていくという状況じゃないわけでしょう。それはコンセンサスができません。そうすると、日本列島改造論の大きな柱は、石油精製が四倍だ、石油化学が四倍だ、自動車が増え、粗鋼生産が二倍だと、一九八五年までね。こういうような石油をたくさん使うようなこういう内容の日本列島改造論というのはとても不可能であって、決別しなきゃやむを得ないでしょうかと、それしかないでしょうというところを私は言っているんですよ。ですから、エネルギーをいろいろほかのものに変えるということ、これは必要でしょう。これから大いに研究しなきゃいけない、本気でかからなきゃいけません、私がいま言った日本列島改造論の柱は全部石油を多消費する内容でしょう。これと決別しなきゃどうにもならぬでしょうというところを私は最後に言っているわけなんです。その点についてのあなたの割り切った考えを聞きたいんですよ。これはいいかげんですか。何も遠慮なさることないじゃないか。真実をおっしゃっていただければいいと思います。

○国務大臣(内田常雄君) 総理大臣の著書を集めてそれを全部焚書といえますか焼いてしまうようなことは私は全く考えておりません。ことに彼が自分の私的著書であると言っておられるわけであ

りますから。しかし、私は、経済企画庁長官としての責任において、四十四年度にあらわした新全総、この考え方は総理の著書とつながるところもないわけではないように思われますが、それについては総点検をして、昭和六十一年目標はかりでなしに、二十一世紀の第一年への目標、昭和七十五年への目標というようにもの立てながらいままでの新全総の考え方を改めていくと、こういうことだけを申し上げましてお許しをいただきたいと思ひます。

○前川旦君 終わります。

○柏原ヤス君 飲用牛乳が先日から値上げになりました。これは便乗値上げだとも言われておりますが、原因は何なのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

本年の一月に飲用牛乳の価格の改定が行なわれたわけですが、さらに、その後、酪農家の段階、生産者の段階におきまして、御案内のとおり、昨年から飼料原料の国際需給の変動によりまして飼料価格の大幅な値上がりがございます。また、最近の農業バリエーション指数が明らかに、諸資材の値上りもございまして、この夏から生産者団体とメーカーとの間で乳価改定の交渉が行なわれたわけですが、十二月六日から五十五円の生産者乳価の値上げというものが行なわれたわけでございます。そのほか、処理メーカーの段階におきまして資材費の高騰なりあるいは配送料、労賃がコストの七割を占めます小売り段階におけるコストアップの要因、そういうものがそれぞれ重なりまして今回の値上げというところに相なったわけでございます。おことばにございまして便乗値上げではないかという点につきましても、われわれといたしましては、時期の引き延ばしはもちろんでございますが、特に各段階のコストアップの要因等につきまして精査いたしましたして、その幅も極力抑制するようにつとめてまいっておりますでございます。

○柏原ヤス君 その値上げの原因といふものをも少し具体的にのべていただければいいか。

○政府委員(大河原太一郎君) ただいま申し上げましたとおり、今回の改定はやはり生産者段階におきます原料乳価の値上げをせざるを得ない要因があるわけでございます。御案内と思いますが、昨年からえきの値上りが工場建て値にいたしまして三万二千円台から五万円というふうな、ト

ン当たり一万八千円の値上げが行なわれまして、これがそれぞれの畜産農家に影響を与えているというところでございます。この要因のために、生産者といいたしましては——御案内のとおり、飲用牛乳は自主的な当事者の交渉でできるわけでございますが、十九円五十銭の値上げ要因があるといふようなことで夏以来話し合っておったわけでございますが、十二月の初めになりましてキロ当たり十五円というところでございます。それからメーカー段階におきましては、配送料の増高とか、あるいはびん代とか、それそれ資材の値上がり、労賃の関係はもちろんでございますが、それから先ほどのことを繰り返すようでございますが、小売りの段階におきましては、配達労賃がコストの七割というふうな点で、その面からの要因もあるわけでございます。

○柏原ヤス君 いろいろ値上げに踏み切らなければならぬという原因はあると思ひます。こうした現状の中で、それを防ぐために今回の値上げが行なわれたというように思ひます。しかし、この飲用牛乳の値上げによって飲用牛乳の供給が十分確保されるかどうか、この保証はどうなのでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) 先ほどの御質問の際にも触れたわけですが、四十七年から八年にかけまして、酪農部門におきましては、乳牛生産が減る、あるいは生乳生産がほとんど横ばいだというような相当配慮すべき事態になっておるわけでございます。それに加えて今回の昨年から襲いました飼料価格の国際的な暴騰がもたらにふったというふうなことで、価格面からの

刺激というものがあつた程度やらざるを得ないという段階に来ておつたわけですが、供給については、今回の改定によりまして、供給について酪農家に元気がつきまして、停滞ぎみな生乳の供給の増加がある程度期待できるといふふうに思ふわけでございます。

○柏原ヤス君 飲用向けの生乳の不足、これを値上げするということだけで解決しようとして、私はそういうふうには受け取りませんが、これは非常に安易な考え方ではないか。飲用向けの生乳の不足に対する政府の対策、これはありなものでしょうか。また、どういふふうにかえていこうか。それからあわせて値上げ防止の対策、これらなければならぬと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

確かに、御指摘のとおり、生乳生産の停滞と需給の逼迫というものがやはり価格値上げ要因の一つの大きな要素になるわけですが、この供給の増加につきましては、まあ価格の面からの刺激だけではなくて、生産なり経営面に対する本格的な介入をすべきであつて、むしろそういうベースとしての施策というものと相まって供給増加を来すべきだといふふうな御指摘かと思ふわけでございます。この点につきましては、大家畜の酪農経営でございますので、その成果をあげることにしましては時日を要するわけですが、飼料基盤の整備を中心とした草地開発事業の展開とか、あるいはあるいは飼料作物栽培における高効率の団地の造成とか、あるいは明年度からは飼料作物の生産に対して増産奨励金を思い切つて出すというふうな対策とかを講ずるような生産面からの介入が第一点だと思ふわけでございます。

それからまた、市乳の流通の遠隔化——遠隔化と申しますか、東京、大阪等の市乳圏の周辺の都市化によって供給が不足する。で、遠隔地域からの市乳供給を増加することによって大消費地にお

ける需給のバランスをとるという点で、生乳の長距離輸送なり、あるいはこれを北海道等において濃縮乳という形でいたしまして大阪、東京等にこれを輸送するというような、輸送への地域間の需給調整というふうなものについても配慮する等、御指摘のように、単なる価格だけの改定で当面を糊塗していくというふうなことであつてはならないといふふうに思ふわけでございます。

○柏原ヤス君 いまのお話の中に、北海道から濃縮牛乳を大阪のはうまで持つていくといふふうなお話があったんですが、これも私ちょっと見てまいりましたが、非常に問題点が多いと思うのです。これについてまたいろいろと具体的にお話をさしていただきたいと思つておりますが、次に、普通牛乳と加工乳との区別がございまして、普通牛乳というのが純粋とすれば、加工乳はスフのようなものだ、安いのが当然だと思つております。ところが、反対に値段が高い。これはどういふ理由なのかというところをお聞かせいただきたいと思つております。

○政府委員(大河原太一郎君) 御案内の先生に、よくどお申し上げるのは恐縮でございますが、乳等殺菌、びん詰めいたしました形の普通牛乳と、それから七割ないし八割が普通牛乳であつてそれにバターとか脱粉の還元乳と申しますかそれに加えただ加工乳とあるわけでございます。先生のお話は、両者の格差があるのは何かというお話でございますが、加工乳につきましては、従来、脂肪分を高めるとか、無脂肪固形分を入るとか、エンリッチをした形で成分濃度が高いといふようなことで、加工乳が生乳をそのまま処理いたしました普通牛乳よりも割り高であるという事情にあるわけでございます。

○柏原ヤス君 加工乳の原料というのは粉乳とバターでございます。この粉乳とバターというのは、メーカーでも非常に安い牛乳でつくつてゐるわけですが、政府からは一キロ八円の補助を受け、また生産者からは一キロ約四十円くらいで買つてゐます。一方、普通牛乳のほうは一キロ八十二

円十銭といふふうな、生産者からは倍の値段で買つてゐるわけですが、単純な計算にしても、加工乳の原料代というのは半分ぐらいたと、まあこれは少し極端ですけども。ですから、加工乳はそういう安い牛乳からつくつた粉乳とバターでつくつてゐるのですから安くできると、私はこう思ふわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。いろいろの御指摘でございますが、バターなり脱脂粉乳等の乳製品につきましては、御案内のとおり、今日の乳価安定制度におきまして乳製品の安定指標価格を国が定めておまして、それからコストを差し引いて、農家に支払われる価格を、生産者が支払つたあとのなお再生産に不足する部分につきまして保証価格として八円、ただいまお話をいたしました八円で、四十八円五十六銭農家の手取りになつておるわけですが、飲用乳につきましては、改定前では約六十九円といふことで格差があるわけでございます。したがつて、そういうことを前提といたしまして、さらに先ほど申し上げましたように、加工乳といへどもバターや脱粉のみの還元したものだけではないわけでございます。七割ないし八割は普通牛乳でございます。

したが、いま、その点ではバター、脱粉からつくられた加工乳が大幅に普通牛乳よりも安くなるという点ではなくて、むしろその場合にバター等の脂肪分を添加し、普通牛乳でございますと三割ないし三・八割無脂肪固形分の比率を高めるといふようなことで、いわゆる強化牛乳的なものでして成分が高いといふことで従来の価格がきめられておるといふ関係でございます。

○柏原ヤス君 それでは、先ほど加工乳がなぜ高いかという点に対しての理由の御説明は、成分にあるんだ、成分が非常に脂肪、無脂肪固形分、こういふものが高いからだ。この成分を同じにすれば普通牛乳より安い牛乳をつくることのできると思ふんです。この高い加工乳は安くすべきじゃないか、なくすことができないかと、こう思

います。この点いかがでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。確かに、牛乳についての考え方といたしまして、普通牛乳と同じ成分の加工乳であればよろしいと、それであればさらにエンリッチしたような脂肪分なり無脂肪固形分の多いものは必要ないのではないかと、そういう考え方の方が有力になつてまいりました。われわれもいたしまして、これを均質牛乳と申します。加工乳の中で普通牛乳と同じ成分のものを。その均質牛乳を進めていくというところは一つの方向だと思ふわけでございます。少しよけいなお答えになりますが、今回の値上げ幅の抑制に際しまして、均質牛乳の、普通牛乳と全く同じ成分の加工乳の上げ幅を極力抑制する、その場合に脱脂粉乳とかバター等については畜産振興事業団から安値で放出することによつて、普通牛乳であればいわれるところの八円の上げ幅を四円ぐらひの上げ幅に加工乳はいたすといふような努力によりまして、御指摘の点等と関連いたしまして極力値上げを抑制したいといふふうに考えております。

○柏原ヤス君 いまお聞きした中に加工乳は安くすべきだ、それはできないかといふことですが、それはいかがでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) 確かに、牛乳は、普通牛乳、まあフレッシュと申しますか、その自然のままのものを飲むべきだといふ有力な意見がございまして、昨年の食品衛生法の改正の際におきましては種々御議論を賜つたところでございまして、基本的にはその方向をとるといたしております。先生御案内のとおり、夏場でございます七、八、九月等におきましては生乳生産が非常に停滞する、一方需要は夏場でありまして非常に伸びる、その際はやはり牛乳の需要上から加工乳をもつて一部代替せざるを得ないといふような実情は牛乳需要上の事情もございまして、全くこれを置きかえるといふことは、おことばでございますが、実態に合わないのではないかと、いふふうに考

えるわけでございます。

○柏原ヤス君 消費者の中には、太り過ぎというものを心配して脂肪の摂取を控えている者が非常に多いわけでありまして、これらの消費者に低脂肪牛乳というものを供給してはどうか。当然、脂肪が少くない牛乳ですから、値段も安くできるのではないかと。低脂肪牛乳、こういうものはお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) 諸外国等におきましては、脂肪分の摂取過多を避けるために、低脂肪牛乳というものが一種の美容食的に出ておるといふふうにおかれは承知しておりますが、低脂肪牛乳等の普通の製造なり販売等については、われわれが現在承知している限りでは、数量が相当伸びれば別だけれども、限られた数量では採算に乗りがたいといふふうに聞いておるわけでございますが、この問題については、御質問でございますが、われわれとしてはまだ本格的に検討したことはないのでございまして、ひとつわれわれ今後の課題として検討させていただきたいといふふうに考えております。

○柏原ヤス君 今回の牛乳の値上げに際して、メーカーを中心とした団体が生協やスーパー・マーケットの店頭販売価格に介入しております。農林省はこの事情を掌握していらっしゃるのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

スーパー等大型小売店の出現、その店頭売りについては、低マージンの大量販売の商品の一つとしてこの牛乳が取り扱われまして、大型容器等については格別安い値段で売られると、そのことが専売店と申しますか小売店のシェアに非常に影響するといふようなことで、かねがね問題はあったわけですが、最近の価格改定等と関連いたしました、一部地域で小売りの要請なりそれを受けたメーカーの動きでそのような動きがあったといふふうにおかれは承知いたしました、この点についてはなおいろいろおしかりがあ

るかと思ひますけれども、われわれといたしましても、競争原理を抑制して割り高な価格を維持しようとするような点については最も避けるべき点でございますので、関係者に対して厳重に注意いたしまして、そのようなことのないようにということ指導したつもりでございます。

○柏原ヤス君 乳業メーカーを中心としたこういう団体が勝手に関係のない生協やスーパーに小売販売価格を強硬に押しつける行為、これについて公取委員会としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) もしも全部の普通の小売店に対してそういうことをやれば、これは再販売価格を押しつけたものでありまして、それを契約でやらなくても、実力でやっている、たとえばそういうところに対して出荷停止も辞さないといふふうなことになりますれば、これは独占禁止法で禁止している不正な取引方法に該当いたします。ただ、スーパー等では、過去においてはしばしば小売業とは比較にならない安売りをやっておった例がございまして、これは仕入れ価格をも割っているという事例がございました。これが逆にそのこと自体がスーパーのそういう行為が客寄せの手段としてやるわけですが、不当販売といひますか、いわゆるおとり販売に該当するものであります。ことにいままで特別に新しい定めをなくとも仕入れ価格を割る販売は不当販売に該当するといふところまでははっきり線がきめてありますから、それに反することで苦情が来ましたときには、逆にそういうおとり販売をやめるように指導しているわけでありまして、今回のことがどの程度のものであるか、実態を調べてみたいといひま直ちにはこれはお答えいたしかねます。

○柏原ヤス君 私が調べましたところによりますと、これはあるスーパーですけれども、その団体から、販売価格をリットル入り百七十円以上引きめないと出荷を制限するといふような圧力を受けております。これは独占法違反であると私は思ふのです。また、乳業メーカーがバターやチーズ

を出荷しないといふような可能性も考えられます。こういう点、公取委員会は調査なさったのかどうか、いかがでしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) 事務当局があるいはそういう苦情を聞いて調べているかもしれませんが、まだ私自身はその事実を聞いておりません。どうなっているかは事務当局に調べてみてみます。

○柏原ヤス君 これは事実でございますので、ぜひ調査して、そしてその結果どのようにこれをなさるのかをまた承りたいと思ひます。

前回の値上げのときに、消費者が安い牛乳を買うには大型容器入りの牛乳を買ってくださいと、こういうふうにお勧めしたのにはたいへん奨励したはずでございます。農林省、企画庁は、こうした事件を今後どう解決していきますでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げますが、大型容器の値引きの問題につきましては、われわれといたしましては、やむを得ざるコストの要因等で飲用乳の末端価格が上がるを得ない場合においても、五百CCなりあるいは一リットルなりのワンユニット容器等による割引は、前回の乳価改定の際においても割引率を非常に高いたしまして家計負担に対して少しでも軽減いたしたいという方向で指導したわけでございます。で、ただいまいろいろ御指摘を受けております今回の乳価改定の際にも、この大型容器割引については一段と指導いたしまして家計負担の軽減に資したいといふふうにお考えしております。

○柏原ヤス君 企画庁、いかがですか。

○政府委員(小島英敏君) 現在の価格体系は、どうも大型容器のものについてまだ割り高だといふ感じがいたします。それから消費者のほうからも最近の牛乳代の値上がりの中で配達費が大きなウェイトを占めておりますから、配達してもらわなくてもいい、つまりスーパーなんかへ自分が行って買う場合にもっと安くしてもらいたいといふ合理的な要望もありますので、私もそういったしましては、大型容器についてもっと割り安になる

ように、それから特にいま先生お話しのように、スーパー等についてむしろ逆の動きが業界内にあるやに聞いておりますので、これはたいへん遺憾なことでございますので、両方の問題について農林省を通じてさらに消費者の要望に沿うように強力な行政指導をしていただきたいと思います。思っております。

○柏原ヤス君 乳業メーカーの団体を中心にして定められるこうした牛乳の値上げのやり方、これに対しては企画庁長官はどういう見解を持っておりますでしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) 乳業問題には私どもはこれを主管する農林省のいろいろな指導があつてたびたび値上げ問題が起こるたびにそういう取引といひますか団体的な交渉が行なわれているといふことは聞いておるのですが、はたしてそれが独占禁止法違反になるかどうか、まだあまりその実績がございせんが、いま御質問のようなほんとうにその上の段階の業者と今度はそれに対して販売する業者ですね、メーカーの団体と販売する側の団体間による取引によつてきまるとすれば、私は独占禁止法上これはむしろ低値とする事件として扱うべき事件じゃないかと、いま実態はまだ調査しておりませんから断言できませんが、もしそれが事実だとすると、独占禁止法に抵触することを公然とやっていると形になりますので、私としては、もしその事実を調べた上でそのとおりであれば、そういうふうに取り扱います。

○柏原ヤス君 いま企画庁長官にもお聞きしたわけですが、このような今回行なわれた、まあ今回ばかりじゃございません、牛乳の値上げといふものは、今年は二回もやられていたわけですが、この牛乳の値上げのしかたですね、これに対して長官はどういうお考えを持っておりますでしょうか。

○国務大臣(内田常雄君) 牛乳の値上げのことが問題になっておりますことは、私も聞き及んでおります。しかし、正直に申しまして、ああいう酪農製品につきましては、農林省が従来行政指導上深く

立ち入っておるような仕組みになっておりますので、これは今回私どもが新しい法律で標準価格をきめたり、あるいは物の移動について指図するような、そういう仕組みと体系を異にしているところがあるように思いますが、しかし、そういう体系を異にしているような仕組みがあつてそのために牛乳の消費者が非常に迷惑をこうむることはよろしくないことであるので、農林省のそういう行政や乳等省令というような政令、命令の仕組みなども私はあらためて検討させていただきまして、そうして農林省とともに対処いたすべきことと考えております。

○柏原ヤス君 農林省はそれでは具体的にどういう指導をしたのでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

飲用乳につきましては、先ほども繰り返し申し上げましたように、生産者と乳業処理メーカー、それから処理メーカーと小売店との当事者の交渉による自由価格というところで形成されておるわけでございます。ただ、従来、飲用乳価につきましては、一方では酪農経営にも関係する問題であるという点と、それから他方では消費者家計にも響く問題だという両面がございまして、昭和四十三年までは一種の末端価格について指導価格によつて指導してまいつたわけでございます。ところが、その後、国民生活審議会等の御意見で、指導価格というものはやむを得ずば行政指導の値上げというふうな問題にもなるのでこれを慎めというふうな御指摘もございまして、われわれとしては、その点では積極的な価格についての介入をいたしておらないわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、一方ではその生産者価格がいかになるかということが酪農経営の存続発展にとつても非常に影響いたしますし、また、末端価格がいかになるかということは消費者家計に対して響く問題でございますので、その上げ幅とか時期という点については、関係者に対して、そのときそのときの条件によつてできるだけ妥当性を持つよう

うな時期を選び値上げをすべきだというふうにやつておるわけでございまして、今回につきましても、われわれとしては、最近における消費物価の上昇等から見て首肯し得る幅にいたすべきであるし、また、時期もできるだけ延ばすべきであるというふうにして指導してまいつておるわけでございまして。

○柏原ヤス君 この牛乳の例のように業界がきめた値段、農林省がそこに入っていると一言、業界がきめた値段と考へていいと思うんです。こういう例を考へてみて、今回提案された標準価格というものは、この牛乳の例のように、業界がきめたものを主務大臣が追認する、こういうふうにする以外にはないのではないかと、こういうふうには思っているわけですが、この点はいかがでしようか、長官。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、業界がカルテル等の行為をもつてきめた値段、ことにまた、この間私の談話として発表もいたしました、先取り的な便乗値上げのようなものをつくりましても、標準価格をきめる際にはそういうものはその時点において考慮をしないと、こういうことの談話を発表いたしましたおるわけでありまして、ただ、牛乳につきましては、これは先生御承知のとおり、畜産物の価格安定等に関する法律というののございまして、これはまあ主として加工乳についての価格措置をきめた法律でございまして、しょうけれど、しかし、もともと乳をつくるのはやっぱり牛であり、牛を飼う酪農家でございますし、飼料などについての行政上の措置もございまして、普通自由商品の業者のカルテルによる価格の設定などとは違ふ面がある。農林省が第一次産業である酪農の指導、奨励、維持のためにいろいろ従来から法令等でも入り込んでおる面がございまして、今度の国民生活安定法の指定物資というもののにこれを指定するのはいかどか。まあ指定物資にいたしますと、すぐ標準価格をつくることになりませんが、そういう指定物資としてきめるものになじむ物資であるかどうかということ、これ

については私は農林省とよく打ち合せをしまして、なければならぬと思つております。まあお米ほどではございませぬけれども、ややお米など、これはまあ食糧法でやるわけでございまして、多少似たところがあるわけで、その辺も十分農林省と打ち合せて、主務大臣は農林省でございまして、私のほうからも打ち合せて対処いたしてまいりたいと思ひます。

○柏原ヤス君 農林省にお聞きしますが、この牛乳がもし指定物資とされていたら、今回の値上げ幅というものは押えられたのではないかと、その点いかがですか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、生産者段階の要因もございまして、これはわれわれとして、あつたうの限りその便乗性、まあ生産者団体においては私どもは便乗性は認められぬ、えさその他のコストアップ部分がある、問題は、メーカー等においてどうか、あるいは小売店段階でどうかという点については、相当詳細に精査したつもりでございます。末端の価格は八円、二〇%以上の価格の二〇%換算の値上がりということが言われておりましたが、私どももいたしましては、その加工乳の値上げ幅を大幅に下げるとか、あるいは大型容器の割引を行なわせるとかいうことによりまして、その二〇%以下の、最近一年間の消費者物価の値上げ幅と見合う程度には値上げ幅を抑制するというところで、その目的は達せられるというふうに考へられておりますので、われわれもいたしましては、特に標準価格をかりに設定いたしましたものであれば、その程度のものであれば、その今引きまゐる水準と変わるものではないというふうには判断しております。

○柏原ヤス君 次に、公取にお伺ひいたします。公取が企画庁及び通産省と結んだ覚書きがございまして、これについてお伺ひしたいと思ひます。この中にある「協力措置」というものは「カル

テルを意味するものではない」と、こういうふうに行なう行動は一体それじゃどう違ふのか。実質的にはカルテルと同じことではないかと、こう思ひますが、その点いかがでしようか。

○政府委員(高橋俊英君) まあ俗にカルテルと呼ばれておりますのは、独占禁止法の定義で申すすれば、これは簡単に要約しますが、事業者が他の事業者といわば共同いたしまして、そうして価格をきめるあるいは数量を制限するなどの行為を行ないまして、公共の利益に反して競争に制限する、そういう競争制限政策に反する共同行為をさすのであります。また、その構成要件の中には「公共の利益に反して」ということもありますが、その覚書きにありまして、この「協力措置」というのはそういうものとは一切かわりない、あくまで政府の施策に対して前向きにいれば自己の利益を擁護するという立場を全く離れて協力するという点でありまして、ことばの使い方が共同行為と協力行為とほんとうにまぎらわしい感じを与へたことは残念だと思ひますが、これはさい然と区別しておりました、いわゆる私が先ほど申し上げました独占禁止法上禁止されている共同行為というものは性質が違ふと、こう申し上げるわけでございまして。

○柏原ヤス君 この覚書きがございまして、私がかえつて実質的なカルテルが認められるというふうな感じ、また、それよりもっと積極的な政府に協力する点というふうな形になるように思ひます。そういう点でこの覚書きを破棄する考えはお持ちでしようか、どうでしよう。

○政府委員(高橋俊英君) これは今度のようなのは私は緊急非常の事態であると思ひます。何びとも予想しなかつたような原油の削減ということから起こつた異常な事態でありますから、したがって、この法律も緊急な法律になつております。そういうことについてこの実行上、官僚統制といひますか政府がただ一方的にきめるという最後の統制に至る前の段階、価格でいえば標準価格とか

特定標準価格とかこういう段階におきましては、民間の協力を一切いかぬと、こうきめつけてしまったら、私は動かぬかと思うのです。といつて、協力措置がしなば共同行為、法律共同行為といいますが、自己の利益、事業者の利益を守るための共同行為と混同されるというふうなおそれがなきにしろないので、そこで、この注にも書いてありますように、あくまで政府の施策に対して協力するという意味なのであって、カルテルではないのだぞ、自己の利益を守るための価格のつり上げをはかるようなそういうものは認めないのだという趣旨を明らかにして、前向きにいい方向に対する協力だけは独禁法の解釈上禁止されておる事項にはならないと、こういうことを明らかにしておいたほうが、これは一つの基準でございまして、独禁法の解釈基準としてこういうことをやっておいたほうが、あるいは民間の業者の行動を極端に縮小させるといいますか、非常に消極的にして、一切何をやるでも公取からやられるというふうなことになるのでは困る。それがある程度限界を示したと、この辺まではいいんだということでありまして、これ以外に実は本来は書くべき基準はたくさんありますけれども、特に疑わしい分についてこれだけ結んだ。したがって、ただいまこれを廃棄する気持ちもありませんが、一方で、私は、衆議院の委員会におきましては、商工委員会でありまして、どちらもうございしますが、二つの委員会において独禁法についてきびしい決議をいただいておりますので、そういう点については比較的誤解は少なくなってくるのではないかと考えております。

○柏原ヤス君 実質的なカルテルが行なわれるわけですね、この生活安定法によって。そうしますと、高値安定、企業安定法案というふうなことが心配されているわけですね。こういう点で、独禁法の運用を、先ほどもちょっと長官から話がございますが、厳正な態度で臨むべきであると思っておりますが、その点お答え願いたいと思つております。

○国務大臣(内田常雄君) 公取委員長が説明され

たとおりでございますが、わかりやすい事例をとってみますと、先般灯油の価格を三百八十円にきめました際に、ある販売系統では、三百八十円で売りましよう、というところで小売り業者も了承されてその値段が徹底したようございしますが、ある系統の販売業者では、その三百八十円といふよりもまだ法律がございせんから通産大臣の指導価格というものでございまして、うが、そんなことはさっぱり知らない、われわれはそんな話を聞いたこともないというわけで、これはたしかガソリンスタンドなどの系列ではなしに、薪とか炭とかあるいはお米とかというふうなものとかあわせて灯油を売っているようなお店の団体、つまり、各府県の石油商の協同組合ではなしに、何か別個の薪炭等の販売組合なんかのほうでは三百八十円販売の趣旨が全く徹底していなかったと、こういう事件がございました。そういうことを考えてみますときに、私どもが厳正な立場で標準価格をきめましたら、小売り業者全体によつてその価格が周知徹底されて売られるようなそういう措置をとります際に、もちろん官報で告示もいたしませうし、また、経済企画庁なりあるいは国民生活安定センター等からその趣旨を資料を流しますけれども、やっぱりそういう小売り業者の団体等に標準価格の周知徹底をはからせるといふ必要があると私は思います。その場合に業者の団体が国がきめた標準価格を周知徹底するといふそういう行為は独禁法のカルテル行為ではないんだと、こういうことの了解をお互いの間でつけていこうと、こういうことでございまして、私もこの覚え書きによつて独禁法の精神を曲げるものでも、いわんや適用除外をきめたものでもない、こういうふうな考へておる次第でございします。

○柏原ヤス君 公取委員長にお聞きいたしますが、先ほど独禁法の運用を厳正にやるといふお話がございましたので、紙の問題についてお聞きいたします。

これは、公正取引委員会が本年の二月九日と十

一月七日と二回にわたつてコーテッド紙及び上質紙の製造業者らに販売価格協定の破棄勧告を行なつております。一回目の内容は一体どういう内容であつたのか、また、勧告を受けた製造業者は勧告をどのように守つたか、また、二度目はどういふことについて勧告をしたのか、この内容をお聞かせいただきたいと思つております。

○政府委員(吉田文剛君) まず第一回目、つまり前昭和四十八年二月九日の日本製紙連合会に対する勧告の内容でございますが、これはコーテッド紙について生産数量の制限と販売価格の引き上げという内容でございます。これは四十七年の八月にそういうことを決定しているということでございます。

それから今回の十二月七日の勧告の内容でございますが、違反事実の概要としましては、まずコーテッド紙の価格協定でございますが、神崎製紙、王子製紙等の九社、これが昭和四十八年二月八日に会合いたしました。この二月八日と申しますのは、日本製紙連合会に勧告が出されました二月九日の前日、大体同じ時期でございます。この点で非常に悪質であるということが言えると思つて、二月八日に会合して、コーテッド紙の価格を一〇%引き上げるといふ協定を行なつたというところでございます。これは独禁法の不当な取引制限、三条後段違反ということでございます。

それから上質紙の価格協定、これは初めてでございます。二回目ではございせん。これは昭和四十八年の六月二十一日に会合いたしました。上質紙の価格を一〇%引き上げるといふことをめどにして、八月二十一日出荷分から引き上げるといふ決定をしておるわけでございます。これは王子製紙と六社が共同してやつたということで、やはり三条後段違反でございます。

それからその勧告の本文でございますが、これは両事件につきまして協定を破棄しろというのと、それからその旨を需要者等へ周知徹底しろというこの二つは、きびしい措置を命じております。その内容としましては、取引先別に取引価格

をあらためてきめ直せ、そうして公取に報告しろということ、それから再び価格協定をしてはならない、それから今年の十二月から今後六ヶ月間、毎月取引先別の販売価格、販売数量を報告すること、この三つがきびしい措置の内容でございます。それからまた、いま申し上げましたような措置を命じたほかに、事件関係人、それから日本製紙連合会に対して、きびしく文書で警告をしております。その内容としましては、今後独禁法違反を繰り返して行なう場合には、公正取引委員会としては断固たる措置を考慮せざるを得ない、したがつてここに厳重に警告をするという旨の警告でございます。

○柏原ヤス君 この製造業者は、勧告を守るといふか、同じことを二度も繰り返している。そういう点で非常に悪質であるといふので警告書も出ております。私は、告発すべきではないかと、こういうふうな思ひます。告発しなかつたということ、これは独禁法七十三條の違反ではないかと思ひます。いかがでございしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) 独禁法には告発の規定は確かにございします。しかし、従来の実績からするとおわかりのように、ここ長い間、占領直後を除きますと、告発はありませぬ。たつた一件昭和四十年代に入つて非常に小さな案件でございまして、審決違反、審決と申しますのは、こちらのほうからいわば判決にひとしいようなことをやつた、直ちにそれを破つたといふような場合にこれは審決違反になります。いまの紙の場合、審決違反とはいへないのですが、実は時期がちやうど変にかみ合つておるのです。勧告をする前の日に再び引き上げの決定を行なつたという点、確かに悪質でございます。しかし、私のほうもこれを事実を探究したのがおそかつたということ、要するに事件としては今日の段階において、かにかこれを処断するかどうかといふことは十分考えましたが、今回に限つてはこの裁量権は公正取引委員会にあると解されておりますから、告発は今回は猶予するが、この次もし同じ業者が同様の違反行

為を行なえば今回のように告発猶予ということはありませんよ、告発いたしますと、ほとんどこれは起訴になるようになっておりますので、まあなるようになっていくというのはいささかですが、法律の上では不起訴にする場合には検事総長が総理大臣に対して理由をつけてその旨を報告しなければならぬというかなり厳重な規定がございますので、告発そのものについてはやはり慎重を期さなければならぬ。いろいろな検察庁の意向等を私はかねがね探りながらやっておりますが、今回は確かに告発前のケースであったと、こう思っています。

○柏原ヤス君 公取は、これまで、セメント業界、酢酸エチル業界、それから今回の製紙業界、こういうふうなやみカルテルの行為に対してはそれぞれ二度勧告を行なっております。ところが、このような公取の二度の勧告をも無視して、そして違反行為を繰り返す。今後こういう業界は必ず多発するものと私は思います。しかも、いま非常に重大な時期に際しておりますので、私は、公取は物価対策の特便乗値上げの抑制の意味において、価格協定などを繰り返して行なうという業界に対しては告発というきびしい行政措置で臨むべきだと思います。まあ告発す前だったといういまのお話でございますけれども、告発すべきだと、この点いかがでしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) 御意見は十分私も御意見として尊重するのでございますが、何ぶんにも、告発というふうな問題は、行政事件に対しては今度刑事事件としてやるわけでありまして、これはかなり刑罰の重い罪に別といたしまして、これはかなりシロキョウな問題でございます。そこで、そういう問題に対する裁量につきましては、何とぞひとつ公正取引委員会にまかせていただきたい。私も、いざいざにしてみても、きびしい方向に向うということをお願いしておるわけでございます。まして、こういう非常事態で国民が困っている際に不届きな不法行為を繰り返して行なうものに対しては、一そう厳格な態度をもって臨むということを

申し上げておきたいと思っております。

○柏原ヤス君 その告発についてばく然とした感で私は受けとめておりますが、証拠の点で非常にむずかしいというところは十分理解できるんですが、公取委員会としてはこの際告発というものの対して一つの基準を設ける。たとえば二度やった場合には告発するとかというふうな基準を設けておいて独禁法の運用に当たるときは、どう思っています。その点、委員長は基本的な見解をどういうふうに持っていていらっしゃるか、この点お聞きしたいと思っております。

○政府委員(高橋俊英君) いわゆる形式的な基準といえますかを設けることは、私はかえって有害な面もあると思っております。ケース・バイ・ケースでこれは判断しなければなりませんので、これは告発イコール起訴となるような、ほとんどそういうことに実際上なるわけでございますから、その分についてはまあ抽象的に申し上げるしかない。きわめて悪質である場合には、第一回目といえども告発はあり得るということでございます。それから比較的遠い十年前にやったことまで勧告するわけにいきませんけれども、累犯行為ですね、累犯に對しては相当きびしく臨まざるを得ないであろうというところでございます。それから原則としては告発する対象事件があまなり規模の小さなさいな事件でないということでございます。国民に對する相当な影響力を持つというひとつの条件だろうと思っております。その他にもございまして、ケース・バイ・ケースでそれが告発に値するかどうかというのをきめていきたい。基準としてはたいへんむずかしいですが、いま申し上げたことは、ある程度の基準を大まかに示したことになるかと思っております。

○柏原ヤス君 きょうの新聞に、酢酸エチルの勧告を破棄した旨の新聞公告が出ております。ここにちよつと持ってまいりましたのですが、これに對する公取の事後監査、これはどういう体制で臨んでいるのか、これをお聞きいたします。

○政府委員(高橋俊英君) 酢酸エチルも、まあこ

れはスケールはあまり大きくはなかつたのでございませうけれども、繰り返したという点はあるわけですね。酢酸エチルもやはり一回目はないという、ちよつと前の場合には協会であるとかいうふうな違いがあるわけですから、協会の責任者がかわつてしまつたりしております。ちよつと扱いにくかつたわけですが、監視という点につきましては、もう一度やることはたいへん私のほうではきびしくせざるを得ないものですが、まあ業界もかしこまりはかかなり反省の色が濃いと私は見ておりますが、ときどきチェックする必要があるのではないかと考えております。

○柏原ヤス君 この新聞の公告ですが、「読売」にだけ出ておりますけれども、「朝日」とか「毎日」とかもつとその他の新聞にも出すほうがきびしく正しいのじゃないか。そういう点いかがでしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) ただいま「読売」だけでは出ていないというのですが、業者に対する公告の命令ですね、これは事務的に私も勧告をして確定いたします。そうしたあとで審判官をしているところが個別に指導してやっています。実は私は「読売」だけという点はないと思うのです。ほかの方法でも当然公告その他取引先には全部通知をさせていただきます。新聞は全国紙の場合に「紙でいい」というふうなきめていくわけではないのでございまして、おそろくほかのほうにもやらしていると思っております。ただし、私はいま確認する方法がありませんので、あとでよく調査してみます。

○柏原ヤス君 さっき紙の例をあげましたが、勧告を受けても値段はそのままに上っている、これは現状です。こういう点、引き上げをさせるべきではないかと思っております。で、この点について独禁法第七条の排除措置というところがございまして、この中に「排除するために必要な措置を命ずることができ」とございまして、価格の引き下げというものはこの「必要な措置」の中に入らないか、これはいかがでしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) 現在までのところ、それは入らないという解釈を公正取引委員会はとってきた。したがって、いまだかつてそういう命令を出した事例が一件もないわけでございます。そのことからしまして、やはりこれは法律改正をしなければそういう権限は排除するに必要な措置の中に入らないと、こう解釈せざるを得ないわけでございます。

○柏原ヤス君 独禁法の研究会が持たれていろいろと改正点が論議されると思ひますが、現今のこのインフレ、物価高というふうな事態を考えたときに、この価格引き下げ命令というところだけでも早く改正すべきだと、こういうふうな私には思ひます。そして、まあ一年間とかというふうなお話でございまして、もっと早く結論を出して法改正を急ぐべきではないかと、こう思ひますが、この点どういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) 結論から申しますと、私もはがゆい点は同じでございますが、しかし、この事態に急遽間に合わせるためにやるにしてもなかなか通らない場合があるわけですね。まあそれはこういう価格そのものに対しては直接にとり得る法案がいまあるわけであつて、これが通過いたしますれば、その面から標準価格の決定というふうなことやそのほかの手段を価格そのものに対しては取り得る。しかも、公取のやり得る範囲といふものは、価格協定の証拠のあるものでないといふことはできないわけでございます。ですから、大いにそういうふうな風潮をこらしめるといふことは、たしなめる意味においては十分な意義がありますけれども、諸物価全般については及ぼす効果というものはあまなり過大な物価政策上の期待はちよつと重過ぎるのではないかと、しかし、私は、将来の長きにわたつてどうするかという観点から独禁法の改正というものに取組むべきだと思つておりますので、この点は急場の間に合わせではなく、いろいろな観点からほかの問題とあわせてやりたい。独禁法の改正を簡単にこつちやつていただくのはありがたいのでございませう。

が、独禁法というのは経済の基本と言われている、それをいじるとなるとなかなか簡単にはいかない。十分ないろいろな各方面の合意を取りつけた上でないとこれは法案にならないと、私はそう考えております。

○柏原ヤス君 通産省にお聞きいたしますが、紙の問題、これは買い占め等の防止法の対象品目に決定されております。で、決定した後、どういう調査をしたか、また、その結果はどのような結果になっているのか、御報告願います。

○政府委員(橋本利一君) まずトイレットペーパーが十一月の十二日、それから印刷用紙が同じく十一月の二十二日に投機防止法に基づく政令指定を受けております。その後の事情調査の結果を概要申し上げたいと思いますが、まず需給と価格の動向でございます。

印刷用紙につきましては、一十月の生産実績が約百九十九万トン、それに対して出荷が百二十三万七千トン、出荷のほうがやや高いわけでございます。生産のほうはフル操業と申しますか、稼働率指数で申し上げまして百数%の増産をやっておるわけでございますが、需要のほうは非常に強いということでタイトな状況でございます。かような状態でございまして、九月以降あっせん相談所を設けて小口需要者に対して供給を確保する努力をいたしております。

それから価格でございますが、印刷用紙につきましてはこの十二月でキロ当たり百三十四円から高値が百五十五円、昨年の同期と比較いたしましたら大体五割前後から六割ぐらゐの上昇になっておりますので、いろいろ原因もございまして、一番大きな原因はやはり原料としての原木事情と申しますかバルブ事情が非常に悪化しております。値段が五割からあるいは倍以上も上がっております。こういった面から特に原木対策に力を入れていきたいと思っております。

それからトイレットペーパーでございますが、これは同じく一十月で生産が十五万五千トンでございます。出荷が約十五万九千トン、四千トンほど

ど出荷はふえております。しかし、大阪あるいは東京周辺にございましたような時期におきましては緊急出荷し得る体制をとっております。

価格につきましては、現在これはいろいろな地域によって差がございまして、大体東京地区で静岡の標準物を例にあげますと、二百二十円から高値の三百円——高値の三百円だと、これはとんでもない数字でございまして、われわれとしてはきわめて便乗的な性格が強いということで、極力これを排除するための努力をいたす一方、トイレットペーパーにつきましては原料になる故紙価格が非常に上がっております。これもございまして、一段価格を引き下げようという努力をいたしております。

それから流通在庫の状況を簡単に申し上げますと、これは紙一本での数字でございますが、十月末現在で二十七万七千トン、昨年に比べて九三・二%、昨年同期よりも流通在庫は六・七%減っております。投機防止法に指定して以来、流通統計等をしきりに検討しながらいろいろ詰めておりますが、一応数字上は減少きみではございますが、これもトータルとしての数字でございまして、たくさんさんの流通担当者の中には誤って在庫をかえ過ぎていような者がなきにしもあらずといったようなことで、始終慎重に私たちとしてはこれを注視してまいりたいと、かように考えております。

以上、大体マクロ的なお話を申し上げたわけでございますが、具体的に実態を調査したケースを二、三御披露申し上げたいと思っております。

一つは、東京都区内でトイレットペーパー類の在庫をかかえている向きがあるといった情報がございます。調査いたしましたところ、倉庫の容積に対して三分の一ぐらゐの品物が入っております。二百トンぐらゐあったかと思っておりますが、その中で問題になりそうな上質紙につきましては二十七トン程度でございました。トイレットペーパーは入っております。

らなかつた、さような事例がございまして、いま一つ、同じくやはり東京都内のケースといまして調査いたしましたところ、満庫の場合の半分ぐらゐ、三百トンぐらゐの品物がございまして、同じく上質紙につきましては三トン程度、アト紙、コート紙等が十三トンといった程度で、あとは大半が板紙が百五十トンぐらゐあった、かような状況でございまして。

その後、私書箱一号に寄せられた投書等に基づきまして、その中で特にこれは調査をする必要があると思ふものを十数件選定いたしました。現在小売り店から卸、メーカーと追跡調査を実施中、こういうことでございまして、あるいはかたがた、先ほどもちょっと触れました緊急出荷の場合には、三十人ほどの職員を派遣いたしましてパトロールと申しますか価格調査等を実施しておるわけでございます。

以上でございます。

○柏原ヤス君 聞くとところによりまして、ある大メーカーが上質紙の売り惜しみをして、子会社だけを通じて流している。系列代理店からさへ攻撃を受けたという事例がございました。結局、出すことは出しましたが、ものすごく高い値段で流して相場をつり上げたという事件でございまして、これは知っていらつしやいますか。

○政府委員(橋本利一君) 具体的に承知いたしておりませんが、さような不公平な不正な取り扱いをしている部分につきましては、われわれとしても実態を詰めて十分指導してまいりたいと思っております。特に高値につり上げている先ほども触れましたように便乗的な価格につきましては、われわれとしても断固としてこれを排除してまいりたいと、かように考えております。

○柏原ヤス君 これはトン数も千トンという驚くべき量であつて、百三十円のものも百八十円に売った。買ひならばこの値段で売りますよと、こういうふうに言っているわけですね。先ほどいへん事件はないようなお話でございましてけれども、ちょっと立ち入って調べますとわかるわけな

らなかつた、さような事例がございまして、いま一つ、同じくやはり東京都内のケースといまして調査いたしましたところ、満庫の場合の半分ぐらゐ、三百トンぐらゐの品物がございまして、同じく上質紙につきましては三トン程度、アト紙、コート紙等が十三トンといった程度で、あとは大半が板紙が百五十トンぐらゐあった、かような状況でございまして。

んですね。そういう点、もう少し真剣に、ただ法律を出しただけでなくて、こういう問題をびしびしと取り上げてやっていただきたいと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のとおり、私たちも懸命に努力しておるわけでございますが、さような情報がある場合にはわれわれにもお聞かせいただきまして、その現場に立ち入り検査し対処し得るよう御協力いただきたいと思ひます。

○中沢伊登子君 公取委員長がたいへんお急ぎのようでございますから、初めに公取委員長に一点だけお伺いしてお帰りをいただきたいと思ひます。

私も実は経企庁と通産省と公取の覚え書きの問題を質問させていただくつもりでございましたけれども、いま柏原委員が私の聞こうと思つたことを全部お聞きになりましたので、最後の一点だけお伺いしておきます。

それは、今度の国民生活安定法案が昨日衆議院を通過したわけですね。きょうからこの参議院の物特で審議をされているわけでございますけれども、これも賛否両論あるかと思ひますけれども、いずれ違からずこの委員会も終結をすると思ひます。もしもそうなつたときに、公取としては今度の法案について監視体制を強化しなければならぬと思ひます。その問題がずいぶん重要になつてくると思ひますが、人員的に公取は機構を拡充すべきだと思ひますが、この際、行政需要がずいぶん多くなつてまいりますので、人員増について来年度の予算について要求をされましたかいかでございますか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) 来年度の定員の要求につきましては、当然私のはうは総務長官のほうを経由して出しておりますが、現在、本年度の定員三百六十三名に對しまして来年度の増員要求は五十四名というふうになっております。私も実はこれはこれより多い数を望んだのでございまして、他との権衡もこれありということ、要求人員として五十四名ということになっております。

○中沢伊登子君 それはけっこうでございます。ほんとうはもっと増員をさせていただいて監視機構を一番重要視したいと思っておりますが、お急ぎのようでございますから、どうぞお帰りにさせていただいてでございます。

それでは、次に移ります。エネルギーの大半を海外に仰ぎまして資源も持たないわが国が、今日まで国民生活への配慮を全く忘れて、ひたすら経済成長に狂奔してまいりました。その上に列島改造にうつつを抜かして、きた政府が、青天のへきれきとでも申しましょうか、今回の中東戦争に端を発した石油削減問題であわを食って、てんやわんやしている姿は、先ごろの消費者の「紙取り物語」と同じように私どもには映ります。値上げが残ったとすれば消費者が冷笑されてまいります。政府は外交姿勢をも今度は変えました。ということは、やっぱり日本はエコノミックアニマルだと、むしろ世界各国に不信を与えたのではないかとたいへん案ずるものでございます。しかも、アメリカに頭を下げて、何とかいままでどおりの貿易をお願いしますと頼んでいるようでございますが、物を買ってもらうちはよろしゅうござい

ます。もしも今後資材をたとえばく鉄とかばろ紙とかそういうような資材を売ってやらないと、こういうふうにはアメリカが言ってきたとしたときに、一体どうするおつもりなのです。私はまずこの点がたいへん心配になります。この点についてお伺いしたいと思います。これは石油の問題とともにたいへん重要な問題だと思いがすが、どうですか。この点いまままで考えてごらんになったことがおありになりますか。これはほんとうは総理大臣にお伺いすべきことかもしれませ

んけれども、残念ながら総理大臣の御出席が得られませんので、みずから生活大臣だというふうに言っておられます経済企画庁長官と、そうしてきょうは通産大臣もお願いをしたのですけれども御出席がいただけませんので、楠政務次官にもお伺いしたいと思います。

○国務大臣(内田常雄君) 中沢さんのお話、こ

もつともでございますが、しかし、今日わが国の経済産業のあり方を考えますときには、地球全体グローバルの中における日本として考えざるを得ないと思えます。これは石油の海外依存度ばかりではございませんで、いま仰せられましたような資材についても同じでありますので、どのつまりは、これからの日本の経済のあり方というものは、もちろん省資源、省エネルギー構造といううなものも推進してまいりますけれども、同時にまた、国際協調ということも前提にした経済、あるいは外交、政治というものを打ち立ててまいる以外にないと、かように私は考えます。

○政府委員(橋正俊君) 中沢先生のお話にございましたように、わが国の外交姿勢というものがアラブ寄りになったと、外交姿勢が終始一貫しておらぬじゃないか、油がないから今度そちらのほうに変わる、それがエコノミックアニマルという悪評をこうむっている。しかもまた、アメリカがくず鉄をはじめいろいろな資材を売らなくなったからどうするんだというお尋ねでございますが、日本のこととおりますこの間の政治姿勢、官房長官談話が御承知のように出ておりますが、あれは従来どおりのものの考え方でございます。決して変わったのではないのでございまして、国連の安保理の二四二号の決議によるものをあらためて確認したという形でございまして、したがって、決して変わったというふうなことではない。しかし、そういう悪評を受けておるといふことはまさしくあることでございますが、先生のお問になりまして、アメリカあたりのユダヤ人協会が抗議運動をやっておるといふことは聞いておりますが、製品を売らないというふうなことは今後ともないと思えますし、現在もないと私は承知いたしております。

○中沢伊登子君 まあそういうことであればたいへんしあわせだと思えますが、実はイスラエルの人たちの中にそういうようなことを言う人もあって、そういうニュースが私どもの耳にも実は流れてきているわけです。それで、まあ物を買ってく

れない間はそれでもまだしも何とかのがれる道はあると思えますけれども、もしも売ってやらないということにしたら日本はどんな顔をするんだろとかというふうな話を実は私も聞いています。けです。私、この点はいへん心配でございます。ゆめゆめ安心してはならない問題だと思えますので、私はきょうは外交問題をここで論ずるつもりはございませんが、まず一度そのことだけお含みをいただきたいと思つて御質問を申し上げて、これはこの辺でとどめさせていただきたいと思ひます。

まあそのようなことを言いながらも、今回ようやく政府も国民生活に思いをいたしかけたのは、おそかりしとは申しながら、とにかくやらなければ国民生活は破壊してしまいますので、政府も政党も国民も三位一体となって今度の問題にはんとうに真剣に取り組んでいかなければならないと思ひます。しかし、この期に及んでやっぱり大企業優先、企業保護が先立つ姿勢は、私も許すわけにはいかないと思ひます。西ドイツでは、今回のような石油二法と同じような法律を先ごろ出されました。ところが、この法律は西ドイツでは三日間で通したと聞いております。国民生活を守るためににはほんとうに緊急にフルスピードで手を打つべきでございまして、それでなければ、この法律をつくって取り締まらずと、こういうようなことでぐずぐずしておりますと、まるで値上げをしない、かけ込み値上げをしない、もうけたい者はどんどんもうけなさい、法律が施行されるまでのうちに何とかやりなさいといふことを言っているのと同じことではないですか。そういう点で、今度はこの二法がこんなに手間とつてきたというその理由は何ですか、お伺いしたい。

○国務大臣(内田常雄君) 私はこう考えるものでございまして。昨年から今年にかけて、中沢さんも御承知のように、日本の経済的な環境がもうまるで違ってきた。昨までは輸出が非常に多くて外貨がたぐさ日本に流入してきた。したがって、その外貨は外国為替特別会計というのに入ります

から、その見返りでは円がたぐさ国内に過剰流動性として放出されておりましたし、ことに一昨年の不況を回復するためには昨年はまだ景気振興策が国内でとられておったわけでございますが、さような状況が本年に至りますとまるで変わってまいりました。そこで、これまでとられておりました物価対策というふうなものも、そのような経済環境の変転に対応して総需要抑制ということになります。まず金融の引き締め、公定歩合の引き上げ等をはじめとするそういう金融の引き締め施策、それから財政的にも、一たん組んだ予算の中で公共事業費等は契約を下期に繰り延べるとか、さらにまた財政支出を八割削減してまいるような、これはまた国ばかりでなしに地方公共団体に對しましても同じような施策を要望いたしました。あるいは国民の消費金融につきましてもその条件をきついたりとか、あるいはまた、大規模の建築物を行政指導によって抑制する、届けさした上、不急不要のものは押え込むというふうな、そういういわゆる物価引き上げの要因になる総需要を押え込むことを非常に熱心にやってきました。それで何とか物価の安定もできるだろうと考えてまいってきた。そういう時期がかなり続いたと思ひますが、今日のような卸売り物価でもあるいは消費者物価でも二けたの上昇を見ますような事態のもとにおきましては、私は、やはり個別の物価対策、個別の物資対策といふものがなければとうてい物価の上昇の抑制といふものはできないといふことを判断するに至りました。もともとわが国の経済は自由主義経済でございますから、個別に物をつかまえてその物の標準価格をきめてまいるとか、あるいは生産とか出荷とか輸送とかいうようなものを政府が指図するといふようなことは本来からは好ましくないと考えられてまいりましたけれども、しかし、今日の事態を克服してまいらるためには総需要抑制といふことは足りないといふことで、今度の法律案の提出に踏み切ったといふわけでございます。その間時間がたつてまい

という状況にあるものと私は判断いたします。

○中沢伊登子君 今年春ごろから大豆の問題からおとうふがずいぶん値上りをしました。ちょうどそのころに羊毛が値上がりしたり、木材が足りなくなったり、セメントが足りなくなったり、いろいろなものが増えてきた。へん国民生活は困ったわけですね。そのときに投機防止法という法律をつくられたわけですが、ところが、この投機防止法をつくられても、それほどの威力を発揮しませんでした。聞くところによると、立ち入り検査をたった一べんしかしなかったと、こういうことなんです。せっかく法律をつくりながら立ち入り検査が一べんしかできなかった。しかも、その立ち入り検査はどこに行ったらいいかといえ、小売り商に行ったら、こういうような話でございすから、私は、今度のこの法律ができてほんとうにこの運用を誤らないようにしなければ、法律だけつくって魂が入らなければ何にもならない、このように思っています。ですから、投機防止法をつくったあれからもう約十カ月ぐらいたつわけですけれども、そしてまたこういう法律をつくらなければならぬという羽目になったわけですね。

今年の国民生活はたいへんな状態を繰り返してきたわけですが、聞くところによると、今度の生活安定法の政府の原案は、いまの原案よりももう少しよくなったという話を聞きました。しかし、財界の圧力でこの原案が五日間でがらりと変わったと聞いておりますが、この期に及んでもまだ国民生活優先になれないということ、は、たいへん私も腹立たしゅうございます。今回のトイレットペーパー騒ぎ、あるいは洗剤、砂糖、塩、小麦問題、こういうような問題は、確かに買いたたき消費者も賢くはなかったと思えます。しかし、つまるところは政治不信のあらわれでございす。幾ら苦しんでもどうしても政府がこれに手を貸してくれない、こういうところで国民はとにかく一番たよりになるものは自分が物を持っていることなんだ、こういうふうにしかならない、そういう不信感が渦巻いているのが現状で

ございす。政府は国民のこの姿を警鐘として聞いてほしいと思えます。この国民の姿を警鐘として聞くならば、なぜ、口先だけでなくて、ほんとうに心底から国民生活優先に百八十度の方角を転換されないのか、たいへん残念でなりません。この点をお答えを伺いたいと思えます。

○国務大臣(内田常雄君) いろいろ御批判をいただきましたこと、まことに恐縮に存じますが、政府も真に国民生活の安定というものを優先するといふ考え方に立ちまして今度の二つの法律案も提出をいたしました。この法律案をつくり出す過程におきまして、中沢委員のお話ですと、後退をしたかのごときお話もございましたが、そういうことは全くございせん。もうありていに申し上げますと、初めに石油の供給が非常に窮屈になりましたので、石油の緊急対策という形で政策が浮き彫りされてまいりましたが、私も政府、また私もが属する自民党自身が、石油の問題だけではこと足りないと、どうしてもこの際石油とともに国民生活の安定というものを前面に押し出して国民の信頼を得るにあらずんばこの非常な事態は切り抜けられないということになりました。片一方のほうの石油の法律だけでなしに、国民生活安定緊急措置法というものを一つ二本としてお出しすることになりましたのは、そういう事情でございす。ただ、今日は自由経済の仕組みもございすので、幾ら国民生活安定が大切でございすとしても、いきなり物統令のような公定価格をつくるということにまで踏み込むことにつきましては、私もこのほうでもいろいろ議論がございまして、これは事実でございまして、物統令の適用にまでは踏み切るけれども、それは最後の手段としておこうというところでこの法律がつくられておるわけでございますので、その事情も御了承いただきたいと存じます。

○中沢伊登子君 もう一言惜まれ口をきかしてもいいと思います。それは、去る九月に私の友人が日本生活協同組合連合会の婦人北欧視察団というのに参加をして北欧の生活実態や生協を見てこられたま

た。私はまだその人に会って話を聞くチャンスがございせんけれども、ある小さな新聞に彼女が感想を述べておりました。それは、「消費者と企業の間において疑い合うことがない、北欧ではそういったような関係ではない」と、こう申していらす。そして、「日本の場合のようにすきがあつたらもうけてやろう、何か変なものをつくっていいないか目を光らせておこうといううなぎすぎすした関係ではなくて、企業と消費者はほんとうに信頼し合っている感じだった」と書いてありました。私はこういうふうな企業と消費者の関係になればこれは理想的だと思えますけれども、消費者に不信感を持たれているような企業を一番大事にして

いる政府は私は全くいただけないと思えます。まじめに自分のお金と時間を費やして消費者問題に取り組んできた人たちが、つまり生活学校の人たちがや生活センターをよりどころとしてきた人たちが、「どんなに一生懸命やっても限度です、さの川原に石を積んでみるみたいだ」といって心底から嘆いてくるのが現状です。消費者にこのような情熱をなくさせてしまうような政治とは一体何なんですか、その点をお答えいただきたい。

○国務大臣(内田常雄君) 中沢さんからたいへんいいお話を承りましたが、私はそれはたいへんいいお話であると思えます。私はまあ経済政策運営の一翼をになう地位に着きました、中沢さんが先ほど仰せられましたように、生活大臣とみずから言っている長官と、こういうことをおっしゃっていただきたが、やはり経済というものはどこのつまりは国民のためにあるものでございまして企業のためにあるものではない、また企業の発展もなければ国民生活も豊かにならないと、こういう相関関係はあるでございまして、こう私の考え方はいま申し述べたとおりでございす。したがって、御審議をいただいております法律を運営するにあたりまして、企業がカルテル等をつくった値段をそのまま追認して標準価格にするとか、あるいは標準価格をつります際に企業

ていくとかという考えをもちませんことを先般の私の談話でも申し述べておいたところでございすので、いまお話がございましたような視察団のようなもの、日本の国民にも同じような思いを持っていただけるような、そういう経済機構を実現するように微力でございますが、つとめてまいりたいと思えます。

○中沢伊登子君 先ほど大臣が物統令は最後の最後に適用する、というお話でございしましたが、実は、去る十一月の二十日でございまして。夕方に大阪のほうから二、三電話がかかりました。実は大阪のほうでたいへん騒ぎが起つております、あした——つまり十一月の二十一日ですね、あした物統令が適用されるのですかという電話でございまして。これは小さな商社から二、三かかってまいりました。そんなことは全然聞いていませんと、こう申したのですけれども、とにかく物統令がしかれるらしいということで大阪はてんやわんやだ、一べん調べてくださいということ、すぐに私はいろいろの人々に電話をして聞いてみたのですが、どうもそんな気配はございせんでした。ところが、なぜそういう電話が入ったかというのは、その翌日の新聞に確かに出ておりました、大阪でこういう騒ぎがあるということが。ところが、それは、その二、三日前から、とにかく商社が問屋に物を買おうと思うと、もう毎日のように三〇%、四〇%、ひどいのは五〇%ぐらいいぼがか値上げをされるものだから、買ったほうがいいのか買わないほうがいいのか、まだ先に上がるのかどうなのか、たいへん迷ったというふうな話でございまして。ですから、物統令は最後の最後にしかなるのではありません、そのときに、そんなかけ込み値上げですね、まあ言ったら、そういう値上げがあつたり、ひどいのは帳簿を改ざんしたんです。ひょっとしたら十一月の一日の値段で物統令がしかれるかもしれないというので、十一月の一日までさかのぼって帳簿を変えた、あるいは、いや、これは十月の二十日ごろらしいとか、十月の一日をめどにするらしいというふうな話が

流れて、相当に帳簿を改ざんしたというような話もそのときにされました。そうなりますと、一体この指定物資の価格、指定価格はどの辺をもつてやられるのか、その辺はお答えがいただけるものでしょうか、どうでしょうか。この前聞ところによりますと、テレビを見ておりましたら、田中総理大臣が、この指定物資のことやいろいろなことがあったからでしょうけれども、昭和四十七年の一月一日から十月三十一日までの物価を入手に調べておられますという話がありましたけれども、それは何のための参考になるのか、この指定物資の指定価格はどの辺でおきめるのか、お答えがいただけたら聞かしていただきたい。

○国務大臣(内田常雄君) 標準価格のきめ方につきましては、これはむしろ私の誠意から政治的なお答えをいたしますよりも、担当の政府委員であります物価局長から答えさせますが、その前に、物統令は、もう中沢さん十分今回の法律案で御研究いただけておると思いますけれども、この法律のずっと全案に掲げてあります手段を尽くしても価格の著しい騰貴を抑え切れないような事態が生じたとき認められるときに初めてやるということになっておりますので、いきなり物統令をやるということ、つまりマル公を制定するということとは、これは私は政策的にしないのだと、しない考えである、政策担当者としてそこで最初からやるつもりはございませんというのを衆議院のほうでもお答えをいたしておるわけであります。これもほんとうにやるようになりますと、一つの物の公定価格をきめますから、これに違反しますとたしか三年以下の懲役または五百万円以下の罰金とかいうことになりまして、その物をつくり出すその原材料の値段まで全部公定をしないか、なければならぬ。植木ばちの値段まで公定をしないか、なければならぬ、こういうようなこともよくたとえ話のように言われますが、それは日本は戦後そういうことをやってきたのでありましょうから、ああいう同じような混乱状態におちいりましたときはそういうこともたてまえ上はあり得るというだけでありまして、実際にはあの標準価格というフットな指導価格、また、ある特定の品目につきましては課徴金を取る、これはまあ罰金ではございませんが、課徴金の対象になるような特定標準価格というものをつくってまいり、あるいはまた、そればかりではなしに、この間のトイレットペーパーでもそうでございますが、一方には足りないけれども、一方には生産者が在庫もあるという際の輸送の指示とか、出荷の指示とか、あるいは物が足りないときには輸入の指示までもできるような仕組みになっておりますので、そういうあらゆる手段を尽くして、そうして国民の生活関連物資についてはできる限りの対策を価格の面でもあるいは需給の面でもとってまいることが先決だと、こういうつもりでおります。

いまの標準価格のつくり方につきましては政府委員からお答えをさせます。

○政府委員(小島英敏君) 法律の第三条がいわゆる標準価格でございますが、この第三項に「当該標準品目に係る指定物資の価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域の事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案して定めるものとす」と、非常にわかりにくい文章で恐縮でございます。まずこの「標準的な生産費」これは国内で生産される場合でございますけれども、一方、輸入品につきましても輸入価格、それから販売のいわゆる卸とか小売りに関しましては仕入れ価格、この辺がもとになるわけでございまして、それに標準的な販売費用を加え、さらに標準的な利潤を加えてまあ一つの計算をいたします。それからさらに「取引の態様」と申しますのは、卸、小売りというふうな取引の形態その他現金売りとかあるいは月賦だとかいうようなこととか、それから「地域の事情」これはまあ地域によって非常に輸送コストがかかるというふうな場合は考慮するというところでございます。それから「当該

標準品目に係る指定物資の需給の見通し」その物が今後どのような需給状況であろうかということの先行きの見通しがやはり重要なポイントでございます。それから「国民生活又は国民経済に及ぼす影響」その物がどういう程度のウェイトを持つておいて、特に消費者のサイドから見るとどうであらうかというふうなことを総合的に勘案して定めるといふたええでございます。これはまあたてまえ上はこういうことになっていくわけでございまして、現実問題としては初めて標準価格をきめます場合には、その物についての生産費等について十分なデータが役所にならぬわけでございまして、その次の段階の特定標準価格ということになりますと、これは標準価格がきめられた品目についてはいろいろそういう調査もできることになるわけでございまして、一番最初の段階は、そういうデータが、いままで行政上各省が持つていたものもございまして、いろいろなものについてすべてそろっているというわけではございませんから、実際にこの標準価格のきめ方を考えます場合には、大体その物の価格状況が比較的安定していた時期をもとにいたしまして、その後のおもなコストの構成要素、たとえば賃金ベースが上がったとか、あるいは海外からの輸入原料を使っている場合にはそのものの海外価格が非常に上がったとか、あるいは新しい現段階としての標準価格をきめると、そういうやり方をするケースが非常に多いのだらうと思っております。したがって、総理は一月から十月までの平均ということをやられたらうでございますけれども、機械的にあらゆる物資をそういうことで平均を出すということではございませんで、やっぱり物資ごとに、その物が今度のこういう事情で便乗的な値上げをとっているものがあるかもしれません、個々の品目ごとに、そういう妙な時代を除きまして、その前の比較的安全定していた時代をもとにして、その後のコストのおもなもののについて変化の要素を組み入れて新しい標準価格をきめると、大体そういうことに相

なるうかと思っております。

○中沢伊登子君 それでは、先ほど私が言いましたように、毎日三〇%や四〇%やひどいものは五〇%も値上げをしたと、あるいは帳簿の改ざんをしたと、こういうようなことは標準価格をきめるときはそれはもうなしですね。

○政府委員(小島英敏君) そういうものは極力排除したいと考えております。

○中沢伊登子君 極力排除するというものでは何だかちょっと心もとない感じがしますが、それはこの法律案による課徴金制度ですね。この課徴金制度は監視体制の確立と並行しなければ、違反が見つかるとはやみを続けたら、あるいは見つければお金さえ払えばよいというような違法行為を横行させる危険性はありませんかどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) それは監視体制をしっかりとさせない、何というのでしょうか、ばれ得とかいうことばもございまして、すくなくらいですから、せつかくのこういふ条文をつくりましても意味がございせんので、監視体制を充実させたいと思っております。そのためには、国の公務員もできる限り動員をいたしますと同時に、監視体制につきましましては地方公供団体にこの法律によって与えられた立ち入り検査をも含めたような権限まで委任をいたすことにいたします。なおかつ、また、いま各省が持つておりますようなモニター制度というふうなものも十分活用してまいりようかなというふうなことを考えております。

○中沢伊登子君 実は、昨日、小麦粉の調査に物特の委員がみなで参りました。そのときに、たまたま横浜のダイエーで買ったものの中の三十四、五歳の奥さんが、ずっと私どものあとを追っかけてついてきておられました。その奥さんがこういふことを言いました。「トイレットペーパーが八月に二百八十円だったのに、十二月には四百九十円です。中間で三百五十円のがありましたけれども、ばからしくって買ったのはしませんでした。そうしたら、もう四百九十円になってしまいました。正直者が損をするのです。もう買いたくなくなりました。行くのがお

需給ですか、そういったものにもう少し何とかすみずみまで配慮をしてほしいと思います。もちろん、石油の優先順位がございすね。私もよく申し上げております身体障害者とか、病院とか、お年寄りとか、まあいろいろなそういう民生用には一番早く回してほしいと、こう申し上げておりますけれども、おそらくいま申し上げたような実態は通産省のほうもあんまり御存じないかと思ひますので、その辺をお考えをひとついただいておりますかと思ひます。

それからもう一点は、きのうの「神戸新聞」なんですけれども、灯油とか砂糖とかちり紙、こういったパニック商品を景品として、いま年末でございすから、それで売り出しをしているわけですから、こういうものが景品になっている、こういうものについてどうお考えになりますか、お伺いしておきます。

○政府委員(橋正俊君) 灯油はないというわけではないんです。それは少しは減っておりますけれども、十月末で六十三日分、五百八十万キロリッター確保してあるわけでございますが、そういった流通段階でいろいろトラブルが起きてくることは十分私も存じ上げておるわけでございす。そういうわけでございすので、何とかこれをしなくしてはいけなくて、私も非常に頭を痛めておる問題でございまして、通産省の中に臨時石油対策本部を設けて、これは総勢五十五名でございすのでなかなか手が回りませんが、そういった実態を知らしていただきまして、即刻何らかの手を打っていただきたいということ、これは真剣に私も考えておる次第でございす。

それからそこにはまた苦情処理の係がございすので、そういうところに直ちに通告していただいて、調査して善処していただきたいというように考えております。

景品でございすが、どうもそれは感心しないと思ひますが、この点につきましても、そういった実情を直ちに調査をいたしまして、何らかの手を打っていかなくちゃいけないと、こういうふう

に思っております。

○中沢伊登子君 お伺いしたいことがあんまりたくさんあって、どれからどうなっているのかわからなくなつてしまつたけれども、灯油の問題ですね。この灯油の問題は、通産省のほうもいろいろ考えてくださつて、六十三日分あるとは申しながら、私は、大口消費者、たとえばビルとかデパート、こういうようなところが値段にかまわずに買い上げる、こういう点にも一般の消費者に回らない一つの原因があるのではないかと思ひますが、その点、どうでしょうか。

○政府委員(橋正俊君) 確かに、現実にはそういうところがあると存じますので、この法案が通り次第、直ちにそういうものに対しましても善処していくという気持ちでいま用意をしておるわけでございす。

○中沢伊登子君 そこで、いま年末でございすから、いままではなかなか言えませんが、私も、私は、いま申し上げましたデパートですね、もう政府のほうでは消費をなるべく遠慮してほしいと、貯金をしなさいと、こう言つていらつしやるわけですね。そういう一石二鳥をねらつて、年が明けたら、まあ百貨店法も変えなくちゃいけないのかもしれないけれども、緊急措置としてデパートを週休二日制に即刻してほしいと思ひます。この点はどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

それから立つたついでですから、きのうの新聞を見ますと、競馬がございしましたね、どこかでどこかちよつといま忘れたんですけれども、中山ですか、それで何かずいぶんたくさんの方が行つてちよつと想像もつかないようなお金が乱れ飛んだんですね。ハイセイコーが一番になるのかと思つたら三番になつたとかいうような話を書いてございしましたけれども、こういうふうなギャンブルに一万台か二万台の車が行くといふことは、これは何とか規制はできないものでしょうか。実は宝塚市にも阪神競馬がございす。大体七千台の駐車場がつくつてあるのですけれども、そんなものでは足りません。ですから、その競馬がある日は道路をいろいろ規制はしておりますけれども、それを知らずに巻き込まれた人は、もうそれは結婚式にもお葬式にも間に合わないくらいたいへんなんです。これだけ石油と云つていふときに、ギャンブルに行くのに自家用車を持つていくといふことはもうほんとうにふらちだと思ひます。何とかこの辺も規制をしていただくようなことは通産省のほうで考えられないのかどうか。

それからもう一つは、夜分の電気を消すようにということでも最近ずいぶんネオンが消えました。しかし、これもわれわれが率先して消したのでなく、むしろアラビアのほうの方が来て、「自分の国は石油を供給しているのに自分の国はまだまだへん民度が低い。日本へ来てみたら、自分の国から持つてきている石油であかかとネオンがたぐさんついで繁栄を誇つていふ」といふことがきつかけじやなかつたのですか、そういうふう聞いておりますけれども、それで日本ではそれじゃもう遠慮しなくちゃといふことと石油がないからといふことでネオンがどんどん消されたといひておりますけれども、夜の風俗営業ですか、これが新聞を見ますと大体午前零時までで、こうなつておりますけれども、まあ私も女性議員もですけれども、キリスト教風俗会や何か一生懸命になつていま風俗営業の中で特にトルコ風呂に焦点を当てて、トルコ風呂は売春の宿になつていふから何とかしなくちゃ何とかしなくちゃと言つていふ最中なんです。そんな午前零時までもあんなところを営業させる必要はないと思ひます。ですから、こういうところは九時ごろにでもちゃんとぴしゃつと締めてしまふように、そういうふうないろいろな方法を講じていただきたいと思ひます。いかがですか。

○政府委員(橋正俊君) デパートでございすが、これはデパートに限らず、週休二日制の実施を緊急対策要綱のつとりまして全業種に対して労働省に強く通産省のほうから申し入れをしてございす。

それから競馬でございすが、これは競馬に限らず、この間のスキー場におきましてもマイカーがずらりと並んでおるといふのが新聞に出ておりましたが、これは不要不急の旅行の自粛ということとを強く警察庁のほうに申し入れて、すでにガソリンスタンド等は休日には売らないというふうなことから、それからまあこれはたいしたことではございせんが、インターチェンジに広報板を設けてそれでマイカーを自粛してもらふようにといふことを強くうたつてはございすが、いまだになかなか効果が上がつていない。これはやはりマイカー族が自粛していただく、官民こそつてこれに対処するといふ気持ちが必要で、なかなか役所が呼びかけましてもうまくいかないことではございす。

それからトルコ風呂に關しましては、九時とか何とかといふように、私もそれは先生と全く同様の意見でございす。トルコ風呂に限らず、風俗営業は深夜なるたけもうやらないようにというふうな気持ちでございすが、これもいま国家公安委員会のほうに通産省のほうから申し入れまして、すみやかにそうならんことを期待いたしておるわけでございす。これもやっぱり皆さんの御協力が必要で、行く人がおられますのでやっぱり営業をやつてしまふので、これはいかぬようにひとつ先生のほうから男性方のほうにもよくお伝えいただきたいと思ひます。(笑)

○中沢伊登子君 ありがとうございます。文教委員をしていただつたから、ぜひともやつていただきたいと思ひます。

時間がなくなつてまいりましたので、あともう一つ二つ伺つておきたいと思ひます。それは、お正月を目前にしまして卵の値上がりがいへん大きゅうございす。けさのテレビでもこの問題を取り上げておりましたけれども、いままでも卵というのはいへん長いこと値上がりがいへんして、大体百円台でございまして、最近では三百円台になつておりますけれども、この問題について先ほど相原先生もちよつとお触れになつたかと

思います。ここではやっぱり飼料の問題が一番大きいと思います。それで、養鶏家も、もうどんどん鶏をつぶしていつていっている、こういう話を聞きますと、われわれは、この先、卵はだんだん少なくなるし、飼料は高いし、また卵は相当高い卵でなければ手に入らないのではないかと、この心配があるわけですね。そこで、やっぱり卵というものは完全栄養でございまして、子供や年寄りや病人にはぜひとも必要なものでございまして、そこで、この飼料の問題について私はぜひこういう提案をしたいと思っております。まあ大体飼料というのは七割を輸入しておりますけれども、農民が喜んで飼料を日本でもつくるように国が大幅にそして計画的にお金を出して、国内でも飼料が何ぶんかでもつくられるようにして、もう飼料には苦勞しない、政府もお金を出してくれるし飼料には苦勞しない、こういうふうにするべきだと思います。これが一点です。

それからもう一つ、それはまた豚を飼っているところも牛を飼っているところも同じような状態でございます。特に牛乳の問題に絡んでおきたいと思ひますが、先ほどこの問題も柏原先生が微に入り細をうがっている御質問しておられました、私は少し立場を変えて御質問を申し上げたいのは、牛乳というのやっぱ赤ん坊と老人や病人にとつての主食に近いもので、主食用と、言つてもいいようなものが牛乳でございまして、けれども、この牛乳も、いま申し上げました飼料はもちろん、人件費や諸資材の値上がりのためにやり切れないところまでいっております。聞くところによると、毎日百軒くらいの酪農家がやめていまして、この間新聞に出ていたのは、子供をかかえた乳牛が売られていっているわけですね。しかも、それが五十万円ぐらいするから、いまさら人手をかけて牛乳をしぼるよりも売ってしまったほうがいいんだという簡単な考え方で牛が減っていくということも、これまた、将来を考えるとたいへん問題だと思ひます。そこで、この牛乳というのは燃料不足でたいへん困っている

んです。この牛乳というのは、ほうっておけば腐ってしまいますし、やっぱりいつまでも冷蔵庫に貯蔵をして運んだりあるいは消費者のところまで持っていくか、あるいはいけませんから、この牛乳に對しては特に燃料の不足というものが致命的なんですね。ですから、これは燃料をまた十分確保してもらわなければならぬと思ひます。冷却をやめてしまふともうすぐバクテリアがふえまして、殺菌ができなくなつてきますから、品質の保持もできないわけですね。ですから、どうしてもこの牛乳には燃料を回しておいたかなければ、停電をしても、その停電が長いこと停電になりますと、家庭で保存している牛乳までが腐ってしまうわけですね。これはほんとにゆゆしい問題でございます。それから、私は牛乳には特別措置を考えてもらわなければならぬと思ひます。先ほど、お答えの中で、飼料作物には奨励金を出すと、こういうお答えが柏原先生にございましてけれども、はたしてそれくらいのことではさうの確保ができるのか、将来の見通しがどのようであるのか、その点もあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

さらに、もう時間がありませんからついでに質問してしまひますが、先ほど問題になつておりました値段の問題ですね。この値段の問題では、店頭売りや大型容器のまとめ売り、それからスーパー売りがあつて、それからもう一つは配達販売があります。こういったような中で、消費者が値段が上がつて困ると、こういうことであれば、もっと安くするように店頭売りまたは消費者がじかに買いに行く、もう人件費を省くために買いに行く、こういうようなことを行政指導をしたらどうか。ぜひともこれは行政指導をしてほしいと思ひます。

さらにもう一つお伺ひしておきたいのは、乳製品に對しては不足払い制度がございまして、北海道なんかさうでしょう。チーズやバターにするのには不足払い制度というのがありますけれども、今後これが市乳にも不足払い制度というものが適用されないものかどうか。あるいは、赤ちゃんや

病人の主食でございまして、これには私はもう第二の食糧制度をつくつてもいいんじゃないかと、これくらいに思つておられるわけですね。燃料不足の問題や飼料の値上りの問題や、こういったような問題が容器から紙容器からいろいろな点を考えますと、私は赤ん坊や病人のために牛乳が将来得られなくなつてしまふということはこれはゆゆしい問題だと思ひますので、その辺について農林省あるいは通産省のお答えをいただきたいと思ひます。

それから次に、非常に具体的な問題でございまして乳価の改定に伴う消費者家計への負担を最小限度にとどめるために、大型容器の割引なり、さらに店頭販売について配達料を引いた割引という点についての指導を強化せよというお話でございまして、今回の乳価のやむを得ざる改定につきましても、大型容器の割引その他については極力これを行なわせる。先ほど柏原先生にもお答え申し上げましたが、加工乳等につきましてもは均質牛乳として普通牛乳の上げ幅の半分のもも出させるとか、あるいはまあスーパーは大体店頭売りで安いという点もございまして、一般小売り店についてはなかなかこれを行なわなければならないけれども、大型容器等につきましても今回の値上げを契機といたしまして、スーパーと同様、店頭売りについては配達料を割り引いて店頭価格で売るようにして消費者に協力するといふような点についても取り上げたいといふふうに考えております。

○政府委員(大河原太郎君) お答え申し上げます。いろいろな点にわたつての御質問でございますが、第一点の飼料価格の高騰が畜産物価格にはね返りまして卵価をはじめとして高くなつておる、飼料価格の安定のために飼料の確保その他について万全の対策をとるべきであるといふような論点からの御質疑でございますが、この点につきましまして、昨年下半年から本年にかけては国際的な配合飼料原料穀物の需給の逼迫と価格の高騰につきましまして、春と秋の二回にわたつてその上げ幅を極力財政の面でも負担するように措置したわけでございます。先般通過いたしました補正予算等におきましても総額五百五十億程度の財政負担をしまして、値上げの最小限の措置をしたわけでございます。今後の問題としてあらう限り国内でも安定的な確保につとめようという御指摘についてはまことにそのとおりでございますが、ただ、一千万トン以上にわたります穀物原料でございまして、特にメイズ、マイロ等につきましましては生産性の格差なり耕地の面積というふうな面からなかなか国内でこれを自給することは困難でございます。ただ、麦類なり飼料作物等については最大限の確保をはかつていく。また、足らざる分につきましましては、長期契約あるいは開港輸入とかあるいは備蓄の促進とかいふような多角的な施策を用ひまして国内の供給の安定をはかつてまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

それから最後に、牛乳は非常に大事な食物であるから、これについては、乳製品の原料である加工原料乳について不足払いを行なつておると同様に、飲用乳についても不足払いをせよというふうな御指摘でございまして、御案内のとおり、飲用乳につきましましては、生産者のサイドから申しますと、生産者とメーカーとの間で需給の条件に即してそれぞれ自由な取引価格をきめておりまして、その価格がほぼ再生産価格を満たしておるといふのが今日の需給状態からの実態でございます。と

ところが、乳製品を製造する加工原料乳につきましても、乳製品価格からコストを差し引いたメーカーが払える取引価格というものがどうも再生産を保証する価格にならぬと、したがって、その点を保証価格というところで不足払いを財政が負担しておるわけですが、そういう意味から申しますと、生産者サイドからは飲用乳価に対して不足払いをする理由がございせん。われわれも必要ないというふうに判断しております。

先生の御指摘は、一方で消費者の家計費からこれをしたらいかかというお話でございますが、まあ牛乳がわれわれ消費者家計における重要なものであるという点については否定しておりませんが、今日のような食生活の多様化、高級化ということを見ますと、われわれが家計調査を見ましても、肉類、野菜等のその他の食物に比べても牛乳は実はウェイトが低いわけですが、家計費に占める。したがって、こういうものについて特別な取り扱いをするかどうかという点については、なお慎重な検討を要するのではないかと、ふうに考えるわけでございます。

○政府委員(熊谷善二君) 牛乳の問題につきましては、かねて農林省からその他の食生活に関連のある物質の生産に必要な燃料についてのいろいろ御相談を受けておまして、御一緒にしましてこれらの物質については適正な量を確保するという観点で、私どものほうといたしましては、メーカーの団体でございまして石油連盟の中に新しく部会を設置させまして供給のための体制をつくらして供給予め、そこで私どもは指導をいたしまして供給が円滑にいくようにいたしたいと現在努力をいたしておるところでございます。

○中沢伊登子君 最後に要望でございますが、先ほども申し上げましたように、お正月が目の前でございます。そして、それだけでなくいろいろなものが値上がりをして消費者はたいへん困っておりますので、経企庁長官にも通産省のほうにもお願いしたいのは、お正月の物資を運ぶための石油はひとつ惜しまないで、何とかして家庭の台所を

お正月は潤していただきたい。あれもこれも高くてもうおせち料理も何も、もうおせち料理をするような段階ではないかもしれないけれども、おせち料理も何にもできないということでも消費者がたいへん困るようなことのないように、ひとつ特別の御配慮をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○斎藤タケ子君 それでは、限られた時間でございますので、問題をしばってお伺いをしたいと思います。

いま、私たち国民は、たいへん大きな生活不安にさらされております。もう盛んにいわれておりますように、トイレットペーパーをはじめとして、砂糖から洗剤、あるいは寒い冬を控えて灯油、プロパンガス、あるいは子供たちのノートから鉛筆に至るまで、毎日のように値上がり騒ぎが起るというふうな中で深刻な不安にさらされているというのが状況でございます。そういう中でいま国民は何を不安に思っているかという、その一つは、この急暴騰のあとで高値安定になってしまっているのではないかと不安、それが一つです。二つ目は、依然として新たな品不足というものが次から次に起るのではないかと不安、それから三つ目は、これは消費者にとりまして、零細な小売り業者がいじめられるのではないかと不安、この三つが非常に強い不安になっております。そして、日常の会話でも、あすがどうなるかわからない、あしたの不安、これが依然として大きくなっているというのが実情でございます。したがって、庶民の知恵でございますが、こういう川柳がいわれている。『需離れ出てきたときは値が二倍』、うまいことつくっていますよ。こういう状況がいまの国民の置かれている状態でございます。

そういう中で端的にお伺いをいたしたいと思いますが、本委員会に上程をされている生活安定法、これができましてから物価が下がって国民の期待にこたえられるかどうか、その点をまず最初に総合的に伺いをいたしたい。

○国務大臣(内田常雄君) 先ほどそのことにつきまして他の委員の方からも同趣旨のお尋ねがございましたが、私どもは、これ以上物価が激しい上昇をしないように押え込むためのあらゆる努力をするほかなく、こういう考え方でございまして、わが国の物価が、各脱さんも御承知のように、輸入物資の値上がり等に依存する分も非常に上げにございまして、国際的な物価上昇の影響を受けることは今後も私は変わりないと思っております。この法律ができたならば物価が全面的に下がるかという、そういうことよりも、これ以上上げないように、ことにその上げない対象の物資としては、これだけは国が全力を尽くして国民の生活を守る必要があるというふうな生活関連物資、あるいは国民経済に重要な物資を選びまして、そのものにつきまして標準価格の設定その他の手段——と申しますのは、たびたび申し上げますように、その物の値段はやはり需給関係もございまして、輸入が足りないものは輸入の指図をするなり、あるいはまた出荷の指図も運送の指図もするなり、そういうあらゆる手段を通じて何とか物価の上昇を抑え込むと、こういうことをこの法律でやっております。

○斎藤タケ子君 ちょっととはっきりしておきたいと思うのですが、これ以上上がらないように全力をあげたいという御意見なんですけれども、国民の期待はそうじゃないんです。急暴騰したあとで高値安定というのには先ほどお認めにならなかったようにですけれども、現実には高値安定になっておる事態に対して国民の怒りというのは集中しているわけですね。これを繰り返しておてもしかたがありませんので、そういう国民の不安、怒り、そういう状況を解決していくためにどうしたらいいのかという問題、国民の要求も含めてこれは実際に即して少し伺っていききたいと思っております。

そこで、具体的に砂糖を例にとってお伺いしたい。現在、国民の手に砂糖が、上白ですね、砂糖といってもいろいろあるということなんで、上白一キロが手に入るといのは一体幾らでございますか。特にそのことを含めて、砂糖について

のバニク状態、それから急暴騰、その後の政府の施策、そういうものを含めて現状認識についてどういうふうにお考えになっておるかという点を最初にお伺いしたい。

○政府委員(池田正範君) お尋ねの第一点の砂糖の価格でございますが、これは地域により多少の差がございまして、御案内のように、政府としては、価格の最近における急暴騰に対応いたしますために、全体としての価格水準を引き下げる方向で指導いたしながら、その局地的な牽制作用といたしましてメーカーから直接小売り店舗に直販形式をとるというところで、値段を冷やし、かつ物がないう消費側側の不安を解消するための措置をとってございまして、そういう地域とそれからそうでない地域との間に若干の残念ながらなお開きがございまして、そういう意味からいたしまして、現在、小売りの価格は、高いところ二百二、三十円、あるいは例外的に二百五、六十円というところもあるかもしれませんが、大体の水準で二百二、三十円、安いところが百八十五円、百九十円といったような段階で分かれておりまして、概して申しますと、関東地域よりも関西地域のほうが高い水準にあるようにございます。

そこで、私どもといたしましては、ただいま申し上げましたような物不足あるいは価格の高騰に対する消費者の不安というものを未然に防ぎますために、十一月の末から十二月の初めにかけて業者の指導をいたしまして、全体として全国的に二千六百トンの砂糖をこれは東京と大阪を重点に緊急手配をいたしまして、そしてメーカーから直販をさせたわけでございます。その際、これは一定の価格に全部相談をさせるといわけには、制度上まいりませんので、全体の水準としては、私ども指導の基準といえますが水準といつたようなものから考えて、当時メーカーが出し値としてキロ当たり百七十円見当の出し値を出してございまして、また、中には小売りの段階で三百円から

三百五十円という法外もない値段が現出しており、また現状もございまして、まず何よりも先に、とにかく物がなくなることを防ぐ、現物のないところへ現物を届けるというふうなことから、私どもとしては緊急に二千六百トンを手配いたしますと同時に、卸売り段階で大体百六十円前後の水準、それからそれを基準にいたしまして消費者に対しては百八十五円前後の水準といたしたようなものを一応の目安といたしまして、その前後で大体売れ、少なくとも二百円をこすようなばかな砂糖がないようにということを第一次の実是指導方針としてやったわけでございまして、幸いにいたしまして、関東地域につきましてはかなりその後鎮静化してまいりまして、一時のいわゆる砂糖騒ぎというものはおおむねおさまってまいりましたように考へておりますけれども、最近に至りまして、実は、これは地域的に関西地域が一部の砂糖会社が長年の不況で今年倒産をいたしました。これは大阪市内の会社でございますが、製造会社が倒産いたしました。また、もう一つは、新しく稼働を開始する予定になっておりまして新鋭の大型製糖工場が予定どおりに作動しないという技術的な事故が重なりまして、地域的に大阪の地域が若干物が不足するといったことが起こってまいりました。そこで、つい最近のこの石油問題が発生する前に、関東地域から関西地域に砂糖を急送するというふうな形で通常のルートが対処されてまいりましたけれども、最近の事情から運送コストというものが若干上がりぎみになってきたというふうなことで、関東と関西との間の小売り価格、卸売り価格というものの開きが出てきつつございまして、したがって、私どもといたしましては、実は本日新聞にも発表いたしましたけれども、さらに二千五百トンを北海道のビートの砂糖を急送いたしました、そして大阪地域に放出する。特に、大阪地域の中の小売り店舗に対しましてこれを一部放出する。それから関東地域に対しても同時に第二次の放出をする。そして、全体としての水準は、従来の安定水準と一応あの段階で暫定的に考へてま

いりましたものよりさらに三、四円引き下げまして、卸売り段階では少なくとも百六十円以下、百六十円をこえないという段階、それから小売り段階では百八十円をこえないという段階というふうな段階別に価格の引き下げの水準の指導に努めておる次第でございまして。

○畜産タケ子君 だいぶん詳しく報告をいただきましたけれども、東京地方は鎮静しておりますとおっしゃっておりますが、私、たまたま麹町宿舎に住んでおりまして、あの近くの小売り店に三日ほど前に行つて買った。一キロ二百四十円です。五百グラムのは一五百グラムという袋入りができておる、それは百二十五円です。ですから、それは一キロ二百五十円ですね。これは中目黒の普通の商店ですが、これは一キロ二百四十円です。(現物を示す) これはやはり東京です。赤坂の何かストアですが、これは二百五十円です。(現物を示す) 昨日実測に行きましたら、スーパー・ダイエーでは百八十八円だった。ですから、農林省のほうでは手当てをしておられるとおっしゃるけれども、国民の手に入っているのは百八十八円前後で買っているというのには限られているわけです。大阪のデータを見ますとこれは実ははつきりしているのですが、家計簿をきっちりつけている奥さんの抜き出した。そうしますと、昨年の十二月、やはりお正月前です、一キロ九十八円であった。ことしの十二月は二百五十円になっております。こういうことでですからこれは国民がたいへん腹を立てているわけです。特に詳しい調査をずっと言いますと、どのくらい砂糖がどどん上がつてきているかということ。これは消費者価格です。一月の十三日、先ほど申し上げたのは十二月でしたが、ことしの一月の十三日、九十八円です。それがことしの九月十五日には百三十円になりました。十月の三十一日は百五十円です。これは大阪です。それから十一月の二十三日には二百三十円、十二月の五日には二百五十円、十二月の十八日には二百七十五円と、こういう状況でいまだ鎮静しているという状況にはないということをこの

データは示しています。したがって、消費者である国民から見ますと、農林省のほうは指導をして鎮静をさせたとおっしゃっておりますけれども、国民からいいますと、高値安定になつてしまったという結果としてはなつていないわけですから、さっきもそれは違つたとおっしゃっておられましたけれども、高値安定だと国民は思っているんです。が、こういう現象ですね、これについて御見解はどうですか、高値安定になつてしまったというふうに思われませんか。

○政府委員(池田正範君) 先生がただいまお調べになつたのはそのとおりだと思いますし、そういう店が幾つかあることも否定いたしません。ただ、私は高値安定というよりは目下高値不安定であらうと思つておるわけでございまして。高値不安定であるがゆえに、まだ私どもとしては値下げの指導の余地もあるだろう。しかし、いま申し上げましたように、私も実は近所を常にマーケットなんかを回つて歩いておるんですが、二、三日前に二百三十円くらいで売つておるマーケットもあるわけでございます。したがって、俗にいういわゆる市場の相場というものが非常に不安定にこわれてきている。これを早く直さなければいかぬということが第一でございます。ただ、強圧をもつてただ押えつけないという形で物がなくなつてしまつていくこともこれまた大きなパニック現象になりまふので、私どもとしてはまずとにかく自由に流通させて売らせる、売っているものを下げていくということが一番大事なわけでございまして、確かに、いまおっしゃつたように、私も第二次をやりまして、百八十八円あるいは百八十五円で売つておるところあり、なおかつ、どこかほかの地域で二百四十円程度でも売れるという事態がある以上なかなか業者としては売れないという現象がなれない以上なかなか応じないというところも出てまいりましようが、まあ、私どもとしては、これは繰り返して繰り返して安値の放出を続けて、そしてそういう地域に対して集中放出を繰り返すことによって、だんだんにやはり影響力をまわりに及

ぼしていくという、いわば若干の対症療法的なことで非常に恐縮でございますけれども、当面の対策といたしましてはそれが一番有効であるというふうなことで現在やっております次第でございまして。

○畜産タケ子君 それでは、先ほどお答えの中ですでに言われておるのですけれども、いま高値不安定だと。確かに、どどん上がつておるんだから、高値不安定ですね。そういう状況をつくり出してゐるのは、私はやはり農林省の行政指導によつてつくり出されているのじゃないかというふうに思ふんです。その点はどうですか。

○政府委員(池田正範君) 農林省の指導のどの点をお示しいただいておっしゃつておられるのか、ちょっとわかりませんが、私どもとしましては、先ほどもちよつと大阪の市内の製糖工場がつぶれたということを申し上げましたが、最近における高騰というものを別にいたしますと長い間砂糖というものは日本の国内市場におきましては非常に低値で非常に不況続きであつた。そのために国内の製糖会社が過当競争いたしました。そのことが逆に消費者にとってはむしろ幸いをしたということが一つ。それからもう一つは、長い間、五年前から、ちよつと今年で期限が切れるわけでございますが、国際砂糖協定というものが御承知のようにございまして、この中で供給保証というものを輸出側から得ておつたわけでございまして。したがって、国際的な砂糖の値段というものはおととしの十二月程度からどどん上がりが始ましまして国際的にはかなり高い糖価水準でございましてけれども、日本の場合には約二百四十万トン程度、全体の八割程度を輸入しているわけでございまして、その二百四十万トン程度の砂糖というものがすべて供給約束の水準の中で買つてこられた。したがって、国際的な糖価が九十ポンドになつると、百十ポンドになつると、とにかくその三割から四割安いところであつて買つてきた、そのことがかなり低値安定につながつてきておつたわけでございまして。したがって、そういうふうな形で非常に低値安定できたことが幸いをして、先ほ

どお示しのようなまあいわば俗に言う目玉商品として砂糖が卵等と並びましてときどきスーパー等の店頭で並んで百円以下で売られる、コスト割りで売るといったようなことが日常茶飯事で行なわれてきたという実態があったことは事実だと思います。

○畜産タケ子君 それでは、先ほどのお答えで緊急放出の工場出し値を百六十三円前後に指導したとおっしゃっていましたね。そうすると、これは農林省の工場出し値の一応の指導価格というのか、めんどでございすね、公認をされているめんどで見てもよろしいですね、そのことが一つ。

それからもう一つは、先ほど、第二次放出については百六十円以下に何としても下げさせたいという御答弁をなさっていたでしょう。それなら、工場出し値をどこまで下げさせる指導をなさるのか、これをちょっと伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(池田正範君) これは、実は、非常に値段が安定しておりますと、ただいま御指摘になりましたことについてはかなり明確にお答えができるわけですが、実はまわりの諸条件が非常に変動しておりますので、したがって、不採算の価格を押しつけることによって生産関係自体がくずれてしまつては元も子もございませんで、そこいらを考えると、なかなか何円というふうに現段階できめつけることは非常にむずかしいわけですが、しかし、これも御承知だと思ひますけれども、現在の砂糖というのは、原糖については、国際相場が高い場合には、国内の糖価安定法という法律に基づきまして、上下限に価格の安定帯をつくっております。その上限価格の安定帯をこえて原糖の輸入価格が高くなりまうと、砂糖の糖価安定事業団という事業団をつくっておりますが、この事業団が瞬間タッチで買入れを売り戻す。その売り戻す水準は必ずこの上限価格で売り戻すという形になるわけでございます。その上限価格は、現在は、トン当たり、まあキロ当たりでもいいですが、キロ当たりで五十四円、それから下限価格がその大体半

分の二十七円、この安定帯の中に安定させるということをねらっておるわけでございます。したがって、原糖がそういう形で安定をしましてまいりますという、当然そこであつた国内のそれに対する諸種の関税あるいはコストといったようなものの変動要因を除きますという、大きな変動が比較的ならされるであろうと、こういう考え方で実はいまの仕組みができておるわけでございます。

そこで、いまの五十四円というものに、たとえば関税というものがキロ当たり四十一円五十銭かかります。また、その他にコストというものがかります。さらに十六円ぐらいのキロ当たりの消費税がかかります。そういうふうなものを全部足してまいりますという、おのずからそこである時点ならば幾らぐらゐの幅の範囲内であればもううけにはならないけれどもしかし損をしないで売れるはずであるといった一応のめんどというものはつくわけでございます。そういう意味で、今年のように労賃の評価が非常に変わつてくる、あるいは特にいま先生がお示しになったそういうビニールの袋とかそういう副資材が非常に変動する、あるいは運搬の運賃が動くといったようなことを含めて考えますという、若干のフローアシスと幅を見なければなかなか安全度を保てませんけれども、それらを含めまして、さらに現に上がつてしまつた現状というもののからどういう段階を経て無理なく下げていくかということを含めまして、実は指導の水準を一応その段階においては百五十九円前後、さらに現在の段階においては百五十九円前後といったような水準に一応めんどを置いて指導しているわけでございます。

○畜産タケ子君 百五十九円に第二次放出は下げさせるという指導をなさつたとおっしゃっているんですが、これは農林省の指導ですか。たまたまきょうの「日経新聞」にはこのように書いてある。「精糖メーカー」に出し値引き下げの動きが出ています。台糖、明治製糖は十八日、上白大袋出し値を一キロ当たり百五十九円と四円引き下げ、他社も

二十日の出し値改定日には一斉に追従する見込みだ。しかし、こうしたメーカーの動きは政治的なアドバンテージとみられる。既に十二月の品物はほとんど百六十三円の出し値で売却済みになっているため、メーカーの出し値が下がっても新規の売り物が出ないことが予想される。しかも「メーカー」の今回の措置は、「生活安定法案」の対象品目に砂糖を含ませないための政治的な動きとみる向きが多い。というふうなまあこれは新聞記事で出ています。しかも、「砂糖現物は」ところ相場」になっている。ので「大阪地区では相変わらずの品不足に苦しんでいる」というふうなことが出てくるわけですね。ですから、百五十九円というのは農林省の指導価格、指導価格というのか、まあ指導価格ですね、そういうことで工場出し値を引き下げさせる指導をやつてそういうふうな業界にやらせたのかどうか、その辺をひとつはつきりしておいてください。

○政府委員(池田正範君) それは、いま申し上げましたように、農林省からの指導によってやらしてあるわけでございます。

なお、いまその新聞をお読み上げになりましたが、そういうふうなすべてのものについての解釈をすることに全部間違いがあるとは私も思ひませんけれども、ですからそういうものの見方も客観的にあるいは成り立つかもしれない。というのは、別に政府が表立ってマル公をつけて幾らで売れと言つたわけではございませんので、したがって、そういう見方が出てくることを否定はいたしません、実態はいま先生にお答え申し上げたような実態でございます。したがって、私もとしては、今後ともひとつさらに十分にメーカーの今後のコストの採算状況等を見ながら、合理的なところまで何とかひとつ引き下げて、そうして少しでも値上げ前の水準に近づくように努力を続けていきたいと考えておる次第でございます。

○畜産タケ子君 そうしますとこれはあれです、農林省が指導をして百六十三円の工場出し値を百五十九円に第二次放出は下げさせるんだと。

もつと下げさせることはできるわけですね。

○政府委員(池田正範君) ただいま申し上げましたように、無制限に下げさせるというわけにもまゐりません。現実にはコストがあるわけでございます、その他の資材その他について全部が統制価格のワタの中で資材手当てを受けているわけでもございませぬ。したがって、へたなやり方をして物が一斉に隠れてしまふということだつてあり得るわけでございますから、したがって、当然その辺は頭の中に置きながら生きた物の動きを阻害しないようにしながら、しかも業界が無理のない、それだけで売つて十分採算が合うのだという考え方を十分頭の中にたたき込むようにしながらだんだんに下げさせていくというのがいまの条件のもとにおける一つの価格指導の限界ではなからうか。したがって、そこには当然一律幾らというのではなくて、それを基準とする水準の中に大体おさめていく。私どもの考えている中でも、砂糖会社はたくさんございすけれども、大きい会社と小さい会社で一キロで十数円違うわけでございます。ですから、同じもので食い込めば大きい会社はできるかもしれないけれども小さい会社はつぶれてしまふ、こういうこともあるわけでございますので、そこいらを含めてやはり徐々にソフトランディングさせていくといひますか、そういう形をとっていかざるを得ないだろう、そういうふうな考えるわけでございます。

○畜産タケ子君 農林省は指導価格というふうなことで、ばあつと上がつてきたのを下げさせていつていふという経過があるわけですね。あれはいつでしたかな、十一月の十三日でしたか、百四十九円に下げさせたことがありましたね。

○政府委員(池田正範君) ありました。

○畜産タケ子君 だから、下げさせようと思つたら下げさせられる。先ほど局長が御説明になりました原糖の上限の五十四円で計算をして、標準加工費とその他関税、消費税その他を含めて、十月一日の標準的な上限見合い価格というんですが、まあ正確に何と言ふのか知りませんが、そ

ういうおよそ農林省の目安というものは幾らですか。

○政府委員(池田正範君) 先ほど申し上げましたように、根っこに五十四円がございまして、その上に……

○審脱タケ子君 それはわかつているから、結論だけ……

○政府委員(池田正範君) いまのいろいろなコストがかかるということになりますと、九月十五日に告示をいたしました上限価格のとき現在で、これは私どもの試算でございまして、試算では約百三十七円というのが当時の試算の結果でございまして、これを俗に見合い市価というふうに一般的には呼んでおります。ただ、問題は、これからあと、その中間的な経費というものが急速に上がってきたという経過を見ながら現在行政指導をしておるといふことでございます。

○審脱タケ子君 そうしますと、九月十五日が百三十七円とおっしゃったが、これはおたくの資料をもらったら、正確に言うとお三十三六円九十銭——ちょっとしか違わぬから、よろしいわ。それから十一月十三日に、これは工場出し値の動きがずっと毎日のように上がって、百五十二円ないし三円という時期に、おたくは百四十九円に引き下げさせているですね。ですから、そのときに引き下げさせたということは、百四十九円というのがいま試算をしたという見合い金額で見合い価格だという想定をしてよろしいか。

○政府委員(池田正範君) 物が急速に上がってまいりますときに、ある時点をつかまえてこれがその時期のある次元全体を支配するのに適当であるかどうかを判断するのは非常にむずかしいところがございます。しかも、その判断をいたしておりますと、大体において、政府の手段はおくれるといつておしかりを受けるわけでございます。したがって、あつたときはそういう段階において何円下げられるかというものを現実的に踏まえて、そうして大体無理のない程度で物がなくなるという程度でどの程度

下げるかというところを取りあえずきめてやったわけでございます。はたせるかな、メーカーは下げましたけれども末端が下げない、まん中でどこかへ吸収されてしまったというところで、それからあと、おそらく御指摘があるだろうと思いますが、そのあとメーカーの出し値がまた上がってしまったというところから実は本格的に緊急放出をせざるを得なくなったと、こういうのが経過でございます。

○審脱タケ子君 ちょっと経済企画庁長官に。いま聞いていただいたように、砂糖一つを見ましても、九月十五日に農林省が試算をして上限の原糖五十四円ということ、これはきまつていたわけだから、それで計算をして、百三十六円九十銭、局長のお話では百三十七円というふうなこれは指導価格ですね、糖価安定法に關連する指導価格。それから十一月十三日には百四十九円というふうな指導なさって百五十二円か三円になっていたのを百四十九円に下げさせているわけですね。それから現在の工場出し値は緊急放出も含めて百六十三円だというのは冒頭に申し上げた。今度はまた第二次放出は百五十九円にすると、こうおっしゃっている。こういうふうな、指導責任を持たなきゃならない農林省の指導価格、基準になるべき、しかも工場出し値というものが、短期間の間に幾つもの幾つもの変わっている。九月十五日からまだ十二月きようは十九日でしょう、その間に幾つ変わっているかといつたら、この間にまだもう一つあるんですよ、もうめんどうくさいからやめましたけれども。いろいろ言うている。三つも四つもこの二カ月から三カ月足らずの間にこういう国民の生活必需品物資をこんなに基準になるべき金額を短期間にやたらに変えるというふうなことが起こっているわけですよ。

そこで、長官にお伺いをしたいのは、たとえば砂糖が生活安定法の指定物資になったとしたら、一体その標準価格というものは、このぎょうさん幾つもあるうちのどこを生産者の標準価格として該当させるのか、これはちょっと考えてもわからぬ

わけです。御見解を伺いたい。

○國務大臣(内田常雄君) お二人の応答を非常に関心を持って私は聞いてまいりました。ことに農林省の政府委員が砂糖の現況は高値不安定だ、こういうふうなおことばまでもございしましたが、そういうことの状態が続いておるのは私はよろしくない。ことにまた、審脱さんの御説明によりまして、大阪では十一月が二百三十円、十二月が二百五十円、また十二月の何日かごく最近では二百七十五円と、これほどの値段になっておると。これを放置しておくというふうなことで、生活安定法をつくっていただいても何にもならないので、そういう二百七十円とか二百五十円とか、しかもそれがまた高値でどうなるかわからぬというふうな状況よりも、これはやはり農林省が主務官庁になります、農林省ともじっくり私のほうでも打ち合わせまして、しかるべきやはり標準価格というものを今度の法律によりましてつくるのがよろしいのではないかと。それが、いまあなたが述べたのは百六十三円であるのか、百五十九円であるのか、その辺の通りも価格があるようでございますが、いずれにいたしましても、審脱さんが述べられた二百三十円、二百五十円、二百七十五円よりもかなり安いところでございますから、標準価格というものの性格が、それは物統令のマル公の統制価格とは違ひまして、もう御承知のようなおおむねの指導価格、ソフトランディングの価格でしようが、そんなに一月ごとに変えないで済むようなところに、また、いろいろな生産コストや副資材なんかの動きもあるでございまして、それから、そこらを計算をしまして、そしてこれはいま農林省が述べられたような価格の付近で、そんな値段をつけたら砂糖が離れてしまわないような範囲で、しかも現況のような高値不安定にならないようなところへ、いまここで何円とは私申し上げませんけれども、国民に安心をさせていただけるような、それならまあまだというふうな標準価格をつくるべきではないかというのをひそかに

に実は私は感じておったわけでありまして。

○審脱タケ子君 いや、いまの長官のお話を伺っておりますと、結局わからぬですよ。工場出し値を百三十七円まで引き下げて、そうして暴騰前の状況に引き戻すということ、国民の期待はこれなんです。そこへ行くのなら、いまの一番高値になっている工場出し値百六十三円になるのやら、なる可能性もありそうなんです。いまの話聞いてみると、これでは百六十三円になったから、これはまあ百五十九円にこの次下げると言うて、それから、少なくとも百五十九円というのはいまの一番新しい工場出し値の基準ですわ。そこで、下げられるということであるならば、もっと徹底的に国民の期待にこたえるように下げる標準価格のきめ方、まあわが党はじめ野党で言うているように、標準価格というて妙なところへ百六十三円やというふうなところで工場出し値をきめられたら、これは特定のところは百八十八円で購入できるかもしれないけれども、私のまわりでは二百五十円だということにならざるを得ないわけですから、その辺のところをやはりさっきお聞きしたような工場の生産原価、それが明確に公開されて、そういう形でやらねえと、もう二、三カ月の間に三つも四つも農林省さやうという状態では、これは標準価格というところで政府がおきめになるということになると安心ができません、この一つの事例を見ても。その点で、これは長官が一人でおきめになるわけじゃないから、農林省と御相談をなさるといふことは当然でございますけれども、そういうことになると、百六十三円になるかもわからぬ、百五十九円になるかもわからぬ、ときによると百三十七円になるかもわからぬ、どっちをとるかという態度を明確にしたいわけなんです。

○國務大臣(内田常雄君) いまも申しましたように、高値不安定で、あなたが申し上げるように二百五十円、二百七十五円というふうな価格があらわれているということは私はよろしくないと思ひますから、これはそういうことにならないように

標準価格をつくるのがいいと私はまあひそかに思うわけですが、そのときの値段をですね、これは、いや、ここで私が言明できるわけのものではないから、私がまた農林大臣でもないから、ひとつ農林省に談判をして、砂糖の標準価格はつくったほうがよろしいと、ひとつ一緒に検討しましょうというのを申し入れようと思つてあります。その値段は二百五十円とか、二百七十五円とかいう市価よりはるかに安い、それがいまおっしゃる百六十三円、百五十九円、百三十七円、いろいろの農林省が出された指導価格がありましようが、その辺をいま私がこれは幾らと、こう申すわけにまいりませんけれども、これは安ければ安いほどよろしいと思つて、合理的な安ければ安いほうがいいと思つて、そういう安定したところで値段がきまつて、品物も出回し、むやみに高い値段で市場にあらわれないようなところで標準価格をきめると、これはまあ安ければ安いほうがいいと思つて、私も、あなたと同じように、そういうところできめるところにどうも標準価格をきめる意味のある物資だわいと、こういうことを私は考えます。

○奮脱タケ子君　まあそれは明確にお答えをしていただくわけにはいかぬと思うのですけれども、その点はきわめてあいまいにならざるを得ないと思つて、私は、ほとんど上がつてきたという限りにあつて、暴騰する以前の状況、九月十五日ですね、九月十五日の農林省の指導価格を検討して、少なくともそこまで引き下げるべきだというように思つて、国民はそのことを願つてゐる。なぜ私がそういうことを申し上げるかという点なんです、国民の生活実態というのを御存じになると、もつとはつきりしていただけたらと思う。私、少し時間をとつてそのことを申し上げて長官に認識を新たにしてもらいたいと思つて、ここに、私、家計簿を二冊、これは昨年とことしの家計簿を貸してきて、（現物を示す）どういふ状態になつてゐるかという国民の生活実態を

申し上げてみますと、これは幸いにして夫婦、子供二人の四大家族です。それから御主人の職業は教員です。そこで、どういふ状態になつてゐるかといふと、昨年の十一月と今年の十一月の生活実態、家計簿の実態を調べてみますと、経費がどれだけオーバーしているかといふと、昨年の十一月を一〇〇としたとして、今年が一四五になつております。ところが、消費者物価指数といふのは、いつも発表されているように一四・八%上がったといわれておりますけれども、生活実態の中ではそのくらいになつております。ですから、月々赤字で、ボーナスをもらつたら、従来だと、まゝとまゝたものをかう楽しみがあらうと、ところが、昨今では、ボーナスをもらつたらこれは全部借金返済になつて、まゝとまゝたもの一つも買おうというもう夢も希望も持てなくなつたといふ状態です。しかも、こまかく言つてゐるひまがないので若干言いますと食費だけが非常に上がつてゐるんですよ。食費は一五・〇%に上がつてゐる、昨年と比べて。そこで、その一五・〇%になつてどういふ状態かといふことです。これはこの家計簿をつけておる奥さんに直接聞きましていただくと、子供さんは小学生と幼稚園の子供なんですけれども、子供さんは小學生と幼稚園の子供なんですけれども、たとえばサンマを四匹買つたら親子四人が食べられるけれども、高くして四匹買つたのがかなわぬから三匹買つて、二人の子供たちの食べ残しを奥さんがかじるといふ状態になつてきてゐる。おいしいものだったから子供は少しも残さないから、奥さんは結局おつてもなかなか済ませなければならぬといふのが毎日の状態になつてゐる。節約は美德だなんて言われるけれども、これ以上の切り詰めるところははないんですといふことが言われてゐるといふのが実態なんです。しかも、一番身近な砂糖とか、あるいはトイレットペーパーとか、しかも冬場にかけて灯油の値上がり、プロパンの値上がりといふふうなことがどれほど家計に大きな圧迫になつてきてゐるかといふのが実態でございまして、たとへば砂糖をとらえてみたら、

暴騰以前の、しかも農林省が指導なさつた百三十六円九十銭、局長の言われる百三十七円あたりで何とか引き下げるというふうな決意を示していただきたいといふのは国民の切なる要求だといふ立場でお聞き取りをいただきたい、そういうことです。こういう国民の生活実態と比べて、一方、それでは企業のはうはどうかといふことです。私、企業の問題は一般論に解せず、砂糖問題で具体的に申し上げていきたいと思つて、砂糖問題、たとえば三井物産の系列化にある三井製糖、これは生産シェアは一五%持つてゐます。この三井製糖の今年の九月期の決算でどう言つてゐるんですね。来年の九月期の見通しを立ててどう言つてゐるかといふと、コストが――工場出し値です、コストが百四十円で販売数量が横ばいであれば二十億の利益金が予想されるというふうには報道されてゐるんですね。そういう勘定でいきますと、一円上がれば四億円の利益増になるんだ。百四十円の計算をして、そして二十億の利益金が見込めると、これは九月の状態ですから、まだ石油問題だとか何だとかといふ状況が出ていない以前です。そういう一定の変動のない以前の状況です。けれども、しかし、この報道によりまして、そういうふうな言われている。したがつて、その勘定でいくと、一円上がると四億円の利益増になる。したがつて、そういう勘定からいいますと、工場出し値を百六十三円と農林省が御指導になりますと、単純計算でいきますと九十二億円の利益増になるというふうなことになるわけなんです。こんなことは黙つてこれは見過ごせない。国民は赤字でサンマの頭しかかじれぬと、子供たちがおいしものだから食べ残さないから奥さんがおつかいの端をかじらんぬといふふうな、ここまで国民の生活を窮乏させて、片や三井製糖の例をとりましたけれども、たまたまそういうデータがあつたから取り上げたので、それによると、工場出し値一円上げたら四億円の利益増だ、そんなことでは、こういう実態をも農林省が御存じなら、これははつきりすべきだ。こういう姿を国民の前

に明らかにしてごらんない。どうしたつて政府は国民を犠牲にして大資本の利益を擁護している政策だ、やり方だといふふうには言われたつてこれ何とも言えないです。事実が雄弁に物語つてゐる。その点について、こういうふうな状況だといふことが御理解をいただけるなら、これは重ねてお聞きをしたいと思います。政府が価格引き下げを、少なくとも暴騰以前に工場出し値を引き下げるという決断をもつておやりになる必要があるのではないかと、いふふうに思つて、重ねて長官の見解をお伺いしたい。

○国務大臣（内田常雄君）　おっしゃるとおりであります。私は決して企業の利潤を守るという立場に固執するつもりは毛頭ございません。適正の標準の利潤を加えたもので標準価格をつくるということになつておりますので、いまおっしゃるような大きな利潤を製糖会社に残したまま、一方、国民の買ふ砂糖の価格を高いところで標準価格をつくるべきではないと思つて、私は製糖会社の現状を知りませんが、私は決して砂糖会社の擁護をするわけではございませんけれども、いま聞いておりますと、農林省の政府委員の話では、大阪の製糖会社がつぶれた話でありますとか、また、私どものいままで聞いておりましたところによりますと、砂糖会社というものは最近に至るまで最も不況産業の代表のようなものではとんと無配で来ておると、こういうことも聞いておりますので、いまの三井製糖のお話につきましては、そういうことの実態を農林省でよく調査していただけて、私が考えておりました、いま申し述べましたように、製糖会社に不当の地潤を残すようなそういう前提をもつて国が標準価格をきめないように、農林大臣が変な価格をきめないように、これは私も農林省を監督してまいりたいと思つてゐます。

○政府委員（池田正範君）　御指摘になりました九月十五日現在のすべての経済環境といふものがもとに戻るといふ形のもので百三十六円九十銭が実現されるといふなら、これは御指摘のとおりでこ

ざいます。ただ、生きものの経済が動き出してこまで来ておりますから、これをものと方向に持っていくという決意と努力はしなければいけません。その意味で、ただいま企画庁長官から御答弁がございましたように、私もいままでも赤字であつたからといって、これから先、無用の利益を砂糖会社にもうけさせるために行政指導価格を甘目にきめるという気は全然ございません。むしろ、どちらかと申しすれば、辛目にきめながら——先ほど高値不安定と言つたのは、不安定な形でだんだん下げていくということも申し上げようと思つて申し上げたのですけれども、下げていくというふうな形に追いついていくというのが当面の農林省の考え方でございます。

○奮脱タケ子君 時間がありませんから、あとちょっと続けますが、特に砂糖に関しても、品がすれ、あるいは品不足、これは国民が買ひあさつたからだというふうな御意見というのはよく出るわけです。しかし、そうではないに、砂糖の実例を見てみますと、今回の不足あるいは価格の高騰を起したというのは、全く買ひあさりではなくてつくられたものだ、メーカーと代理店である商社が一体になって仕組んだ全くの価格操作であり物品の操作だというふうにしか思えない。これは私が調査をした資料を見ますと、こういうことになつてゐる。三井製糖は、九月には前月比の八〇％に生産を落としてゐる、二〇％落としてゐる。三井製糖というの、砂糖のシェアを何でも四〇％ぐらい持つてゐるのでしょうか。そういうところが二〇％生産を落としてゐる。しかも、逆に原糖の在庫は前月に比べて二倍半になつてゐる。明らかにこれは操業の操作、こういう状況ですね。こういう明らかな生産調整を行つて九月期の決算期には赤字が出たということなんで、それで市況対策をやつたとか見られない。これは数字を見てもらふんです。確かに、長官もおっしゃつたように、また局長もおっしゃつたように、砂糖業界というのは、ずっと赤字が続いてゐたのか無配が続いてゐたのか知りませんが、累積赤字があつたんだそうです。ところが、砂糖年度というのは何か十月一日から翌年の九月の末までなんだそうですね。それで九月には生産を二〇％落としたら十月は品がすれが客観的に起こらざるを得ないというふうに見ざるを得ないですね。それで、どういふふうな値動きをしてゐるのかというところ、工場出し値の値動きですが、こういうことになつてゐる。八月の末、八月三十一日の工場出し値、これが百二十八円です。それから九月の二十日、百二十五円、下がつてゐるんですね。ずうつと百二十六円、百二十七円というふうな価格が続いておつたのが、十月一日には工場出し値が百二十九円ないし百二十九円五十銭に上がり、十月の十三日には百三十五円になり、十月の二十二日には百四十円になり、十月三十一日には百四十一円ないし百四十三円になり、十一月の三日には百四十五円になつてゐる。そうして十一月の十二日に百五十二円ないし百五十三円というふうな、十月の初めからじりじり工場出し値を上げてゐるわけなんです。そうして、十一月十二日に百五十三円になつたので、これは農林省が御指導になつて、その翌日十四日には百四十九円に下げさせたというふうな形になつてゐるわけです。つまり、生産調整を一方ではやり、しかも工場出し値をじりじり上げて、そうして品がすれをつくり、商品の価格高騰をつくりつた。まさに仕組まれた品がすれであり暴騰があつたと。国民に責任がないということではこれ一つを見ても明らかだというふうに思ふわけなんです。しかも、それだけではない。資料によりますと、そういうことの裏づけが業界ではもう公然といわれている。これは「砂糖日報」という砂糖業界の新聞に書いておられますが、三井系の台糖株式会社ですか、全国台糖会連合会というところで会長の武智勝さんという人が言つてゐる。「自主生産調整、糖価の安定化につきましてはガイドポスト、之に伴う自主生産調整の実施並びに安売りの自粛等の点につきましても、概ね意見の一致を見、実現を見るに至りましたことも、偏に斯様な気運台頭の結果であると考え」洵に御同慶にたえませ

ん。」と言つてゐる。業界が公然と言つてゐる。しかも、先ほど申し上げたように、工場出し値をメーカー自体がじりじり値上げをしてきてゐるというふうな状況の中で、これは十月の段階でじりじり上がるんですから、当然販路を誘うのはあたりまえです。このことが品不足を誘発をし、暴騰を引き起した。そこで、あつて奥さん方がやつと一袋か二袋買つたというにすぎないわけなんです。決して国民が買ひあさつて品が起つたというふうなものではないということをはつきりとしておきたいというふうに思ふわけでございます。したがつて、大企業や大商社のこういったばらもうけを規制することなしには、やっぱり物価の安定というのはいかぬといふことは、この砂糖の例一つを見ていただいても非常によくわかると思ふ。だから、先ほど申し上げた触れまいたけれども、本法案の標準価格というふうなあいまいな形で、長官に聞いてもなかなか明確に答えにくいわけなんです。答えられへんのはあたりまえなんです。しかし、少なくとも国民の生活安定の立場に立ち切つて、大企業に先ほど局長も言われたけれども余分なもうけをさせる必要ないという態度を明確にするなら、当然この本法案に、標準価格というふうなあいまいなものではなくて、われわれ野党で提案してゐるように、生産メーカーの原価を公表して、それに基づく指示価格、これをはつきりと決定させていくということが一番国民の信頼を得ていく早道だと思ふにしか考えられないわけなんです。事実が雄弁に物語つてゐる。重ねて長官の御意見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(内田常雄君) お話は承りましたが、私も、この法律によります価格のつくり方を、ごらんいただきますように、三段階に分けて、ソフトラディングといひますか、標準的な指導的な価格と、次に必要な場合には、これは砂糖をとりますかどうかは別といたしまして、特定品目というものをつくりまして、そして特定標準価格というふうなよりきつちりしたものをつくり、しかもしかもいかに得ないような場合、これはまあ

価格ばかりではなしに、生産の指示とか、輸入の指示とか、あるいは輸送の指示とか、物資移動などにつきまして手段を尽くしまして、それでもその事態を収拾することができない場合には、物統令による、いまおっしゃるその事柄に近い統制価格といひますか、マル公価格のようなものをつくる、そういう段階がよろうというところで考へてまいつてきておるわけでございます。

また、これは三井製糖ですかの例のように、あなたがおっしゃるようなそういう作爲的な市場出荷の制限、これもまた三井製糖だけでできることではなしに、幾つかの製糖会社が寄り集まつてカルテルのようなことをいたした結果がもしありますならば、それは独禁法できつちり措置をすべきことであるというふうにも私は考へながら、企業を守るというふうな立場ではなしに、企業には企業としてことに経済企画庁のような直接メーカーに直結しない役所が中正な立場からこの法律を動かして、いこうと、こういう考えを一貫してまいりたいと思ひます。

○政府委員(池田正範君) 砂糖の問題でございますので、原局の立場から一言申し上げますが、確かに、先ほど御指摘ございましたように、まさにこの七、八月、百二十二円とか百二十八円とか、先ほど私が申し上げました百三十六円九十銭という当時の水準で考へまして当然その程度で売らなければ引き合はないであろうと思ふものよりも十円以上も低いところにしか相場が成り立たない、そういう現状のもとでおそらく三井製糖は生産調整を若干しようという意図があつたことをおっしゃつたのだらうと思ひます。しかしながら、三井製糖自体の動きは別といたしまして、全体の日本の最近におけるこの製品の需給から見ますと、九月以降はこれはもう生産量に對しまして出荷量が常にオーバーを對前年であつておりました、九月以降はこれよりも生産量に對して前年よりも多量に、全体としての在庫量を減らし、うふうなことで、全体としての在庫量を減らし、うふうなことで、現在の段階ではこの出荷をふやすという

ことで全体の供給力を減らさない努力を全体としてはいたさずおとるという現状であることだけを、これは単にそれだけのことを申し上げておきます。

○奮脱タケ子君　もう時間がありませんので、最後に申し上げておきたいと思いますが、これは私はたまたま砂糖の例をとって申し上げた。ところが、砂糖だけではありません。灯油だって三百八十円というふうに指導価格を出しになったけれども、そのときの元売りがずうっと上がった一番高いところで凍結されているわけですよ。それだって読めばわかりますけれども、一月が十一円二十五銭です。九月が十二円八十九銭八厘、それを十三円で凍結しているんですね。そういうふうな、政府が指導価格を出すと、一番高い水準で凍結されるということになるから、国民が高値安定しかやらぬというふうな言って腹を立てているというのはそういうことなんです。したがって、こういう点では、私が先ほどから申し上げておきますように、ほんとうに国民生活を安定させていく、そのための物価の引き下げと安定を行なうためには、何といつても、そういった生産メーカー、あるいはそれと一体となっている大商社、これに荒かせぎをさせるといふことをとめて、国民に犠牲を負わせないという立場を堅持する以外に道はないかろうと思うのです。すでにそういう動きというものはお出でおります。これは今晚の夕刊でございしますが「企業競争、一年休戦」と、こういう記事が出ています。「東西財界四団体で構成する「エネルギー総合推進委員会」の中山素平委員長は十九日、石油危機で非常事態を迎えた日本経済に対処するため」云々というところでどういうふうな言っているか。中山構想というのを提唱している。これにはこういうことが言われているんです。「東京・大手町のバレスホテルで開かれた実力派財界人の集まり「産業経済問題研究会」で明らかにしたものである。中山氏によると、現在大企業から零細企業に至るまで、石油危機による原材料、エネルギーの高騰、操業率の低下によるコスト上昇

などを製品、料金価格に争って上乗せしているばかりか、近い将来のコスト上昇分も先取りして値上げ幅を拡大、末端の消費者価格に大きくシワ寄せしているという。この状態が続けば国民の反発はつのるばかりだし、政府としても経済への介入を深め、結局は戦中戦後のいままじしい統制経済と同じような体制になる」と懸念している。このため財界団体、業界団体を中心として、民間経済界が非常時態勢を固め、一年間の自衛を申し合わせよう、というのが構想の趣旨」と、荒かせぎをやっていたら国民から集中的に非難を受けるから一年間企業競争を休戦しようとか大企業みずから言い出している。企業競争をやめて配当の引き下げも寛裕しよう、価格に転嫁は自粛しようというふうなことが言われ出している。これがいまの財界やあるいは生産大企業の動きだということをひとつ御理解をいただいて、いままでの荒かせぎ、これはまあいまだ吐き出せというても吐き出せないかも知れませんが、この困難な経済情勢を切り抜けてほんとうに国民の生活安定をさせていく、そのために法案を充実してほんとうに国民の生活安定を守っていくためには、何としても国民生活に犠牲をせしめさせずに、大企業やあるいは商社、荒かせぎをしているところの大もつけ、これは押えるという立場を貫く以外に道はないということをお申し上げまして、私のきょうの質問を終わりたいと思います。

○委員長(小笠公昭君)　本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

次回の委員会は明後二十一日午前十時十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時十四分散会

十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は十二月十四日)

一、国民生活安定緊急措置法案

国民生活安定緊急措置法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

国民生活安定緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定め、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする。

(この法律の運用方針)

第二条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定を図るよう努めなければならない。

2 政府は、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の生産、輸入、流通又は在庫の状況に関し、国民生活を安定させるため、必要な情報を国民に提供するよう努めなければならない。

(標準価格の決定等)

第三条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

第四条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「指定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物資の取引の標準となるべき品目(以下「標準品目」という。)について、遅滞なく、標準価格を定めなければならない。

2 標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは

輸入の事業を行う者の販売価格又は標準品目の

の小売業を行う者又は

物資を使用する者に対してその標準品目の物資

の販売の事業を行う者の販売価格(以下「小売

価格」という。)について定めるものとする。

3 標準価格は、当該標準品目に係る指定物資の価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域の事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 第四条 主務大臣は、標準品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、標準価格を改定するものとする。

2 標準価格は、第二項第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 前条第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(標準価格等の表示等)

5 標準価格は、小売価格について定められたときは、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者は、主務省令で定めるところにより、その標準価格及びその指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

2 主務大臣は、標準価格を小売価格について定めた場合において、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者がその標準価格又はその指定物資の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に対し、その標準価格又は販売価格

を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(標準価格に関する指示等)

第六条 主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が次の各号に掲げる品目の区分に応じ当該各号に規定する価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができる。

一 標準品目 標準価格(取引の態様又は地域的事情その他の事情がその標準価格を定めるに当たつて考慮した取引の態様又は地域的事情その他の事情と異なるときは、標準価格を基準とし、その取引の態様又は地域的事情その他の事情を参酌して妥当と認められる価格。次号において同じ。)

二 標準品目以外の品目 標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他の事情の相違を参酌して妥当と認められる価格

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(特定標準価格の決定等)

第七條 第三條から前條までに規定する措置を講じてもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

2 第三條第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第八條 主務大臣は、前條第一項の規定による指

定があつたときは、その指定された物資(以下「特定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目(以下「特定品目」という。)について、遅滞なく、特定標準価格を定めなければならない。

2 特定標準価格は、全国を通じて、又は主務大臣が定める地域ごとに定めるものとし、取引の態様その他の事情に応じて定めることができる。

3 特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、当該特定品目に係る特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。この場合において、当該特定品目が標準品目であり、かつ、標準価格を特定標準価格とすることが適切と認められるときは、当該標準価格を特定標準価格として定めるものとする。

4 第三條第四項の規定は、第一項の規定により特定標準価格を定めた場合に準用する。

5 特定物資に関する第五條の規定の適用については、同條第一項及び第二項中「標準価格」とあるのは、「特定標準価格」とする。

第九條 主務大臣は、特定品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があるとき、特定標準価格を改定するものとする。

2 特定標準価格は、第七條第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 第三條第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十條 主務大臣は、特定品目の物資の販売を

した者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該販売に係る物資が同項の特定標準価格が告示された日前において生産され、輸入され、又は仕入れられた物資で、その生産費、輸入価格又は仕入価格が当該特定標準価格を定めるに当たつて基準となつた生産費、輸入価格又は仕入価格に比し著しく高いものであることが明らかである場合その他の特別の事情がある場合であつて政令で定める場合には、主務大臣は、政令で定めるところにより、同項の課徴金を減額し、又は免除することができる。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による命令の手續その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第十一條 主務大臣は、前條の規定による課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時刻

については、国税の例による。

(税務行政機関との相互通知)

第十二條 主務大臣はその権限の委任を受けた者は、第十條第一項の規定による命令をしたときは、その内容を国税庁長官及び関係の地方公共団体の長に通知するものとする。

2 国税庁長官又は地方公共団体の長は、その所管する機関に所属する当該職員が国税又は地方

税に関する調査の際に知つた第十條第一項の規定に該当する販売に関する事項を主務大臣に通知するものとする。

(生産に関する指示等)

第十三條 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、別に法律の定めがある場合を除き、政令で、当該生活関連物資等を生産を促進すべき物資として指定することができる。

2 第二條第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十四條 前條第一項の規定により指定された物資の生産の事業を行う者(主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下「生産業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該物資の生産に関する計画(以下「生産計画」という。)を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 主務大臣は、前條第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第一項の規定による届出をした生産業者(前項の規定による指示があつた場合において、そ

の指示に従つて生産計画の変更をしなかつた者（を除く。）は、その届出に係る生産計画（第一項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

（輸入に関する指示等）

第十五条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるとき、当該生活関連物資等の輸入の促進によりこれに対処する必要があると認められるときは、政令で、当該生活関連物資等を輸入を促進すべき物資として指定することができる。

2 第二項第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十六条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の輸入の事業を行う者で当該物資の輸入事情を考慮して当該物資の輸入をすることができると認められるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、当該物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十七条 主務大臣は、前条に規定する措置をも

つてしては第十五条第一項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところから従つて当該物資の輸入に関する業務を行うことができる。

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項又は前条第一項の規定による指示をしようとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配慮しなければならない。

（保管に関する指示等）

第十九条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を供給の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 第二項第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第二十条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（売渡し、輸送又は保管に関する指示等）

第二十一条 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡し並びに売渡し価格を定めて、当該生活関連物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（設備投資に関する指示等）

第二十二条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制を図る必要があると認められるときは、政令で、設備投資を抑制すべき期間として六月を下らない期間を指定することができる。

第二十三条 前条の規定により指定された期間内

に建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいい、公益上又は国民生活上必要な建築物であつて政令で定めるもの及び次条第一項の規定により届出をすべき設備投資計画に係る建築物を除く。以下同じ。）であつて、政令で定める規模以上のものの建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、工事計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該建築物の建築が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、その建築をしようとする者に対し、工事計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該建築物の規模の縮小を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条 第二十二條の規定により指示された期間のうち主務省令で定める期間内に、次の各号に該当する設備の設置をしようとする事業者（その事業の用に供する設備に対する投資を抑制することが必要であるものとして政令で定める事業を行う者をいい、主務省令で定める者に該当する者を除く。以下同じ。）は、主務省令で定めるところにより、設備投資計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 直接その事業の用に供する機械、装置その他の設備の設置であること。

二 当該主務省令で定める期間ごとの設備の設置に要する投資総額が政令で定める金額を超えるものであること。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該設備の設置が国民生活上又は

は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、設備投資計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該投資総額の減少を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(罰則等)

第二十五條 物価が著しく高騰又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需要の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあることを認めるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

(国民生活安定審議会)

第二十七條 總理府に、附屬機関として、国民生活安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣總理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣總理大臣又は関係大臣に建議することができる。

4 審議会は、学識経験を有する者及び一般消費者のうちから、内閣總理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国会への報告)

第二十八條 政府は、おおむね六月に一回、国会に、この法

律の施行の状況を報告するものとする。

(帳簿の記載)

第二十六條 指定物資を販売する者(主務省令で定める要件に該当する者を除く。)は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該指定物資に係る経理に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(立入検査等)

第三十條 主務大臣は、第五條、第六條及び第七條

第十條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、第十四條、第十六條、第二十條、第二十一條、第二十三條及び第二十四條の規定

の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、生活関連物資等の生産、輸入、販売若しくは輸送の事業を行う者、生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者若しくは第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項に規定する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第二十五條第一項の規定に基づ

く政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された生活関連物資等の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者その他政令で定める関係者に対し、同項に規定する事項に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物

件を検査させることができる。

4 第一項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第三十一條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令でその制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第三十二條 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(権限の委任)

第三十三條 この法律による権限は、政令で定めるところにより、外局の長、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(罰則)

第三十四條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十七條第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二條 第十四條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第三十四條 第二十五條第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後一年以内に、この法律の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(物価統制令の一部改正)

第三條 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「主務大臣」の下に「物価が著しく高騰し又は高騰する虞がある場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト

認ムルトキ」を加え、「価格等ニ」を「当該価格等ニ」に改める。

第三十三條及び第三十四條中「十萬元」を「五百萬元」に改める。

第三十五條中「五萬元」を「三百萬元」に改める。

第三十七條中「一萬元」を「二十萬元」に改める。

第三十八條中「二萬元」を「十萬元」に改める。

第三十九條中「五千元」を「十萬元」に改める。

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律施行の際改正前の物価統制令第四條の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(総理府設置法の一部改正)
第五條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中中央交通安全対策會議の項の次に次のように加える。

国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

(所得税法の一部改正)
第四條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項に次の一号を加える。
八 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第 号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)
第五條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條 物価等対策特別委員会會議録第三号

第三十八條第二項に次の一号を加える。
六 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第 号)の規定による課徴金及び延滞金

(生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)
第六條 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「生活関連物資」を「生活関連物資等」に改める。
第一條中「生活関連物資(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)」を「国民生活との関連性が高い物資又は国民生活上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)」に改め、「国民生活の安定」の下に「と国民経済の円滑な運営」を加える。

第二條第一項中「生活関連物資」を「生活関連物資等」に改める。
第四條を次のように改める。

(売渡しに関する指示及び命令)
第四條 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみににより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先(内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。)を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他の命令の実施に關し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

4 内閣総理大臣及び主務大臣は、第二項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

5 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

7 第四項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9 第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第八條を次のように改める。
(権限の委任)
第八條 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長に委任することができる。

第八條の次に次の三條を加える。
(罰則)
第九條 第四條第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十條 第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第十二條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第十三條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第十四條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第十五條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第十六條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第十七條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第十八條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第十九條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十一條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十二條 本法の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

昭和四十九年一月十七日印刷

昭和四十九年一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局